

# 令和6年第2回（3月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和6年3月6日（水）午前10時00分～午後4時38分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井 雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第3号 大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例案

議案第4号 大潟村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例案

議案第5号 大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規  
定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する  
条例案

議案第6号 大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第7号 大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例案

議案第8号 大潟村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援  
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条

例の一部を改正する条例案

議案第9号 大潟村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第10号 大潟村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第11号 村道路線の変更について

議案第12号 工事請負変更契約の締結について

議案第13号 工事請負変更契約の締結について

議案第14号 普通財産の貸付について

議案第15号 普通財産の貸付について

議案第16号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案

議案第17号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第18号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第19号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第20号 令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

議案第21号 令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案

議案第22号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案

議案第23号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案

議案第24号 令和6年度大潟村一般会計予算案

議案第25号 令和6年度大潟村診療所特別会計予算案

議案第26号 令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案

議案第27号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計予算案

議案第28号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案

議案第29号 令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案

議案第30号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計予算案

議案第31号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計予算案

議案第32号 大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、令和6年第2回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、三村敏子さんと、4番、菅原アキ子さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、3番、三村敏子さん。

**【議会運営委員長：三村敏子】**

3番、三村敏子です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る2月27日、午前10時30分より委員会室において、村当局より薄井総務企画課長、菅原総務企画課主査出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は5名で、提出案件は30件であります。提出案件の内訳は、条例関係8件、補正予算8件、当初予算8件、道路認定1件、契約関係2件、財産関係2件、人事案件1件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日3月6日から3月15日までの10日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は3月6日から3月15日までの10日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和5年11月分から令和6年1月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

同じく監査委員より、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和5年度定期監査の結果報告が提出されております。

また、教育長職務代理者より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和4年度大潟村教育委員会点検・評価報告書が提出されております。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る12月20日、井川町において、南秋田郡町村議会正副議長並びに事務局職員合同研修会が開催され、秋田県立大学准教授、近藤正氏による「八郎湖流域の治水と環境」と題しての講演が行われました。

また、1月31日に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会議長研修が開催され、八郎潟町農村環境改善センターにて「あきたこまちRについて」の研修のあと、五城目町において、7月豪雨で被災した橋の復旧工事現場の視察を行いました。

次に、秋田県町村議会議長会について、報告いたします。

去る2月13日、秋田県市町村会館において、理事会が開催され、自治功労者への表彰伝達が行われました。この表彰において、大潟村からも秋田県町村議会議長会表彰を次の方々が受賞されています。三村敏子さん、菅原アキ子さん、菅原史夫さん、戸部誉さん、齊藤知視さん、石井雅樹さん以上の6名です。誠にめでたうございます。

また、理事会においては、令和5年度補正予算案、令和6年度事業計画及び当初予算案並びに令和6年度会費について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

次に、秋田県町村電算システム共同事業組合議会について、報告いたします。

去る2月13日、秋田県市町村会館において、令和6年第1回秋田県町村電算システム共同事業組合議会定例会が開催され、令和5年度補正予算専決処分報告、令和5年度補正予算案及び令和6年度当初予算案について審議が行われ、原案どおり可決・承認されました。

次に、秋田県に対する要望活動等について報告いたします。

去る2月9日に、物価高騰に伴う乾燥調整施設等支援事業について、大潟村地域農業再生協議会として会長及び役員が出席し、秋田県農林水産部長に対し要望書を提出して参りました。

また、2月28日に、国民健康保険事業について、秋田県副知事を訪問し、新たな激変緩和措置の決定に感謝をお伝えし、今後も安定的な国保事業を実施するため、引き続き協議を行っていただくよう要請してまいりました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

2番、工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

2番、工藤勝です。

私から、男鹿地区消防一部事務組合議会定例会の審査の経過と結果について、ご報告申

上げます。

令和5年12月25日、午前10時より、男鹿地区消防一部事務組合議事堂において、令和5年、男鹿地区消防一部事務組合議会第2回定例会が開催されました。

はじめに議案上程に先立ち、管理者より諸般の報告がありました。

主な内容については、次のとおりです。

1. 天王分署配置の高規格救急車について
2. 緊急消防援助隊無償使用申請を行っていた小型救助車の納入について
3. 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練について

4. 管内における火災救急業務の状況として、火災発生件数は11月末現在累計12件で、去年同期と比較して5件の減であった。救急の出場件数は2,355件で、去年同期と比較して27件の減であったとのことでした。

次に、議案の審査に入り、議案第9号「令和4年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」が上程され、管理者から提案理由の説明の後、会計管理者から補足説明、監査委員から監査報告がありました。歳入では14億3,144万4,148円、歳出では14億1,232万2,831円で、歳入歳出差引金額は1,912万1,317円となっており、このうち、事故繰越の財源として60万5,000円を繰り越し、実質収支額は1,851万6,317円となったとのことでした。

質疑については、雑入の不納欠損額、総務費の繰越についてなどがありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第9号は全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号「男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」が上程され、管理者から提案理由の説明の後、消防長から補足説明がありました。

質疑については、急速充電ポストの箇所、急速充電設備の条例の解釈についてなどがありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第10号は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和5年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計補正予算について」が上程され、管理者から提案理由の説明の後、消防長から補足説明がありました。

補正内容は、歳入では市村負担金、繰越金および組合債を措置し、歳出では議会費の調整を図ったほか、秋田県人事委員会の勧告に伴う人件費、燃料高騰による需要費、及び職員の健康管理対策として、不具合の発生している各分署エアコンの更新、故障した大型救急車積載の半自動式除細動器の更新、並びに入札差金などを措置したもので、歳入歳出それぞれ1,397万1,000円を追加し、補正後の予算総額を14億5,265万5,000円とするものであったとのことでした。

質疑については、大型救急車積載の半自動式除細動器の更新についてがありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第11号は全会一致により、原案のとおり可決されました。

以上で、男鹿地区消防一部事務組合議会第2回定例会の審査の経過と結果について、報告を終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について報告があります。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

八郎湖周辺清掃事務組合議会が開会されましたので、私からその審議経過と結果について、ご報告申し上げます。

令和5年12月21日、男鹿市八郎湖周辺クリーンセンター研修室におきまして、令和5年第2回八郎湖周辺清掃事務組合議会定例会が開会されました。

会期の決定、会議録署名議員を指名した後、菅原管理者より諸般の報告がございました。昨年7月の記録的大雨により当地域も大きな被害を受け、災害廃棄物も大量に発生し、延べ185トンが当センターに搬入されました。内訳は、五城目町が131トンで全体の71%、男鹿市が47トンで全体の25%、八郎潟町が7トンで全体の4%、井川町が0.3トンとなっており、これらについては10月までかけて確実に処理を終えました。

次に、令和4年度のごみ処理実績についてであります。ごみの搬入量は1万4,326トンで、前年度に比較して139トン、1%の減少となっております。

次に、ごみ処理の広域化・集約化について報告がございました。

将来的なごみ処理につきましては、県が策定したごみ処理広域化・集約化計画を踏まえ、集約化の検討を進めており、将来的に秋田市へごみ処理の受け入れをお願いすることを念頭に、昨年7月、事務レベルの秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化研究会を立ち上げ、これまで2回の会合を持ち、各市町村の現状や課題について情報共有を図るとともに、広域化の方式やごみの分別区分、新たな施設の建設構想などについて、協議、検討を進めております。急激な人口減少や財政状況が厳しさを増す中、ごみ処理といった住民生活に欠くことのできないサービスを将来にわたって維持するには、近隣の自治体同士が協力し合い、より広域的に取り組むことが必要不可欠であるとの考えを共有しながら、関係市町村の連携のもとに県の考え方に基づいて協議を重ねてまいりたいとのことでした。

また、3町内会の代表の皆さんに、廃棄物処理委員会において、ごみの処理状況や排ガスなどの分析結果をもとに説明を行い、施設運営の安全性をご確認いただいたとのことでした。

続いて、議案第6号「令和4年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計歳入歳出決算の認定

について」が上程され、管理者より提案理由の説明がございました。

本議案は、令和4年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるもので、歳入総額6億5,321万385円、歳出総額6億3,825万7,709円、歳入歳出差引残額1,495万2,676円となったものであります。

会計管理者より補足説明があり、監査委員から審査意見書の報告を受けた後、審議に入りました。委員より、当初予算額より収入済額が大幅な収入増になった原因や、令和4年度決算額と令和3年度決算額の受け止め方などについて質疑がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第6号は全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、議案第7号「令和5年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）について」が上程されました。本補正予算は、歳入では前年度繰越金を、歳出では財政調整基金の積立金や、国の物価高騰対策の助成に伴う電気料の減額等を措置したもので、歳入歳出それぞれ1,495万1,000円を追加し、補正後の予算総額を5億3,179万6,000円とするものであります。

管理者より提案理由の説明があり、事務局長より補足説明を受けた後、審議に入りました。委員より、電気代が大幅に減額になった理由や、今後の職員体制、配置の考え方について、また県が策定したごみ処理広域化・集約化計画の協議内容やスケジュールについて、また、電気料の繰り越しの見通しや数字チェックの確認方法などについての質疑がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第7号は全会一致で原案のとおり可決されました。

また、令和4年度の大潟村の負担額は、事務費においては3,606万7,000円、公債費においては694万1,000円となっております。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

これで、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、令和6年3月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、能登半島地震被災地への職員派遣について申し上げます。

去る1月1日、石川県能登半島沖を震源とするマグニチュード7の地震が発生し、甚大な被害が発生しました。このたびの地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に対し、心より

お見舞い申し上げます。

特に被害が甚大な石川県では、避難生活が長期かつ広域にわたると見込まれることから、国から県を通じ、3月1日から3月31日までの期間、保健師の追加応援派遣の要請がありました。村では、2名の保健師を派遣可能と県に回答したところ、県内市町村との調整により、2月21日付けで、県から保健師1名の派遣依頼がありました。派遣期間は3月10日から16日までの1週間で、派遣先は1.5次避難所である金沢市のいしかわスポーツセンターが予定されています。避難所入所者の健康管理・衛生管理業務等に従事することになります。大潟村職員として、他自治体からの派遣職員と協力し、被災者に寄り添った活動を期待しております。

次に、来年度以降の大潟村国民健康保険事業について申し上げます。

これまで、県との協議や要望活動、厚生労働省への陳情、村国保ワーキングチーム職員による北海道における事業費納付金算定方法の調査等について報告してきたところです。

去る1月24日に開催された国民健康保険事業等市町村連絡会議において、新たな激変緩和措置を講じることが決定されました。内容は、県内の保険料水準の統一に向け、事業費納付金の算定方法を見直しするとともに、新たな算定方法が施行されるまでの期間、一定以上国民健康保険税の負担が増加した市町村に対し、負担軽減のための激変緩和措置分として県の特別交付金を交付するというものであります。なお、令和6年度においては本年度と比べて事業費納付金が約8千万円減額の見込みとなっており、さらに激変緩和措置としての交付金が約6千万円増額の見込みとなっております。

激変緩和措置については、今年度制定の第3期秋田県国民健康保険運営方針において、事業費納付金の算定の基礎となる所得の精緻化とともに明記されることになっております。おおむね5年間で予定していると説明を受けておりますが、あくまで将来的に保険料水準の統一が図られるまでの暫定措置であると考えております。

村では、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、県内同じ保険料水準となるよう要望しており、引き続き、県と協議し取り組んでまいります。

次に、脱炭素事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、バイオマス熱供給事業については、ボイラー本体及び付帯設備はデンマークからの船便輸送が順調であり、村への到着は3月18日の予定となっております。

また、熱導管の敷設については概ね終了し、施設側の熱交換器の設置も終了しており、ボイラーの到着を待つのみとなっております。

次に、公共施設等への太陽光発電事業については、ホテルサンルーラル大潟、ポルダール潟の湯、ふれあい健康館の3施設について、パネルの設置が終了しております。新年度からパワーコンディショナーや蓄電池等を設置し、7月頃の発電開始となる見込みです。

また、事業計画全体の変更について環境省と調整を終えたところであり、今後の事業を確実に進めるよう、株式会社オーリスと共に努めてまいります。

なお、2月27日に公民館において、村と株式会社オーリスとの共催により、脱炭素事業  
村民説明会を開催いたしました。説明会においては、株式会社オーリスの常務取締役、技  
術アドバイザーがそれぞれ、太陽光発電事業と地域熱供給事業の概要の説明を行い、また  
一般住宅への太陽光パネル及び蓄電池設置にかかる補助事業の構想案について説明を行っ  
たところであり、約30名の参加がありました。今後も機会をとらえ、説明会を開催してま  
いりたいと考えております。

次に、ごみ処理の広域化について申し上げます。

県内自治体において、急速な人口減少がすすみ、財政状況が厳しさを増す中、ごみ処理  
施設の適正処理を確保するため、令和3年9月に「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」  
が策定されました。この計画においては、秋田市、潟上市、八郎湖周辺清掃事務組合を1  
つのブロックとして広域化・集約化を進めることが望ましいとされております。

こうした状況を踏まえ、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合関係市町村の職員で  
構成する「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化研究会」を昨年7月  
に立ち上げ、これまで各市町村間の情報共有や課題の洗い出しなどに取り組んできたとこ  
ろです。

今後は、将来にわたる安定的・効果的な処理体制の構築を目指し、各市町村のメリット、  
デメリット等の検証を行うこととしており、今年度中にこうした検討を行う協議会を設置  
するための覚書を締結し、広域化・集約化に係る方針の決定に向けた協議を進めていく予  
定です。

次に、消防の広域化について申し上げます。

人口減少が進む中、将来にわたり必要な消防力を維持するため、男鹿地区消防一部事務  
組合消防本部と湖東地区行政一部事務組合消防本部の統合について、これまで両一部事務  
組合が共同で行った常備消防力適正配置調査の結果をもとに、関係市町村・事務組合によ  
る事務レベルの研究会において調査・研究を進めてまいりました。

今年1月からは、副市町村長等による検討会を設置し、より具体的な検討を始めており、  
今後、任意協議会の設立に向けて更に検討を進める予定です。

次に、令和5年飲酒運転追放等競争について申し上げます。

3月5日、令和5年秋田県飲酒運転追放等の競争の優良市町村として、知事表彰伝達式  
が役場で行われました。村内に住所を置く方の令和5年中の飲酒運転違反件数、飲酒運転  
人身事故件数、飲酒運転以外による死亡事故件数がいずれも0件だったことにより、小坂  
町、上小阿仁村、五城目町と並んで1位となり、優良市町村として6年連続の表彰となり  
ました。

今後も引き続き、村民及び関係団体、関係機関と協力しながら交通安全に努めてまいり  
ます。

次に、令和6年産米の生産の目安について申し上げます。

国の主食用米の生産量の見通しにおいては、主食用米の需要量は今後も毎年10万トン程度減少することが見込まれる中で、引き続き、各産地で需要に応じた生産・販売を行っていく必要があることから、令和5年産主食用米等の生産量と同水準の669万トンとしております。

村の生産の目安については、1月10日に開催した大潟村地域農業再生協議会において、主食用米の作付け割合を、県に準じ、昨年と同じ55%と決定しました。

営農計画の受付は、2月13日から16日にまで行い、2月末現在で357名の提出があったところです。農家の皆様におかれましては、引き続き需給予測などを参考に、認定生産調整方針作成者と十分協議のうえ、需要に応じたコメ生産の取り組みを進めていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、冬季ふるさと祭りについて申し上げます。

去る2月4日、村民体育館周辺を会場に、第45回冬季ふるさと祭りを4年ぶりに開催いたしました。この祭りは、冬季における伝承遊びや野外活動等のふれあいの場を子どもたちに提供し、地域づくりの場の創出や世代間交流を図ることを目的に行なっているものです。当日は、残念ながら積雪はありませんでしたが、青空も見られお祭り日和となり、小学生以下の参加者約130人を含む約400人にご来場いただきました。

コロナ禍以前の開催では、少子化、インフルエンザの流行や当日の悪天候などにより、参加者が非常に少ない年もあり、事業存続の検討も必要と考えておりました。しかし、今回は多くの参加者がありましたので、これからも子どもたちの冬場に外で遊ぶ機会の創出と世代間交流の場として継続していけるよう、村民の皆様の協力を得ながら進めてまいりたいと思います。

次に、新体育館の建設について申し上げます。

老朽化した村民体育館の建設について、令和4年度から検討を進めてまいりましたが、物価高騰による建築単価の急上昇と有利な補助事業の活用が見込めない状況でありました。令和6年度当初予算の編成と併せ事業計画を検討した結果、当初予定していた新築を断念し、既存体育館の耐震補強と増改築により事業を進めていくことといたしました。そのため、今後はなるべくコストをかけずに、村民の要望が多いトレーニングルームなどを優先的に整備していく方向で基本設計を進めてまいります。

新体育館建設に関しては、これまで新体育館基本構想策定委員会の委員の皆様からも報告書の提出をしていただくなど、高い関心をもってご協力いただいております。できる限り期待に添えるよう努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、子ども海外研修事業について申し上げます。

子ども海外研修事業実行委員会が主体となって実施していた交流事業ですが、韓国インピ中との交流が途絶えて以降、次の交流先を模索しておりましたが、しかしながらコロナ

禍もあり交流先を探せない状況が続いていました。

そうしたところ、台湾に在住していた村民の方を通じて事業の具体を相談する機会を得たことから、去る2月23日に実行委員会の芳賀事務局長、大潟中学校の小玉校長及び教育委員会の宮田次長の3名が、台湾中南部の雲林県虎尾（こび）国民中学校を訪問してまいりました。

当日は、王昇燦(ワンシェンサン)校長はじめ学校関係者の歓迎を受け、意見交換を行い、大潟村子ども海外研修事業実行委員会と覚書を締結し、大潟中との交流を行うことについて異論はないとの考えを王校長から示していただきました。7月には、虎尾国民中の関係者の皆様が来村する予定となっておりますので、その際に覚書を締結し、交流事業の具体を進めていきたいと考えております。

引き続き、交流事業の実現に向け、子ども海外研修事業実行委員会の皆様と協力し、事業を進めてまいります。

次に、大潟村創立60周年記念ロゴマークについて申し上げます。

村は、今年10月に創立60周年を迎えることから、60周年の機運の醸成と情報発信を行うため、昨年12月20日から1月31日にかけて、60周年記念ロゴマークの募集を行いました。募集にあたり、大潟村が八郎太郎の住む八郎潟を干拓して誕生した村であることと、令和6年の干支が辰であることに着目し、「龍」と「60周年」の要素をデザインに取り入れることを募集要項に盛りこみました。

公募の結果、30都道府県から104件の応募がありました。2月13日に開催した選考委員会において審査を行った結果、千葉県松戸市の桜庭さんの作品に決定しました。採用作品については、今後広報等で周知し、各種事業において効果的に使用するとともに、村民の皆様にも広く活用していただきたいと考えております。

村民の皆様とともに創立60周年の機運を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、南秋地域広域マイタウンバス運行事業について申し上げます。

南秋地域広域マイタウンバスは、大潟村と五城目町、八郎潟町の3町村で構成する南秋地域公共交通活性化協議会により、令和元年10月から運行を開始し、現在、毎日計40便を運行しているところです。

昨年12月に運行事業者より、バス運転士の退職による人員不足と、令和6年4月から適用される「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」への対応により、現行ダイヤの維持が困難な状況となっているとの要請を受け、協議会では、運転士の労働環境の遵守と運行の安全性の確保のため、現行ダイヤから4便を減便し、土日祝日運休を追加するダイヤ改正を4月1日に行うことといたしました。

大潟村では、21時7分、八郎潟駅発サンルーラル大潟行きが減便となるほか、6時5分、サンルーラル大潟発八郎潟行きが土日祝日運休となります。ご利用いただいている村民

の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますとともに、引き続き広域マイタウンバスのご利用をお願いいたします。

以上、諸般の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、日程第5、議案第3号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第33、議案第31号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

提出案件の説明に先立ち、令和6年度当初予算の編成方針及び重点施策について申し上げます。

国では、令和6年度予算編成の基本方針について、コロナ禍を乗り越え、経済が改善しつつあるとしながらも、賃金上昇が物価高に追いついておらず、個人消費の力強さが欠けていることから、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、デフレ脱却の一時的な措置だけでなく構造的賃上げに向けた対策を講ずるとともに、子ども・子育て政策の強化やデジタル田園都市国家構想の推進、2050年カーボンニュートラルを目指した地域脱炭素化の一層の推進、消防・防災力の強化など重要課題への取り組みを推進することで、人口減少を乗り越え持続可能性が担保される経済財政運営を行うこととしています。

また、本村の財政状況を見ますと、歳入では、地方財政計画において総額が増加するなど依存財源である地方交付税については一定の収入が見込まれるものの、基幹産業である農業において異常気象や物価高の影響を受けており、自主財源である村税については不透明な状況が続いております。歳出では、国営かんがい排水事業の負担金支払に向けた積立のほか、生活インフラや公共施設についても更新費や維持補修費などの財政需要が高まっています。加えて、賃金上昇や物価高騰により、経常経費の増加も予想されます。

令和6年度の予算案につきましては、こうした村の状況や国・県の動向を踏まえつつ、「第2期大潟村総合村づくり計画」に掲げる基本目標の実現と創立60周年を契機とした今後の村づくりも見据えながら、限られた財源を効率的に活用し、各種施策を着実に推進する予算編成としたところです。

令和6年度の重点施策については、

- 60周年を契機とした村づくり計画
- 農業振興対策
- 子育て支援・教育の充実
- 地域福祉の充実

- 健康づくりの推進
- 環境・脱炭素施策の推進
- 移住・定住の促進
- 生活インフラの整備

の8項目に、特に力を入れて取り組んでまいります。

人口減少、少子化の社会において地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、村民の皆様とともに「住み継がれる元気な大潟村」の実現を目指して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、提出議案についてご説明申し上げます。

議案第3号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第4号「大潟村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第5号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案」については、水道法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第6号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」については、介護保険法第117条に基づく、第9期大潟村介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第7号「大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第8号「大潟村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第9号「大潟村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第10号「大潟村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、指定居宅サービス等の事業の人

員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第11号「村道路線の変更について」は、村道北1丁目5号線を変更したので、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第12号「工事請負変更契約の締結について」は、令和5年12月12日に議決を経た、導水管更新工事（第1工区）請負契約について、契約金額を変更することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第13号「工事請負変更契約の締結について」は、令和5年12月12日に議決を経た、導水管更新工事（第2工区）請負契約について、契約金額を変更することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号「普通財産の貸付について」は、北1丁目における集合型村営住宅の建設のため、普通財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第15号「普通財産の貸付について」は、北1丁目に建設する集合型村営住宅の管理及び大潟村への賃貸のため、普通財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第16号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の主なものを申し上げます。

総務企画課関係では、一般管理費において、需用費に30万円、湖東厚生病院運営費補助金に471万円、備品購入事業に48万5千円を計上しております。財政管理費においては、かんがい排水施設整備基金及び森林環境譲与税基金への積立金を合計5,075万4千円計上し、ふるさと応援基金積立金を9,000万円減額するとともに、資金運用事業2億5千万円を減額しております。さらにOA管理費においては、庁内ネットワーク保守管理事業の備品購入費に78万7千円を計上するとともに、公債費において、平成24年度に借入した臨時財政対策債の利率変更に伴う元金を9万円増額計上しております。

生活環境課関係では、道路橋りょう維持費において、橋梁補修事業（道路メンテナンス事業）の工事請負費を273万7千円増額し、補正前の額と併せて1,376万7千円の繰越明許費を設定しています。また環境エネルギー費において、自然エネルギー100%の村づくり推進事業について2億2,230万円の繰越明許費を設定しています。

福祉保健課関係では、社会福祉総務費等において、過年度補助事業の事業実績確定に伴う返還金を計435万6千円計上するとともに、社会福祉総務費において、物価高騰重点支援給付金（低所得世帯）事業1,588万8千円について、繰越明許費を設定しております。また、福祉医療費において、福祉医療費支給事業に369万2千円を計上するとともに、保健センター費において、新型コロナワクチン接種事業についてシステム改修業務委託料19

万3千円を計上し、併せて同額の繰越明許費を設定しています。

産業振興課関係では、農業振興費において、野菜等生産振興対策事業に14万2千円、排水対策事業に40万円、化学肥料低減機械等導入支援事業に554万5千円をそれぞれ増額するとともに、化学肥料低減機械等導入支援事業については同額の繰越明許費を設定しています。また、新たに玉ねぎ乾燥調整施設電気・燃料等高騰緊急支援事業100万円を計上するとともに、産地生産基盤パワーアップ事業に4億6,556万1千円を計上し、併せて同額の繰越明許費を設定しております。さらに農地費において、基幹水利施設ストックマネジメント事業に2,265万円の繰越明許費を設定するとともに、温泉保養センター費において、温泉保養センター指定管理事業に89万1千円を計上しております。

このほか、各科目とも事業実績及び決算見込額の確定などにより補正を行ったところであり、最終的な補正総額は8億7,701万4千円の減額となり、補正後の予算総額は44億3,474万4千円となったところであります。

なお、補正の財源としては村税、地方交付税、県支出金及び前年度繰越金等に求めたところであります。

次に、議案第17号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」から議案第23号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」までについて、補正の主な内容を順次申し上げます。

診療所特別会計では、事業の実績及び決算見込額の確定等により調整を行い、財源を更正しております。

国民健康保険事業特別会計では、事業の実績見込み及び決算見込額の確定等による調整を行い、財源に基金繰入金1億1,087万7千円、前年度繰越金1,012万7千円を増額するとともに、一般管理費の事務費において4千円、保険給付費において1千円をそれぞれ増額し、併せて財源更正を行っております。

介護保険事業特別会計では、居宅介護サービス計画給付費に55万円、審査支払手数料に1万円、介護予防・生活支援サービス事業費に30万円、介護予防ケアマネジメント事業費に12万円をそれぞれ増額するとともに、介護給付費準備基金積立金に200万円、過年度負担金等返納金に1,591万3千円を計上しております。

介護サービス事業特別会計では、介護保険事業特別会計繰出金に35万円を計上するとともに、財源更正を行っております。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金を785万9千円減額しております。

水道事業特別会計では、人件費を20万円増額するとともに、新たに浄水場配水池造成事業として3億5,995万3千円を計上し、併せて同額の繰越明許費を設定しております。また、水道事業基金積立金に1,200万円を計上しております。

公共下水道事業特別会計では、人件費を5万円、秋田湾・雄物川流域下水道関係の負担

金を579万9千円それぞれ増額しております。

併せて、各会計において、事業実績及び決算見込額の確定などにより補正を行ったところであり、特別会計の補正額は、総額で2億8,919万5千円の増額となり、補正後の総額は24億8,810万円となったところであります。

次に、議案第24号「令和6年度大潟村一般会計予算案」の概要について申し上げます。

令和6年度の一般会計の予算総額は45億7,300万円となり、前年度の当初予算と比較すると、金額で4億8,700万円、増減率で9.6%の減となっています。

前年度当初予算と比べ減額となった理由は、資金運用事業、自然エネルギー100%の村づくり推進事業等の減額によるものです。なお、令和6年度は、物価高や賃上げの影響により委託料や人件費など経常経費が増加しています。

はじめに歳入ですが、歳入予算の計上にあたっては、国の地方財政計画や前年度実績、基金の状況、国・県支出金等を勘案して積算をしております。

村税については、農業所得の増が見込まれることから、前年度比で4,633万円、6.9%増の7億2,003万4千円を計上しております。

地方交付税については、国が示す地方財政計画において前年度から総額が増となったことなどを踏まえ、前年度比で3,200万円、2.3%増の14億4,400万円を計上しております。

国庫支出金については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等について、前年度比で5億4,457万9千円、49.0%減の5億6,750万5千円を計上しております。

県支出金については、環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金、安全・安心な森整備事業費補助金などにより、前年度比で1,102万3千円、2.7%増の4億1,275万円を計上しております。

寄附金については、ふるさと応援基金寄附金として1億3,000万円を計上しております。

また財源対策として、財政調整基金から8,500万円、ふるさと応援基金から3億9,100万円を繰り入れることとしております。

村債については、前年度比1,870万円、10.2%増の2億210万円を計上しております。

次に、歳出の主な施策について申し上げます。

総務部門では、大潟村創立60周年を迎えるにあたり、記念式典等の記念事業を実施するとともに、人口減少対策として、移住・定住促進事業、婚活事業、良好な住環境の整備と出会いや移住・定住に向けた様々な支援を行ってまいります。

また、令和8年度からの第3期大潟村総合村づくり計画及びコミュニティ創生戦略について、令和6年度より計画策定を進めてまいります。

さらに、ふるさと応援寄附推進事業、企業版ふるさと納税推進事業についても、引き続き力を入れて取り組んでまいります。

福祉・保健部門では、高齢者の交流・活動拠点であるふれあい健康館の整備や、医療と健診、予防事業の充実、多機関協働による重層的な相談支援体制の整備などを行うとともに

に、来年度は予防接種への助成を一層充実させ、住民の健康維持、地域医療と福祉の充実に取り組んでまいります。

また、引き続きネウボラ事業を実施するとともに、渦っ子Babyギフト事業により、妊娠届出時と出生届出時の給付金給付と相談の充実を図るなど、妊娠・出産、子育てまで切れ目のない相談支援と経済的支援を行ってまいります。

環境・衛生部門においては、八郎湖水質改善対策事業として、無代かき栽培など八郎湖の水質改善につながる発生源対策の推進を行うとともに、令和4年度に採択された脱炭素先行地域事業を中心に、関係機関が連携し、自然エネルギー100%の村づくり推進事業について、引き続き取り組んでまいります。

土木部門におきましては、道路メンテナンス事業補助制度を活用し、村内の橋梁の補修設計と補修工事を行うほか、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用し南北東線舗装補修工事を実施いたします。さらに、東4・5丁目ハウス団地内の排水路保全工事を行うとともに、集合型村営住宅の整備のため、北1丁目地区の村営住宅4棟の解体工事を行います。

消防・防災部門では、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、消防団の防火衣の更新と消防用ホースの更新を行います。

農林業部門においては、国営土地改良事業の推進、需要に応じた米生産の取り組み、農業人材育成事業、環境保全型農業直接支払対策事業、農産物・加工品輸出促進事業、高収益作物生産促進事業、夢ある園芸産地創造事業、民産学官連携による農業振興推進事業、みどりの食料システム戦略推進事業などにより、しなやかで強い農業を確立し、農業の競争力の強化と農家所得の向上を図るとともに、担い手の育成にも努めてまいります。

また、県補助金を活用して防災林の松くい虫被害木の処理並びに被害拡大防止対策に取り組むとともに、林業施業履歴データを整備します。

商工観光部門では、ふるさと交流施設、道の駅おおがた、温泉保養センターの施設整備事業を実施するとともに、観光情報を積極的に発信し、誘客や交流人口の増加を目指します。また、村内事業者において新型コロナウイルスによる影響が残っていることから、利子助成による事業継続を支援いたします。さらに村内における起業を支援するため、経費の一部を助成します。

こども園・学校教育部門においては、子育て支援の充実、英語教育の充実、ICT教育の推進、園小中連携教育の推進と、施設整備事業等により学習環境の充実を図ります。また、子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。

さらに、引き続き学校給食の無償化と奨学金貸与事業を実施し、子育て世帯の負担軽減と進学への経済的支援を行います。

社会教育・体育部門においては、村民体育館の増改築に向けた基本設計を行うとともに、干拓博物館で創立60周年を記念した特別展を開催いたします。また、社会教育団体をはじめ

めとする各種団体や住民の生涯学習・スポーツ活動を支援するとともに、ミニ国体や相撲の合宿を支援するなど、社会教育・体育の充実を図ってまいります。

次に、議案第25号「令和6年度大潟村診療所特別会計予算案」から議案第29号「令和6年度大潟村後期高齢者事業特別会計予算案」までの5特別会計につきましては、予算総額で16億6,976万6千円となり、前年度対比で1億301万円、5.8%の減となっております。

各特別会計における予算の概要について申し上げます。

診療所特別会計では、人件費の増により、予算総額は6,489万2千円となり、前年度当初予算と比べ246万2千円、3.9%の増となっております。

国民健康保険事業特別会計では、新たな激変緩和措置を用いた算定による国保事業費納付金の減により、予算総額で9億5,214万6千円となり、前年度当初予算と比べ6,785万6千円、6.7%の減となっております。

介護保険事業特別会計では、介護サービス事業の精査に伴う保険給付費の減により、予算総額で3億138万8千円となり、前年度当初予算と比べ3,472万5千円、10.3%の減となっております。

介護サービス事業特別会計では、予算総額で2億6,525万8千円となり、前年度当初予算と比べ219万9千円、0.8%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計では、予算総額で8,608万2千円となり、前年度当初予算と比べ69万2千円、0.8%の減となっております。

次に、議案第30号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計予算案」については、地方公営企業法適用に伴い予算案を調製したところです。令和6年度の簡易水道事業会計は、第3条予算（収益的収支）においては、収入を1億4,314万5千円、支出を1億3,790万4千円としております。第4条予算（資本的収支）においては、収入を2億8,356万6千円、支出を3億1,106万9千円とし、収支不足額2,750万3千円については、引継金で補填するものとしております。

次に、議案第31号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計予算案」については、地方公営企業法適用に伴い予算案を調製したところです。令和6年度の下水道事業会計は、第3条予算（収益的収支）においては、収入を1億4,700万9千円、支出を1億4,490万円としております。第4条予算（資本的収支）においては収入を1,120万円、支出を3,978万5千円とし、収支不足額2,858万5千円については、引継金で補填するものとしております。

以上、提出案件についてご説明申し上げたところではありますが、詳細につきましては提出しております、議案書、予算書その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、7日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、日程第34、議案第32号「大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、本議案の関係上、戸部誉議員の退場を求めます。

《戸部誉議員退場》

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております人事案件についてご説明申し上げます。

議案第32号「大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますので、引き続き

住所：南秋田郡大潟村字東3丁目

氏名：伊藤讓

を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、ご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第32号「大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第32号は同意することに決定いたしました。

ここで、戸部誉議員の入場を求めます。

《戸部誉議員入場》

暫時、休憩いたします。

(午前11時20分)

(午前11時21分)

一般質問は午後1時から開催したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

ここで、休憩いたします。

(午前11時21分)

(午後1時00分)

再開いたします。

次に日程第35、一般質問を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

はじめに、先ごろ国が発出した地域貢献活動休暇についてお伺いいたします。

近年、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口の減少に伴う人材の希少化等を背景として、民間労働政策において兼業や副業が促進されており、地方公務員も地域活動の担い手として、公務以外において活躍することが期待されるようになってきております。

総務省は先日、地方自治体は条例を定めるなどすれば、職員の特別休暇として地域貢献活動休暇を新たに創設できるとの通知を全国の自治体に発出しました。議会での審議を通じ、住民の理解を得ることを条件に掲げており、具体的な活動や休暇日数などは各自治体が判断します。

農業人口の減少や高齢化が進む中、労働力を確保するという狙いもあるようですが、地域貢献意識の向上やスキルアップにつなげてもらおうと、さくらんぼの生産量日本一を誇る山形県では、自治体職員が副業として収穫に従事することを認める動きが広がっております。公務員ですので、通常業務に支障をきたさないよう時間制限を設け、県と上山市など6市が副業制度を認め、既に運用を始めております。職員が収穫の作業を行っている光景を偶然テレビで見ることがありますが、受け入れ農家の方が、収穫のときは人手が欲しくてあちこち探しても見つからず、さくらんぼを廃棄するのもやむを得ないと思っていたけれども、こうやって助けていただけてありがたくて感謝の言葉しかない、と笑顔で話されていたのが印象に残っています。

大潟村でも既に職員が消防団員として活動されておりますし、様々な分野においてボランティアで参加され、地域の重要な担い手になっていると思います。

各地で深刻化している担い手不足の解消とともに、職員が地域活動の実態を知ることにもつながることになると期待されておりますが、村長は現状を含め、どのように考えておられるでしょうか。お伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の質問にお答えします。

近年、一部の自治体から、地域社会に貢献する活動に従事するための特別休暇について、自治体独自で設けることができるのか、総務省に見解を求める声が上がってまいりました。

それを受け総務省では、職員の活動に公に対する貢献性が認められる場合には、新たな休暇を創設できるとの見解を示しました。

村に対しては、令和5年12月25日付けで、県を通じ総務省通知として「地方公共団体における勤務環境の整備・改善等について」が発出されました。この通知においては、「地域貢献活動休暇」という名称は明記されていませんが、職員の行う行為が、公に対する貢献性が認められ、勤務を欠くことの妥当性が認められる場合に、地方公共団体が独自に特別休暇を条例制定できると示されました。

県内においては、地域社会に貢献する活動に従事するための休暇条例を創設した自治体はまだありません。村においては、各種団体の担い手不足等の課題があることは承知しておりますが、役場においては多様化・高度化しつつある業務に対応しながら、行政サービスの維持と向上を図る必要があります。このような現状の中、新たな休暇の創設については、県内自治体等の動向をみながら慎重に導入を検討する必要があると考えております。

なお、現在は職員が自治会活動や子ども会活動、青年会活動などの地域活動に参加する場合は年次有給休暇を取得しており、職場として休暇を取得しやすい環境づくりに努めているところです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

県内ではまだ設置されている自治体はないというお答えですけれども、職員は村の優秀な頭脳だと思っております。村を良くしたいと熱意を持って日々仕事に励んでおられると思っておりますが、職務を頑張っていただくだけではなく、村全体を見ながら課題を見極めることもとても大事なことではないかと思えますし、期待もしております。それぞれが担っている仕事量や、ひいては働き方改革にも関係してくると思えますが、職員がやりがいを持って、躊躇なく活動の休暇申請ができるような環境整備を進めていくことも、今後必要ではないかと思えますが、県内のその動向を見ながらこれから考えていくというお話でしたけれども、村長はどのようなお考えをお持ちなのかをお聞かせ願えますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず村では、新人職員の研修においては、農家研修を義務づけていまして、4～5日、田植え期間などを含め行っておりまして、そうしたことを通じながら村のことを理解していただけるように取り組んでいるところです。

また、どうしても村は職員数が、大きい自治体に比べて少ないので、少ない中で多様な業務をこなしている現状がありますので、なかなか現段階では社会貢献活動の休暇というようなことでの取得については慎重にならざるを得ないのかなと感じています。ただ、そうした中でも有給休暇は十分ありますので、ぜひそうした今ある有給休暇を十分に活用していただく形で、社会に貢献する活動をしていただければと思いますので、そういう意味では職場として休暇を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていきたいと思っていますし、職員のそうした社会貢献に関する活動については理解を示していきたいと思っていますので、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

新人研修として4、5日間、農家体験をしているということは大変ありがたいし、これからは継続してほしいと思います。

どうしてもやはり一人一役というか、仕事量を持っているということは、十分私達も理解しております。ただその中でも、ただ与えられた仕事だけではなくて、大潟村はこれからよい村づくりを進めるためには何が必要なのかということ、また若い人たちの目で、考えてもらうこともやっぱり必要だと思いますし、その有給休暇を使って存分に頑張ってもらいたいという村長のお考えはよくわかりますけれども、そういう研修を終えた人たちが、こういうことが問題ではないか、こういうことを改めればもっと村が良くなるのではないかというそういう視点をぜひ受け入れて、休暇を取りやすい、有給休暇はもちろんですけれども、そういう地域貢献の休暇、これから県内でももしかしたら広まっていくと思いますので、そういう目で温かく休暇をあげられるような、その村自体のそういうことも期待をしていきたいと思いますが、先ほど村長は慎重にならざるを得ないというお答えでしたけれども、そういうことに関しても再度、お願いできますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

まず、その年次有給休暇にさらに加えて地域貢献の活動休暇のような形は、非常に今の時点では難しい面があるかなと思っていますが、先ほども申したように、新人職員については農業研修をしていますし、何よりもまず村に住むことを前提にお願いしていて、まずみんな新人の方は村に住んでいることから、場合によっては青年会に入ったり、いろいろなことにもつながっているのかなと思っています。そうしたことは引き続き継続しながら

らも、できるだけ村との様々な関連性を仕事以外でも持てるように取り組んでいければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

次に、村民体育館入口の階段に手すりの設置をお願いできないか、お伺いいたします。

村も一人暮らしや夫婦のみの世帯が増えてきており、高齢化率の増加に伴って、介護や高齢者への福祉サービスの需要が高まっております。元気な高齢者が多い一方で、介護が必要になった場合、家族への配慮もあり、介護に不安を抱えている方も多いと感じています。

高齢化は誰もが避けては通れないことであり、予防への対策が一層必要です。健康であり続けたいと誰もが願っており、自身の体力や年齢に応じて、ウォーキングや運動を楽しみながら続けている方も多くいらっしゃいます。

以前は普通に階段の上り下りができたのに、この頃は足腰が弱くなり、スロープがあるのは知っているけれども、体育館入口の階段横に手すりが欲しいという声が多く寄せられています。

運動は心身の健康や生きがいがづくり、地域間の交流にもつながっています。

現在の村民体育館は新築は行わず、耐震補強を進め、なるべくコストをかけずに要望のある会議室やトレーニングルームを増築し、もしものときは避難場所にもなるようにしたいとの説明を受けております。これから基本設計が行われ、工事が始まっていくと思いますが、それまでには多くの時間を費やします。限られた予算の中で、優先度を考慮しながら事業を行っていることは十分理解しておりますが、村は高齢者に優しい村づくりを進めております。その機運をさらに推し進め、誰もが安心して健やかに暮らしていけるように、改修を待たずに手すりの設置をお願いすることはできないでしょうか。ぜひ考慮していただきたいのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の質問にお答えします。

高齢者が村民体育館を利用する数は、コロナ禍も去り、今後は以前のように体育館の利用が回復してくると思いますし、高齢者の健康意識の高まりにより、利用も伸びてくるものと思っております。

その体育館の入口についてですが、菅原議員ご承知のとおり、階段の利用が不便な方向

けに、スロープを2箇所設置しており、どなたでも利用できるよう対策を講じております。しかし、利用状況を見ると、スロープを使うことに抵抗を感じるのか、正面の階段を利用する方がいらっしゃることも承知しております。また、冬囲いを設置した際には西側のスロープが使用できなくなることに不便さを感じている方もいらっしゃるのではないかと感じております。

ご質問の手すりの設置についてですが、やはり村としては令和7年度に増改築の計画をしておりますので、その中で実施したいと考えております。本年度、基本設計の予算を計上しており、実施設計まで進むことができるとすれば、その状況を見ながらということにもなりますが、今問題がある箇所については自動ドアの設置とか、段差を解消するとか、様々な工夫も考えられますので、今回についてはそうしたことを課題として上げていただきまして、対策に活かしていければと考えております。

以上のことから、不便を感じていらっしゃる方には申し訳ありませんが、体育館ご利用の際には、もうしばらくの間、スロープを利用させていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

ただいま村長から、7年度の改築に向けて、様々な課題を考えながら対策を講じていくというお話でしたけれども、令和6年度の重点政策としても、地域福祉の充実、健康づくりの推進が掲げられております。全体から見れば、手すりの設置は小さい事業かもしれませんが、それぞれの事業の一環であると捉えることもできます。

理解できる部分もあるのですが、やはり早急に、1年、2年という時間のことを考えればできないことはないのではないかと考えるところもあるのですが、村長のお考えを再度お聞かせ願えますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まず先ほども言ったように、今年度中には基本設計、そしてできれば実施設計までというようなことを考えていまして、その中で具体になります。今議員から言われた手すりに関して当然検討項目として、さらに段差を解消するには階段をもっと減らすとか、またはスロープをもっと使いやすくするとか、または自動ドアだったりというようなこともありますし、そもそも増築するときどの方向に増築するかということもあって、場合によ

っては玄関側に増築することも想定されるので、そうしたことが明確になってから取り組むということにせざるを得ないと思っていますし、議員のおっしゃった課題についてはしっかり受け止めさせていただいて、この体育館の増改築に反映させるようにしてまいりますのでどうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【4番：菅原アキ子議員】**

いいえ、ないですけれども、課題がいろいろある中で、ぜひ村民が使いやすい体育館の改築ということを考えていただければありがたいです。

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、9番、齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

9番、齊藤知視です。

通告に従い2点質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、脱炭素事業、これが計画変更になったということで、村に様々な負担増が懸念されるのではないかとということで質問いたします。

脱炭素事業の進捗につれて、当初の計画と大きく変わる状況となってきました。全ての事業の実施はオーリスが担い、村が直接関わらないという計画だったわけですが、住宅へのパネルと蓄電池設備の設置は村民、それから公用車のEV化、公共施設のZEB化、それから施設のLED化は村が実施することとなりました。その理由は、オーリスの人員不足、これによって今後の事業の検討・実施が困難になったということです。その他、当初計画の電力使用量、これの間違いによる太陽光発電設備の追加ですとか、メガソーラー事業の縮小、これらに変更になっているということです。

質問なのですけれども、まず事業実施の最中になって人員不足が理由で変更が生じる、これ自体、計画自体が無理になったのではないかと、村の計画策定の段階で、このオーリスの人員体制でこの事業実施に支障はないと考えていたのか。

それから、一部の事業においても、村が実施することで財政負担増あるいは職員の負担が増えるなどのデメリットが生じてこないのか。また、総事業費68億4,600万ほどですけれども、それとこの事業内容において村が実施する部分のそれぞれの割合はどれぐらいになるか。

それから3点目、オーリスが事業実施に困難が生じたと、それが判明した時点で選択肢の1つとして、事業の縮小は考えなかったのか。

それから、約20億円の融資を受けた事業であるわけですけれども、村とオーリスの事業

割合や内容に応じての返済になるのか、それぞれが返済するのか。本来であれば事業の財政部分はオーリスが全て担うべきではないかと思っております。

それから、脱炭素事業の対象となっている村の指定管理の施設において、燃料費が現状を上回る試算結果となっていたわけですがけれども、指定管理料の増加等につながるのか。

以上、5点について質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の質問にお答えします。

まず変更の主な理由という点では、人員不足というよりは事業性を考慮して変更しているということですので、よろしく申し上げます。

その上で人員体制について、オーリスに関わる人員体制については、厳しいながらも進められると見込んでおりました。しかしながら、実際に事業が現場主体にシフトしていく中、専門知識を有していても現場対応力が不足しており、実行に移せないといった状況でした。こうした状況に対応すべく役員体制の変更など事業推進体制の強化を図っているほか、熱事業や太陽光分野で企業に協力いただく体制が構築できたため、現在は事業実施に支障はないと考えているところです。

2つめの質問について、一部村の負担部分についてですが、今回事業計画上で村負担が計上された事業については、公用車のEV化及び公共施設のZEB化、LED化になります。LED化については新たに計画に加えたもので、2027年に蛍光灯の製造が中止になることから、補助事業を活用し設備の更新を実施するものです。こうした公共施設の改修等をオーリスが実施した場合、オーリスが施工し、財産を村へ貸し出すことになるため、村は複数年に渡ってリース料として費用を負担することになります。一方、村が実施した場合は事業費として単年で負担することになり、村の財政負担は変わらないものと考えております。職員負担についても、オーリスへ公共発注の手続きを指導する負担を考えると自ら発注することと大きな違いはありません。

また、事業費においては、計画変更見込みベースで総事業費67億円うち補助金額47億円、オーリス事業が54億円うち補助金額39億円、村事業分が13億円うち補助金額8億円と見込んでおります。

3つめの質問について、事業の縮小についての検討は行ったところですが、事業を縮小することでCO<sub>2</sub>削減量が大幅に減り、脱炭素先行地域自体の取り消しとなる可能性が高く、多大なデメリットが想定されました。本事業で実施する地域熱供給事業については、籾殻を資源として買い取る他、燐炭の販売や農業利用による環境保全型農業直接支払い交付金による助成や、Jクレジット等、農家にとって多くの経済的メリットが期待できます。太陽光事業においても、蓄電池導入により停電時においても一定時間施設に電気を供給で

きるといった効果も期待できることでもあります。こうしたことから、事業の縮小ではなく、一部事業について村が実施することが現実的であり、実施主体を変更し事業を進めるという結論に至ったところです。

4つめの質問について、約20億円の融資についてはオーリスが融資を受けるため、オーリスが事業収益を財源に返済していくことになります。

最後の質問の熱供給については、現時点では燃料費が増となる見込みではありますが、当面は太陽光発電による電気料の減額分と相殺することで、指定管理料は変更しないこととしております。また、現在は燠炭の販売収入を熱供給単価の計算に入れておりませんが、燠炭の販売を行うことで、この料金単価は下げることができると見えています。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

まず村が担当する部分もあるわけですが、それは交付金対象になる部分はあるのか。

それから、これは一般財源を投入するわけですが、その投入した部分というのはこの事業費からの回収ということになるのか。それはもう村として出す部分で、特にそれは回収するとかそういうことにはならないのか。

先日、27日、村民の説明会の中で資料が出ていたのですけれども、これは一般質問の後に出てきた資料ですので、質問できなかつたのですけれども、例えば燠炭に関して言いますと、年間およそ1,700トンで燃焼に投入ですね。この前説明を受けたこの資料です。これによると年間3,000トンの籾殻を燃焼させる、結果1,000トンの燠炭が発生するとなっています。しかし、この前、私たちに届いた資料によりますと、年間1,700トンで、燠炭の排出がおよそ360トン。これだけでも数字が、どれが本当でどれをこの事業として考えているのか、ちょっと分からないのですよ。その燠炭に関して、説明会の時にお話があったのですけれども、なかなかその処理、販売は大変だろうということで、現段階で燠炭の販売に関してはどういった状況なのか、目処はついているのかの点について質問いたします。

最終的というか、収支なのですから、もう少しわかりやすく事業全体でどれだけ収益があつて、どれだけを返済するのか等々、計画というのがちょっと分かりづらいところですね。わかりやすくこの事業としてしっかり成り立つのか、やはりそこをしっかりと出していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の質問にお答えします。

まず脱炭素事業の中で、先ほど言ったようにLED化やZEB化、EV化については、LED化はなかったのですが新たに加えて、まずZEB化の一環の中でありまして、そういった事業を活用するということでもありますから、交付金の対象事業として行うこととしております。ですので、オーリスがやろうとしていたことを村がやるわけですが、それは交付金事業としてやるということによって変わらないとそういうことでもありますので、よろしく申し上げます。

また、村としては、例えばLED化すると、村として収入としてももらう形は取ることができない、村が実施主体ですので。ですから村としては、まずそもそも27年に蛍光灯がなくなるので、まずLED化はやっていないところはやらなければいけない。ですから今回この交付金を最大限活用して、できるだけLED化をしたいと思っています。その上でですが、LED化によって約3割ぐらいの電気料の削減にもなるので、長い目で見ると、そうした電気料の削減からも効果は生まれるものと思っています。ですので、そうした相乗効果も含めて、まず今後、公共施設についてLED化がまだ進んでいないところは、できるだけLED化を、村としてこの交付金を活用してやっていきたいと思っています。

また、籾殻の使用量と燐炭の関連性ですが、第1フェーズでは約1,700トンを使用して、360トンの燐炭を見込んでいるということでもあります。そういうことから、今試算しているのは6円で販売を行っていききたいという試算をさせていただいてまして、そうするとまず2,100万ぐらいの売り上げになるわけで、それから3割ぐらいを経費と見込んでいくと1,500万ぐらいの収入になる見込みであります。ですので、今約1,500万ぐらいの熱としてのかかり増しというか、当初見込みより増えている分について相殺できるものと考えていますので、そうしたことも組み合わせることによってしっかり事業性を確保してやっていきたい。また、燐炭を活用することで、先ほど言ったように、農家へのメリットもありますので、ぜひ農家においても活用していただければと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

また、事業性については当然しっかり試算もしております。各事業ごとではありますが、オーリスとしてはトータルでしっかり事業性を見出だしていきたいということで、今回も燐炭と電気の関連がはっきりした段階で示させていただいたところです。オーリスとしてしっかり事業性を持ちながら、地域に貢献しながらやっていくように今後もしっかり目指していきたいと思っていますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

まず、燠炭の販売に関してなのですが、この前の27日の資料では、熱供給事業の熱販売収益が7,500万、それから粃殻の購入分600万円を引いた6,900万、これが粃殻ボイラー事業の収益として上がっているのですが、これでよろしいのですか。先ほど村長が言った、燠炭販売をした収益の1,500万と、さっき私が申し上げた6,900万、これはどういった関係があるのですか。経済波及効果も含めての金額になるのですか、これは。確かにこの前の資料を見ますと、例えば育苗土に燠炭を入れることで土の量が減ることによってその分経費が少なくなる、あるいは環境保全型農業直接支払に関しても交付金等が出る、あとはJクレジットも活用すればまたそれも収益だと、でもこの実際の脱炭素事業に関わらないで、農家にもメリットはあるわけですが、あくまでもこれは経済波及効果で、事業自体で収益が十分上がってこの事業の運営に支障がないのか。となると、しっかりした数字はどうなっているのかなと思っています。

村民の皆さんが一番心配するのは、こうやって途中で変更があることによって最終的に村がこの事業の大部分をやるようになったらどうなるんだろうと、やはりその辺もだいぶ心配していますので、その辺の見通しについて、村長、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

高橋村長

齊藤議員の再々質にお答えします。

先般の説明会で、頼先生の方から示していただいた数字というのは、第1フェーズ、第2フェーズあって、トータルの数字でして、それで粃殻使用量を年間3,000トンということで、まず将来的なことを含めて先生の方から話がありまして、詳しく今述べているのは第1フェーズ、今回、ボイラー2基の使用量についてでありまして、そこが今具体化している部分ですので、次のボイラーの増設については、今回入れたボイラーがちゃんと動かないか動かないかを含め見極めた上で進んでいきたいと思っております、今のところ1,700トンを活用するというので、それで出てくる燠炭の量が約360トンということで考えておりますので、どうかよろしくお願ひします。

また、先ほども農家メリットについてもお話をさせていただきました。燠炭を育苗用土の半分ぐらい入れると軽くもなりますし、何よりも土の値段と変わらず、場合によっては安く購入できますので、本当に農家にとっては良いと思ひますし、またJクレジットの対象にもなりますので、農地への炭素固定ということで、今、減々等やって秋起こしをメニューに加えているとなかなかそれが実施できなくて、結果、環境直接支払がもらえないということもありますが、まず燠炭を農地へ還元することは、そういう作業ができなくなることはないと思ひますので、そういった点からも安定した形で環境直接支払の交付金5千

円をもらえますし、様々なメリットが考えられますので、ぜひこうした事業を組み合わせながら農業振興に活かしていきたいし、何よりも今は農地で脱炭素に貢献して作った作物ということのそういう付加価値も、今後、単なる減農薬・減化学肥料ではなく、更にプラスチック化して脱炭素に貢献している農地から生産された作物というそういったPRも今後できるのではないかなと期待もしているところです。そういったことも含め、しっかり推進していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後1時45分)

(午後1時45分)

再開いたします。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

引き続き、お願いいたします。

まず今回、事業変更をさせていただきましたが、それは事業の実施主体を、オーリスが全部やる予定だったところを、ZEB化やLED化、そして公用車のEV化については村として直接やることとしました。それはその方が村としてもやりやすいということと、導入後の管理についても村の方でも行いやすいということも含めてやることにしまして、またオーリスとしては熱事業、そして太陽光発電、蓄電池による電力供給事業に集中する形で取り組むということで、より効率のよい形で事業運営ができるものと考えております。

交付金については、引き続き全ての事業で交付金対象として行ってまいりますので、交付金についてもしっかり活用する形で事業を進めてまいりますので、こうした事業を、まずせっかくついた交付金ですので最大限有効に活用しながら、村の将来に活かすよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後1時47分)

(午後1時47分)

再開いたします。

暫時、休憩いたします。

(午後1時47分)

(午後1時47分)

再開いたします。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

補足いたしますが、今回、交付金も非常に補助率が高い交付金でして、例えばLED化であれば、以前、教育委員会で調べた交付金は、補助率としては2分の1（後に、正しくは3分の1と訂正。P36参照）で上限が7,000万というものがあるのですが、今回、LED化も3分の2の交付金というようなことで、残りは村として負担しなければいけません、他の事業よりはこちらの脱炭素事業の方が交付金の割合も高いので、結果として村の負担も減るということになりますので、そうしたことも含め最大限この事業を活用する形でしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

2点目の質問に移ります。

樹木の伐採時の切り株の処理を適切にということ、今住宅に被害を及ぼす危険がある場合ですとか、自然災害によって倒木した樹木の迅速な対応を行っているわけですが、この切り株の処理がちょっと十分ではないのかなと、これは村民の方からも、なぜああやって残すのだということがありまして、特に年に2回実施する住区内での草刈り作業において、やはり雑草が繁茂してくるとどうしても切り株が見えづらい。事故につながる危険もありますので、今やっているこの切り株を残した処理方法に何か特別な事情とか理由はあるのでしょうか。今後の対応はどうするのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の質問にお答えします。

村内の防災林は、クロマツの松くい虫被害が進んでおり、また高木・老木化による倒木の恐れが心配されてもおります。現在は倒木による事故や松くい虫被害の進行を防ぐため、総合中心地内及びその隣接区域より伐採を進めております。

伐根作業まで行くとすれば、経費が5割程度かかり増しになることから、基本的には切り株を残し、まずは伐採作業を優先的に実施しています。

今後、植栽整備について検討したいと考えており、その際に切り株の処理について伐根や伐採の仕方も含め考えていきたいと思ひます。

村民の皆様には住区内での草刈り作業時など、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

**【9番：齊藤知視議員】**

いえ、ありません。

これで終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

通告に従い3点質問させていただきます。

1つめ、工事看板へ請負金額の表示をということで質問をさせていただきます。

村は人口減少が続いており、今後は税収や交付税などの歳入にも影響してくることが予想されます。ただ、その中でも公共施設やインフラの維持、更新は適切に行う必要があります、財政的な負担と住民サービスの維持や拡充のバランスを今まで以上に考えていかなければなりません。また財政的な制約がある中で、村民のニーズに全て応えることは難しい以上、コストも含めた事業の内容や必要性、事業の取捨選択の判断などを村民にしっかり理解してもらおう必要があると考えます。

ただ、公共工事に関しては、村民が生活する上で日常的に触れる金額とは金額が大きく異なることから、費用面の規模感を村民が実感するのが難しいのが実情です。実際、村民から様々な要望を聞く中で、これぐらいの予算があればできるのではないの、という話をされることもあるのですけれども、実際はこれまで4年、まだ4年ですけれども、議員生活で知った実際の予算規模からすると、村民の方がひと桁程度、安く見積もっているという場合もあります。それぐらい乖離があるのではないかなというふうに思います。

村では既に、村が発注する工事や入札結果について広報やホームページで事業名や金額、契約先を掲載していますが、見る人も限られ、また工事名だけではなかなか内容が理解されづらいと思います。他県の市町村では、工事現場に掲出される工事看板に事業名や事業期間、発注者、事業者名などとともに請負金額を表示している場合があります、新たに表示を決めた自治体では、市民、発注者、受注者との情報の共有化が図られることにより、公共工事へのコスト意識を向上させ公共事業の透明性の向上に寄与するためや、市民に公共工事へのコスト意識などを持っていただくとともに公共工事の透明性を向上させるなどが表示を決めた理由として示されていました。

大潟村でも見る人の目を引きやすい金額を表示することをきっかけに、村民が工事内容やコストについての理解を深め、公共工事や村づくりをより一層身近に感じていただいて村づくりに関心を高めていただくため、村が発注する工事現場に設置されている工事看板に請負金額を表示するようにはいかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後 1 時55分)

(午後 1 時56分)

再開いたします。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

公共工事の入札結果については、大潟村建設工事等入札制度実施要綱に基づき、毎月ホームページ及び広報に掲載し、お知らせしております。ホームページでは、入札調書に掲載し、事業名や金額、契約先のほか、事業概要として施工箇所や面積、延長等の事業内容を明示しているところです。なお、事業内容につきましては、村民に対し、必要に応じて広報やチラシにて詳細な情報を周知しております。

また、村で発注した工事に関しては、秋田県土木工事共通仕様書を参考に仕様を定めており、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事情報を周知しているところです。

議員のご指摘の公共工事へのコスト意識及び透明性の向上を図ることは、公共工事のイメージアップ等からも重要であると考えておりますので、来年度から金額を明記するように仕様を変更してまいります。

引き続き、限られた財源を有効に活用し効率的な社会資本整備を図るため、コスト縮減及び透明化に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありません。次にいきます。

2つめの質問に移らせていただきます。

先ほどの質問と重複するところはありますけれども、通告書の方を出させていただいてますので、そのまま最初の質問をさせていただこうと思います。

脱炭素事業の計画変更について、一昨年、脱炭素先行地域事業が開始される際、議会への説明の中では、村負担に関しては事業会社の出資金500万円のみであり、事業総額68億円のうち、国補助47億5千万円以外は脱炭素事業会社が事業収益の中で賄っていくという説明を受けました。その説明により、村民負担がほぼないことから、個人的には出資金の支出に伴う予算に賛成したわけですが、先月行われた事業変更に伴う説明では、今後の事

業に応じて最大4億8千万円の村負担が発生する計画が示されています。現時点での最大ということで、それより少なくなる可能性もあるとの説明だったと思いますが、一方で、5ヵ年計画のうち2年目にして、ゼロから最大4億8千万円の村負担に計画変更されたことを考えると、少なくなるどころか、今後残りの期間でさらに負担が積み重なっていくという懸念もあります。

また予算面の負担が増えただけでなく、当初全ての事業を事業会社が担うということで、職員の負担が少ない中で事業が回っていくものだと理解していましたが、新たな計画では村が直接行う事業も発生し、職員の負担増も不安です。

脱炭素自体は地球全体の課題であり、可能な範囲で温室効果ガス削減を目指すことは必要ですが、大潟村という小規模な自治体が村の自主財源で多額の負担を背負ってまで、また職員の負担を増やしてまで行うべきものかは疑問です。

村における重要課題は人口減少や少子化、高齢化、また主産業である農業の置かれた厳しい状況をどうするかなどであり、それは地球規模の課題である温室効果ガスの削減とは異なり、国などが率先して考えてくれることではなく、地域の課題として大潟村が自分自身で取り組まなければならない課題です。村と予算と大切な職員のリソースを脱炭素事業に回すのではなく、まずは人口減少や少子高齢化、地域の農業・産業振興といった地域課題の解決に回すべきと考えると、2月に説明を受けた事業計画の変更は納得できません。

そこで、何点か質問させていただきたいと思います。

まず1点目、説明責任という点に関してです。当初、靱殻熱供給事業により温泉やホテル公共施設の、従来の灯油から燃料費が削減できるという話からスタートしていたかと思います。今回の通告書を出させていただいた後にですけれども、資料が追加で届きまして、それですと、熱の単価が15円というお話を受けております。kWhですね。それが当初、熱単価が12円であったというふうに書いてあるのですけれども、23年ですね、去年かな、技術アドバイザーの方から資料をいただいた際の計算式では、10円もしくは10.5円という数字が出ておりました。そこからすると、大幅に上がっているのではないかなというふうに考えます。

ただ、今回2月に説明を受けた際には靱殻熱供給に移行すると燃料費がかかりましになるとの説明がされております。この点ですね、事業計画の変更については議会でも質問が何回かされて、再三説明を求めてきたものの、今回2月に説明がようやく行われました。その間に靱殻熱供給事業の計画が進んでですね、事業計画が練られた上で、金融機関からの資金調達も合意がなされ、そして熱導管敷設の工事が行われていることを考えると、燃料費がかかり増しになるということは、相当前の時点で把握できたのではないのでしょうか。そのような大幅な事業収支の変更がわかっていたのに、説明をあえてしないという選択をされたとするならば、今回の説明の内容も信用できないですし、今後の事業の進め方も疑問を持たれるような形になるのではないのでしょうか。靱殻熱供給事業を行っても、燃料費

が削減されず、むしろ増えることを把握したのはいつなのでしょう。また、把握したのが早い段階であれば、なぜもっと説明を早く、議会、村民に行わなかったのでしょうか。これが1点目の質問です。

次に、2点目、3点目、今後の事業自体の進め方についてです。

糶穀熱供給事業に限らず、脱炭素先行地域事業全体について、村が直接事業を行い、職員の負担、また予算的な負担が増すような形で、当初の説明から大幅に事業が変わったということをどのように考えておられるのでしょうか。また、今回変更された事業計画どおり、事業はこの先、滞りなく最後まで進められると考えているのでしょうか。

また、今後、村の自主財源で負担を再度ゼロにするという計画にはできないのでしょうか。もしできないのであれば、村の直接負担の軽減をどのように考えているのでしょうか。以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

はじめに、各施設の燃料費についてですが、昨年6月にオーリスが糶穀ボイラー関連工事にかかる契約を締結しており、その際に当初の予定よりも熱供給単価が上がることがわかりました。こうしたなか、太陽光発電事業を含む事業全体での調整を行ってきたところ、環境省との調整も整い、太陽光事業の単価の目処が立ち、先日報告を行ったところです。議会、村民への説明については、太陽光との関連もあり、遅くなってしまいました。

2つめの質問について、事業計画が大幅に変わったことについて、当初事業計画を提案した段階では期間が限られた中で調整し、申請を行いました。また、申請後に交付金要綱等の詳細な運用が示され、再度事業の試算等の調整を行ってきたところです。

令和5年度に入ってから、事業実施について環境省のフォローアップを隔週で受けながら進める中で、結果として大幅な見直しを行う必要性が出てきたことにより必要な計画変更と考えております。事業計画の実現性については、フォローアップの中で実現性の観点から厳しいチェックが行われているため、変更後の計画においては概ね予定どおりの進捗を見込んでおります。

3つめの質問について、先ほど齊藤議員の質問において回答したところですが、村負担を計上しているEV化、ZEB化、LED化については、実質的な財政負担は変わらないものと考えております。

また、財政負担の軽減について、昨年度、小学校のLED化を検討した際は文部科学省の学校施設環境改善交付金の活用を考えたところですが、補助率が3分の1で、工事費の上限が7千万円と定められており、実施を見送りましたが、今回の計画変更で脱炭素先行地域事業を活用し、補助率3分の2で実施することといたしました。

先ほど、齊藤議員の質問には、補助率2分の1とお答えしましたが、大変申し訳ありません。3分の1でありまして、それが3分の2になるということでもありますので、よろしくをお願いします。

なお、本事業により、財政負担の軽減だけでなく、資源と経済の循環を図ることで地域農業と地域経済の活性化につながると考えておりますので、どうかよろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

粃殻熱供給事業の単価が大幅に上がるということがわかったのが昨年6月、そのときであれば全部止められたのではないですかね、事業。だからそもそもの根底が、最初10円だったのが15円という単価で1.5倍に上がってるという時点で止めるという、その時点でもやはり止めるという見直しが必要だったのではないかと思うのですけれども、まず1点、その点をどうお考えか。

最初の10円という試算であれば、年間で、熱供給だけで2千万円程度の燃料費削減ができるという試算が出ていたかと思います。それが今回の試算ではプラス1,400万、これは単年でその金額です。電気料において今後下がるだろうというお話をされて、試算も最近出てきましたけれども、電気料における相殺される部分というのを考えると、1,500万円、わずか40万円ぐらいしか違いがないのですね。今電気料が相当高騰しています。この先も上がるか下がるか、ちょっとわからないのですけれども、その中で40万円しか差額がなくという、あまりそこに、この2つでもメリットがないですし、そもそもは1,800万円の熱供給だけで利益が出た上に電気料で1,500万プラスになるという計算だったものが、ほぼこれはトントンになっているという計算があることを考えると、やはりその時点で止めるべきだったのではないかなと思うので、その点どうお考えかというのを1点。

それともう1つ、粃殻燐炭の利用ですけれども、今、資産の方ですね、360トンの燐炭が出てくるというお話になっています。これは今、全部活用する前提になっていますけれども、使用される見込み、これまでも再三聞いているのですけれども、農協でどの程度の量が売れているのかわからないのですけれども、もうほぼ売れる見込みということが立っているのですかね。値段が半額になりますと言いますけれども、いらぬものであれば誰も買わないわけで、そこがちょっとどの程度、皆さんが納得して買われる状況になっているのかということが読めなくてですね、その点を教えていただきたいと思います。

環境保全型農業のこの資料でいくと720ヘクタールということで年間1千万円程度ですか、農家のプラスにはなってくるのかと思いますし、Jクレジットでも200万円ぐらいプ

ラスになってくるかと思うのですけれども、全体の事業としては小さい経済波及効果なのかなというふうに考えているので、その点、燐炭の活用ということが、見込みがあるのかどうかというのを、もう1点、教えていただきたいと思います。

あと最後にですね、EV化ですけれども、今公用車15台をEV化しますという話です。事業費としては7,500万円ということで1台500万円、85万円の補助が出てくるので村負担としては415万円、これを今年、来年ぐらいでやっていくお話なのかなと思うのですけれども、今これは本当に、この事業がなくてやはり変える必要があるのですか。将来的にはどこかで変える必要もありますし、そのときは果たしてトータルのコストを考えたときにEV化ということが1つ検討材料にはなってくると思うのですけれども、この事業でやらなければいけないから、これを高いけれど入れるというのはちょっと、やはり納得ができなくなるので、そこ辺りどのようにお考えで入れるつもりなのか。きちんと採算が合って、今の段階で、今の公用車から替えてでもメリットが出せると考えているのか。

その3点を教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

まず、単価の考え方についてですが、確かに当初は10円くらいを想定されていましたが、それを精査する中で12円ということで検討を進めてきておりました。そうすると掛かり増しになるようなことはない状況でありまして、それが見込めると思っていたのですが、様々な要因から15円という単価に最終的になったということでもあります。

その上で、当初から燐炭をとして取り出して活用するというところで事業を組み立ててきていました。当然、燐炭の販売も事業に組み込むこととしておりました。しかし、銀行との交渉の中で、燐炭の販売についてはまず熱供給には入れない、別事業としてやるような指導を受けまして、そうしたことから銀行との中では燐炭の販売を事業に入れられない形で今事業を進めている、それが結果として15円という燃料単価になっているということでもあります。

ただ、オーリスとしては元々燐炭の活用を見込んで事業計画を進めてきておりますので、その中でどのように活用するかも今進めているところです。活用の仕方については、具体的に県立大の先生からその手法等についても研究もしていただき、昨年度は農家にも使っていただきました。育苗で使う農家については、使っていただいた農家全てから、まず良かったという評価をいただいております。それは軽くなったということもありますし、また特に苗の成長に問題がなかったということからであります。今回、示していただいたような単価からすると、農家にとってのメリットは確実にあるものと思っております。育苗で使う場合もまた、今村の農家で、県の地域特認である農地への炭素固定を実施する農家

が2、3軒今ありまして、そうした農家もやはり入れることの効果を感じているようです。

今後、今年から本格的に燻炭が発生してきますので、農家への普及を本格的に進めていきたいと思っております。

今の段階では、3年間を通して燻炭の販路を確実なものにしていく計画にしております、この間にしっかり進めていきたいと思っております。また、燻炭については、村内の事業者も別事業で自ら燻炭を活用して販売もしていますので、そうしたところとの連携も含め、様々な形でこの有益な資材である燻炭を活用することを進めていければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また公用車についてですが、この事業があるからやるということよりは、せっかくそうした補助がある中で、補助のない形で導入するよりは将来的に村にとって有利になるという考えのもとで、公用車の導入を今検討しているところです。また、EV化することによって燃料費の大幅削減も見込まれますので、そうしたことも合わせ、この事業を最大限有効に活用する形で導入を進めていければと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

やはり全体的に検討が遅いのではないかなというふうに思っています、昨年6月に単価が上がるのがわかって、それを電気料と相殺すれば何とかなるのではないかということいろいろ苦労されてやってきて、結果としてそれが2月に環境省との調整も整って報告いただいたわけですがけれども、結果的にその間にずっと熱供給の事業は走り続けていて、その結果、電気が、例えばそれでは採算が取れないといったときに、これをどうするつもりだったのかというのがあるわけですよ。であれば、そこが上がる、その代わり電気代がこれぐらい下がるという説明をして、それをきちんと村民の方に理解いただいて、それから事業をするということが、すべきことだったのではないかなと思って、それをここまで引っ張ってきたらもう、それは確かに止めようがないという話で、今止めようがないのでやるしかないのではないかとしか聞こえなくなってしまうのですよね。ですのでやはり、それは単価が大幅に上がるとわかった時点で、きちんとその先、それを対応することをどう考えるか、もっと言うと、靱殻燻炭、ずっとその話をされていますけれども、ここまで単価が上がるのであれば、銀行がどう言ったか知らないですけども、靱殻燻炭は既にもうあれじゃないですか、熱供給に関しては単価を決めて契約までしているという話なので、そこがその値段になるのであれば、逆に言うと靱殻ももう村民に買っていただくという中で、皆さんが納得するぐらいの価格等を提示してですね、それが契約が取れるぐらいの内容になっていないと、全体の事業として合わないじゃないですか。それがずっとこの間、

粃殻は売れると思う、売れると思う、と言っていて、結局これから3年かけて事業化したいと、その3年間売れなかった場合にそれはどこに置いておくのですかという話にもなるわけで、それは事業をスタートした時点で、特にここまで採算が厳しくなるのであれば粃殻燻炭をきちんと売るということをもっと早く考えて、それも含めた事業として成り立つことを考えなければいけなかったのではないかと思うのですけれども、その点、どのように考えているのかということが1点、教えてください。

それともう1点、改めて、先ほどもありましたけれども、この事業に関して村長として考える意義ですとか、思いというものを伺いたいのですけれども、脱炭素事業、これに関してはトータルで村の負担があったとしても、地球全体の課題を解決するという社会的な意義を考えてやりたいというお考えなのでしょうか。それとも村としての、少なくとも持ち出しはトータルでなくなるような形には収まるというふうに考えているのでしょうか。さらにその場合、その経済波及効果ではなくて、経済波及効果まで含めて村民のメリットまで考えてなのか、それとも村単体の予算、事業の中でそれが採算が取れることを考えているのか。もしくはそれを取れなくても、これは地球のためにやるべきだと思っているのか。その点を教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず、燻炭の販売ということについてですが、もうかなりあちこち声をかけて感触は良い状況ではありますが、残念ながら具体的なその燻炭が、物が無いということで、契約にまで結びつけられない状況ということが1つあります。ただ、育苗用土の販売会社であったり、ホームセンターであったり、まずいろいろ関心は示していただいているところですので、今後具体的に燻炭が物としてあれば、そこはしっかり販売に結びつけることができると思っておりますし、村の農家においても同じように、具体的に燻炭がこうやって物として提供できれば、活用していただけるものと期待をしています。

そうしたことが今年度いよいよ始まるので、本格化してしっかり事業として成り立つように進めていきたいと思っております。

また、今回の取り組みというのは、本当に稲作由来の粃殻を最大限有効に活用する事業と思っております。また併せて、村もソーラーカーラーからずっと続けてきて、メガソーラーの事業も今順調に進んでいます。そういう太陽光も活用する形で事業を進めることで、日本の中でも先駆的に地域の脱炭素を進めていくということが第一であります。それに付随する形で、先程来話をさせていただいているように、こうした事業を活用することで農家のメリットも出ますし、何よりも外から化石燃料を買ってきている燃料代を地域内で回すということにも繋がります。そうした地域経済の活性化や雇用の創出、そうしたこ

とも繋がっていきますし、また先程来言っているように、環境に配慮した農業というのは、今までは減農薬・減化学肥料というような形で進めてきました。それに加えて、脱炭素という、今地球または日本で求められていることを具体的に実施する、農業生産から活かしていく、農業生産にも活かしていくという、そうしたことは本当に必要なことだと思いますし、村だからこそできる、またそれをぜひ販売等にも活かしていただきたいと思っ  
ていまして、ぜひ一緒になってこうした村としての事業の構築を進めていければ、将来にわたって村農業もしっかり成長できるのではないかなと思っています。

また、今様々な災害もある中で、やはり自家発電含めて、地域でそうした電力供給できるようなシステムがあるということも大きな要素にも今後なっていくと思いますので、そうしたことも交付金を活用して構築できますので、併せてより良い村づくりのためにもこの事業をしっかり進めていきたいと思っております。

そして村としての持ち出しという点は、先ほども話をさせていただきました。LED化は必ずしなければならない部分です。もう蛍光灯の生産が中心になるので。であればこうした交付金を活用してやることで村の負担は少なくなりますので、結果として村の持ち出しがゼロということは最初からなかったという言い方は変ですが、どっちみちリースで払うか、直接村が払うかということでもありますので、できるだけ村の持ち出しを減らすということも、この事業を有効に活用することの1つとしてしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

はい。最後の質問に移らせていただきます。

村長の脱炭素事業会社社長兼務の是非はということで質問させていただきます。

現在村が取り組むべき様々な地域課題が山積する中、村長は脱炭素事業会社の代表取締役社長を兼務しています。仮にスムーズに進む事業であればまだしも、前例のない先行事業であり、年度末に多額の予算繰越や減額補正を行うなど、事業に遅れも生じています。また1月には事業計画に当初から関わり、事業会社の常務として関わってきた役員が異動しました。村で活動していた事業会社のスタッフの方も村を離れた方がいます。また、再三の事業計画の変更が行われています。

それだけ当初の予定どおり進んでいないことを考えると、丁寧な説明を受けていないので具体的な状況を知ることはできませんが、村長が事業会社の代表取締役社長として、脱炭素事業の事業運営にかなり多くの時間を割いているのではないのでしょうか。これだけ事業規模が大きく経営課題の多い事業に責任者として関わる必要のある事業会社の代表取締

役と、3,000人の村民のトップに立ち課題の山積する村の行政運営の責任を担う村長の職は、それぞれの職責をしっかりと担うには兼務することが望ましいと思えず、また兼務することが可能だとも思えません。

従って、村長は村政運営と脱炭素事業会社の運営のいずれかに専念すべきであると考えます。そのためには脱炭素事業の事業会社の代表者としては退き、事業や経営を専門とする人間に任せるべきではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員のご質問にお答えします。

多くの首長は自治体の長以外の役職を兼務しております。全国規模では全国町村会や各団体役員など、全県規模では町村会をはじめ電算組合、事務組合、国保連合会等、男鹿南秋地区では消防や清掃一部事務組合、男鹿市では企業局があり、また、第三セクターの社長の兼務もあります。これらの役職は自治体運営にかかわる事業であることからその任を務めています。

村の脱炭素事業は、大規模稲作地帯である大潟村が長年抱えていた未利用資源である籾殻を燃料とした地域熱供給事業を行うと共に、太陽光も活用することで地域の脱炭素化を進め、併せて農業資源と地域経済との循環を図ります。こうした取り組みが全国の農村への波及効果も期待されているところです。

P F I方式で事業を進めることが良い方法と判断し、村の出資と多くの村内外企業の協力もいただいて設立したのが、株式会社オーリスであります。村としても事業に関わっていくため、設立総会では私がオーリスの社長に選任され、今に至っております。

オーリスの現役員体制では、専務は民間で培った経営の専門家であり総務部門を、常務は技術と事業を担っていただいており、その他取締役はそれぞれの企業等において代表もされているなど経験も豊富で、バランスの良い体制と思っております。また、事業を進める中で協力企業も増えてきており、今後の事業推進に大きな力となっただけの状況でありますので、引き続き社長として務めさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

今の説明で、専務が民間出身で経営の専門家であるということで、常務は技術の専門家であるということで、そうするとトップは何の専門家で今代表をやられているのかなということをお伺いできればと思います。

それとですね、もう1点、今回、事業会社の重要性ということをお話いただきましたけれども、個人的にはですね、オーリスがどうなるかということよりは、この兼務をしていることによって村政運営に問題がないですかという方が、村民にとってはすごい気になる点だと思うのです。今回、この議会ではですね、来年度の予算審議があります。まだ説明を受けていないので詳しいことはわかりませんが、今のところちょっと大きな、事業等ですね、何かすごい、これはということがなかなか見えてこないのです。先日も全員協議会で説明を受けました。そこには地元紙の記者の方もいらっしやって、翌日の新聞に6年度予算という話で出ましたけれども、タイトルが新たな村政指針の策定という話でした。確かに大きな事業の方にも見えますけれども、やはりそれって今までの上位計画の見直しであって、新しくやることでは特段ないように思うのです。それが一番新聞に載ってしまうぐらい、その目玉の事業がそれなのかなというふうに思った次第です。

やはり、この脱炭素の話がちょっと村にとって重すぎてですね、なかなかそれ以外の事業が正直おろそかになっているのではないかと、そちらの方が心配なのです。脱炭素事業が、事業会社がスムーズに事業が進みますかという話ではなくて、その点をどうお考えなのか。やはりその点の方が村民にとっては重要だと思うのです。ですので、その観点からどのようにお考えなのか、村政運営の方に影響はないのか、そこ辺りをもう一度お答えいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず、村政運営にこの脱炭素事業が影響しているのではないかとありますが、私としては決してそういうことはないと思っていますし、先程お話をさせていただいているように、この事業を活用することで村負担を減らすということも取り組んでおります。そういったことを合わせると決してそういうことではなく、この事業を最大限活用することで、結果として村の具体的な負担軽減につながるということもあります。何よりもぜひ、先ほどから言っているように、農業由来の糞肥を活用することで、それが村農業の発展にもつなげていくということにも繋がっていきたく思います。そうすることを目指しているところです。結果として農家の、そんなに金額は大きくないと言われますが、収入も増える要素もありますし、また作業の軽減等にも役立つと思います。ぜひそういった取り組みで販売にも活かして、伸びてほしいなと願っております。

今、様々な国の補助事業等もあるわけですが、それを具体的に勝ち取ってきて、それを地域に活かすということは非常に難しい要素があります。そういった点で、今回の脱炭素事業は5年間の事業として今村として取り組んでいるわけですが、非常に大きな要素があると思っていますし、これをしっかり進めることで村にも大きな効果をもたらすと思いま

す。

また、その他事業についても村としてはしっかり取り組んでおりますし、まず滞ることがないように今進めているところです。また職員においても本当によく頑張ってもらっていて、様々な課題がある中で、今回、国保事業についても県とも何回も協議をし、国へも行ったたり、また職員が北海道へ行ったたりして、やっと県との話し合いがついて、今後につながる形を作ることができました。村にある課題を様々な形でしっかり解決しながら今後も取り組んでまいりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

農業には直接それが関わってくるというお話でしたけれども、今のお話の中で、国の様々な事業で補助を勝ち取るのが大切だという話は、毎回、予算・決算を見ていてそれは大切だなと思います。

ただ、その前の段階として、地域課題を、何を解決しなければいけないのか、そこをしっかりと考えていかなければいけないと思うのですね。それが農業利用であったり、脱炭素であったり、そういったところで今やられていると思うのですけれども、先ほどの話にあったその他事業に関しては滞ることのないようにという話ですけれども、やはり少子高齢化、この人口減少ですとか、子育て、福祉、移住定住、ここ辺りというのは滞ることがないようにではなくて、もっと積極的に打ち出さなければいけない、事業を打ち出していかなければいけない部分だと思うのですね。それがやはり、もちろん職員の方も頑張っていて、職員の方がやっていないというわけではないのですけれども、やはりトップがですね、そこをもっとしっかり見ていかないと、やはり見てやっていることを評価してあげないともっと頑張るといふことにはならないので、そう考えたときにですね、やや村長の仕事として、今脱炭素に、事業会社の社長としての仕事もそうですし、首長としての、その補助事業を受けてやっているところにもあるのかもしれないですけど、どちらも一緒なのかもしれないのですけれども、そこにかかり過ぎているのではないかというふうに思います。ですので、その他事業もしっかり見ていただきたい。そこをしっかりと、職員もぜひそのことを評価してですね、そこを滞ることではなくてもっと積極的に事業をやっていただきたいと思うのですが、その点、最後に一言、何かあれば言っていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず少子高齢化について、なかなか難しい問題だと思っています。ただ、村としてはまず民間の力も借りてPFI方式で集合型の村営住宅を整備してきて、60世帯近く増えている状況です。そうしたことから、そこで今子どもも生まれたり、そこで子どもを持つ夫婦が新たに所帯として暮らすというようなことにつながっていて、物理的にというか、非常に大きな効果を生んでいるところで、今年度また新たに、もう入居が始まりましたが、次年度も増やしていくことにしています。そうしたことはしっかり取り組んできて、また分譲地についても、今までの分譲地がいっぱいになりましたので新たに開発することを予定していて、そうしたことはしっかりやっていますし、給食費を無償にしたり、または昨年度からは進学に対する貸付金の方ですね、そうした事業を始めております。ただ、なかなか、根本的にはやはり結婚をしないことには子どもにつながらない部分があると思いますので、そこも本当に頑張ってもらっているのですが、なかなかそこがうまく噛み合わないというか、難しいところがあります。それでもまず諦めずに、今後もさらに取り組んでまいりますけれども、少子化の部分では非常に難しいところがある。

高齢化について、今村でもできるだけ健康寿命を延ばすということで、様々な事業をやっております。それに加えて新たな要素として、運転寿命を延ばすということにも今取り組んでいて、秋田大学の医学部と提携してやっているところです。村の事情から、どうしても村の高齢者も車を運転して畑へ行ったり田んぼへ行ったり、そうしたことがないとなかなか活動が停滞してしまうということもありますので、そうしたことは新たに取り組んでおります。昨年からはそれに加えて、しっかり農家の健康を調査する、具体的に、その上でどういった対策をしていくか、また温泉をどう活用していくかということをやるといことで今取り組んでおります。

このように、少子高齢化についてもしっかりやってきていると私は思っていますし、何か足りないところがあるのであれば、今後また議員の皆さんからのご提言をいただいて、一緒に取り組んでいければと思いますので。

また様々な事業を村として今やっている中で、やはり今まで50周年、そして今年60周年を迎える中で、村が先進的であるということは非常に自分としては大事だと思うのです。それが活力にもつながっていくと思うので、ぜひそうしたこれからの村のありようも含めて来年、次年度ですね、総合村づくり計画の策定をすることとしています。その中で皆さんとともに、これからの村の在りようというものを、具体的に一緒に考えてやっていければと思いますが、村ができて60年、停滞するのではなくて先に進む、そうした村を目指していければと思いますから、どうかよろしくお願いします。

以上です。

**【6番：黒瀬友基議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後 2 時43分)

(午後 2 時55分)

再開いたします。

次に、3 番、三村敏子さん。

**【3 番：三村敏子議員】**

3 番、三村敏子です。

はじめに、ボランティアについて質問いたします。

ボランティア会員が減ってきています。高齢社会の中、ボランティアの活動はますます重要となってくると思います。ボランティア活動をもっと多くの村民に広げるために、団体への補助金の交付や、秋田市のような高齢者がボランティアを行うことによる高齢者のひきこもりの予防や、介護予防のためのポイント制度などを考えられないでしょうか。そういう事業を行うことにより、会員数の増加にもつながると思います。

ボランティア団体の推移を見ると、10年前の平成25年度と比べると、令和5年度は、会員数で602名から430名に168名減っています。解散された団体もあります。平成25年度で一番会員数が多かった「ふれあいネットぬくもり」は98名から59名に減っています。

大潟村総合村づくり計画後期基本計画では、地域福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築の中で、村民・地域事業者に期待する役割として、ボランティア団体登録数の数値目標が掲げられています。令和2年度の現状が20団体、目標とする令和7年度は22団体となっています。しかし、令和2年度、20団体、490名から、令和5年度は19団体、43名と1団体減り、会員数は60名も減っています。

一人暮らしの高齢者は、令和3年、70世帯、高齢者のみ世帯は87世帯です。免許証の返納や、体調を崩したり、膝、腰、足が痛いなど体のあちこちに痛みがあったり、病気などにより何らかの支援が必要となったときに、買い物やごみ出しや、ボランティアが何らかのお手伝いができるようになっていけば、安心して暮らせる村となるのではないのでしょうか。

高齢化が急速に進んでいる大潟村で、若い世代のボランティアも重要ですが、高齢者同士の助け合いも大事かと思われまます。高齢社会において、ボランティア活動がますます重要になってくると思います。以前、秋田市の社会福祉協議会で研修させていただいたときに、高齢者がボランティアを行うことによって、引きこもり予防、介護予防につなげている取り組みを行っていました。ボランティアを行うごとにポイントが付与され、年間最大で5,000円のポイントを得られるという仕組みです。このような事業により元気な高齢者がボランティア活動を行うことにつながれば、会員数が増えていくことになると思います。ボランティア団体会員数を増やすためにも、多くの村民にボランティア活動を広げるため

にも、元気な高齢者を増やすためにも、補助金の交付やポイント制度など考えられないでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

ボランティア活動は、一人ひとりの主体的な活動による自己実現、社会参加意欲の充足、福祉活動等への関心の向上と参画、そして会員同士の交流による地域社会づくりの推進など、大きな意義があるものです。

三村議員ご指摘とおり、ボランティア会員が減っている現状は、憂慮すべき事態であると思っております。しかしながら、ボランティア活動というものは、議員もご承知のとおり、あくまでも自発的な意思に基づく自主的な活動であります。助成等を行うことにより活動していただくということは、本来のボランティアの意義から外れてしまうものであり、またポイント制度を導入した場合、ポイントがつかないと活動が行われない状況が出てくる心配もあります。さらに、現在活動している村内のボランティア団体は、それぞれ活動目的が異なるため活動できる回数にも差が出てくることに加え、様々な年代の方が活動している中で、他の自治体と同じように年代を絞ったポイント制度が公平に作用するのかなど課題もあります。以上のことから、現時点ではポイント制度の導入については考えておりません。

なお、会員数が減少傾向にある件につきましては、ボランティア団体の育成支援を担う社会福祉協議会と協力し、会員募集など周知を図っていきたいと考えております。また、多くの村民の皆さまがボランティア活動に尽力されていますので、ぜひお互いにお声をかけていただき、活動の輪を広げていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

ボランティアがあくまでも自発的活動であることはわかっていますが、その自発的な活動を自発的に行う気持ちになるためには、やはり楽しい活動、自発的にやることではありますけれど、活動団体に入ったときにこんな楽しくボランティア活動ができるとか、いろいろな人と話をする、接触する機会が増える、懇親会があつたりするとか、楽しいということも動機的位置づけになると思うのですけれど、一番、役員になつたりするということ

が課題になるということが結構ありますよね。役員になるのが苦痛になるとか、そういったときに、役員をやっていたときになかなか大変だなと思うのが、会費を徴収してやるわけですけど、今、社会福祉協議会に赤い羽根共同募金の活動のための申請を出して、それで活動したり、それからボランティア保険の方は会議のときに保険金の半分を団体が支払っていたのですが、それを全額、赤い羽根共同募金の方から支払っていただけるようになりましたので、その負担がなくなったことは大変ありがたいと思っています。ただその申請がなかなか難しく、そういう申請とか団体をまとめていくとき、役員会があつたりとか、いろいろなことがあるわけですが、事務的なことは社会福祉協議会の方で本当によくサポートしていただいています。申請書を書くとか、この間の村民と議員との懇談会するときにも、その申請書のことではないのですけれど、バスを借りるときの申請をもう少し簡素に、簡単にできないかという質問がありました。その申請書を書くこと自体が慣れていないとなかなか難しいというところがあります。そういうところのこともありますし、とにかく楽しく活動していきたいけれど、役員になるのが嫌だとか、大変だとか、そういう問題も出てきます。例えば婦人会とか、青年会でもそうですけれど、そういうところはもう、毎年同じ額が自動的に入ってくるわけですよ。ボランティア団体だけ、なぜそういうことがないのかなとずっと思っていて、そんなに大きい金額ではありませんが、やはり楽しくボランティア活動するための活動費として、少しでも村からそういう補助があると活動しやすいというところがありますので、そういうところの助成ということも少しは考えていただいてもいいのではないのでしょうか。

それから、高齢者がそういう様々な活動に参加する生きがいがづくり等ありますけれど、生きがいがづくり等、様々な活動に対して村での補助金、例えば令和5年度は、耕心会は補助金として17万円、老人クラブにも老人クラブ連合会社会活動促進事業費補助金として64万2,000円、シルバー人材センター補助金は69万円であります。婦人会はずっと17万円いただいているとは思いますが、ボランティア活動をやっている団体でも、活動するのに赤い羽根共同募金の申請を毎回行うわけですが、当初予算に入れてはいますが、本当にそれがきちんと申請どおりというわけでもないでしょうし、予算を組む段階でもこれが本当に来るのかどうかということがあつたり、申請しなければ来ないお金になりますので、そういうところの問題がありまして、やはりそういうところの支援を村としてもちょっと考えていただければと思います。

それから高齢者のポイント制度ですけど、これは高齢者に限ったポイント制度を秋田市で行っているわけですが、そのことによって、ボランティアをすることによっていきいきと活動されている高齢者の方たちの映像を見ましたけれど、何かの動機づけの1つとしてそういうことも考えられないかということなのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

村ではこれまでもボランティア活動への支援として、会員の育成やスキルアップを目的に、バスを借り上げて研修を行った場合のバス借り上げ料の一部を助成する事業を行っております。会員の資質向上を図るとともに会員同士の交流にもなりますので、この事業を積極的に利用していただき、今後の活動に活かしていただければと思います。

また会員数の減により、参加人数が確保できないといったご意見もあるかと思いますが、複数団体の合同研修も可能ですので、必要な場合は担当の方に相談していただければと思いますし、申請の手続きが難しいということの話もありましたが、そういったことも含め、担当の方に相談していただければと思います。

今、社会福祉協議会の方がボランティアの窓口となって取り組んでいただいておりますし、大きな意味で社会福祉協議会の方には村としても支援しながら一緒に活動しているところですので、直接的にボランティア団体に助成ということは、現段階では考えておりませんし、そのボランティア団体によっても、そういった助成は必要ないということもある団体も、少し聞いたりもしております。ですので、やはりそれぞれ自主的な活動ということがやはり基本にあるのではないかなど。また、婦人会や老人クラブ、シルバーや耕心会等においては、それぞれ村の社会団体としての活動をしっかりしていただきながら、村のいろいろな事業にも取り組んでいただいておりますし、またそうした高齢者の仲間づくりであったり、様々な活動いただいていることから、ずっと支援をしながら、共に育成を図りながら、頑張ってもらっているところですので、ボランティア団体とはちょっと意味合いが違うということもご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

また高齢者に関しても、村としても様々な事業を包括支援センター等においても行っているところですので、引き続きそうした活動や、農福連携ファームなども本当によく活動されておりますし、いろいろなそうした団体やボランティアの皆さんとともに、村の高齢者がいきいきと活動できるというようなことも作っていただければと思いますから、どうかよろしくお願ひいたします。

私からは、以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

ボランティアの数が減っていくということが、高齢者は増えていくのにボランティアが減っていくと、本当に困ったときに助けてくれるそういう仕組みがあると、こういうふうにごみ出しできないときには社会福祉協議会に頼むとボランティアとしてこの人たちが手伝ってくれる、助けてくれるというような仕組みがあることが、安心して暮らせる村づく

りになっていくのだと私は思っています。だけれど、どんどんボランティアの会員数が減っていつている状況ですので、そこをじゃあどうすればいいのかというのを自分で考えて、こんなふう考えたわけですが、村としては一体どんなふうになれば会員数が減っていかなくて、安心して暮らせる村につながっていくのか、本当に困ったときにどういう仕組みがあって、今、タクシーの補助とか、病院行くときの補助とか、それが年間通してあるようになったので本当に喜ばれているし、そういう仕組みづくりとして助け合いの仕組みをやっていくにあたっては、そのボランティアが必要かと思うのですが、ボランティアではない仕組みもあるかもしれませんし、今のお話を聞いていると、ボランティア団体ではなく社会団体にすると助成してもらえるのかなというふうに思ったりしてしまったのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えします。

村も高齢化が進んで、一人暮らしであったり、高齢者夫婦の世帯が増えているということが現実であります。そうした中で、そうした方々に対してどういったことができるかということで、一番大きな要素として移動の、車の免許返納後の移動ということで今、具体的に取り組んでいますし、また社会福祉協議会ではお弁当の配達など、そうした支援もしたりして、そうした中で何が必要で何が必要でないかということも含め、おっしゃられたごみ出しということが必要な要素で、何かお手伝いをしなければいけない状況であるのかというのはちょっとはつきりわかりませんが、このボランティア団体においても様々な活動するボランティアの皆さんです。高齢者のそうしたごみ出しのためのボランティアというのはちょっとピンとこないのですが、いずれそれぞれ目的があって活動していただいていますので、また新たな支援の要素があった場合に何ができるかというのは、やはり一緒に考えていく必要があるのではないかなと今思ったところです。

いずれ、村はもちろんですが、社会福祉協議会とともに高齢者のそうした生活を支えるということには取り組んでおりますので、その中で何が必要なのかということは、やはり整理しながらどういった取り組みができるのかということも含め、今後も引き続きしっかり対応していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

では次に、病児・病後児保育の体制整備をということで質問いたします。

子どもが病気になったとき、何日でも子どもの病気が治るまで仕事を休むことができれば大変良いと思うのですが、なかなかそうはいきません。農家では農繁期に子どもが病気になると本当に人手不足となっている近年、どうしたらいいかと途方に暮れます。

県内でも病児保育、病後児保育、体調不良児童対応などの体制が整えられている保育園やこども園があります。病児対応型では、中通総合病院など病院内や医院、そして大仙市太田では、太田診療所が病児対応型となっています。太田診療所に問い合わせたところ、診療所の中に保育室があり、登園時に診療所のお医者さんが診察し、保育士が保育し、必要があるときは看護師が対応しているとのことでした。10年くらい前にスタートし、子どもが少ないこともあり、月に1人から2人の利用者であるとのことでした。また北秋田市の子育てサポートハウスわんぱあくでは、予約制による病後児保育を行っています。

乳児や病後児保育の体制を整えることはできないでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

病児保育には、病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型の3つの種類があり、それぞれ実施の要件が変わってきます。

病児対応型および病後児対応型の場合、病気が治る前の子どもを預かるため、専用の保育スペースや、専属の看護師や保育士の配置が必要となります。万が一に備え、県内でも医療機関が直接または間接的に実施している場合が多く、施設や設備についても当初から病児保育に対応したものとなっているため、現時点で、村で実施体制を整えることは難しいと考えております。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

子どもの数が減ってきているので、少し保育士とかも余裕が出てくるのか、その辺りはわかりませんが、本当に困っている方からの要望でありまして、これだけ少子化が進んで、子どもをもう本当に皆さん宝であると言われていまして、実際に育てている人にとって、その大変さが、助けてくれる、こうなったときはこういうふうに助けてもらえるというようなことがあれば安心感がありますけれど、こんなに大変なのにどうしたらいいんだろうと、そういうことが起きてくると、本当に子育てって大変だなという思いしか残らない。楽しいこともいっぱいあるけれど、本当に追い詰められてしまうというか、一体どうしたらいいのかと、最初からそういうふうに作っていないこども園なので、その病児保育

とか病後児保育はできないという答弁だったと思いますけれど、そういう状況であっても、そういう大変な思いをしないですむようにするにはどうしたらいいのかということを考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

まず、議員もおっしゃったように、県内でも実施している医療機関というのは、やはり専用の部屋だったり、専属の看護師や、当然医師も含めて対応する体制が整っていて、はじめて対応できております。村のこども園や診療所を考えても、そういう体制を整えられるような状況にはないということがまず現実にありますので、ぜひそうしたこともご理解いただきながら、特に子どもというのは小児科医がどうしても必要になります。その点、診療所では、幅広く見るためということで小児科の専門ということではありませんので、そうしたことも含め、やはり専門のお医者さんでしっかり治るまで治療をしていただくということが何よりも大事なように思いますので、どうかご理解をよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

それだと何も変わらないということの答弁かなとは思いますが、わんぱあくの方は、病後児保育の利用者は少ないそうで、それはどうしてかということ北秋田市にある保育園やこども園など、子どもに薬を持たせても登園させることができるようになっているからだと思います。なので、せめて薬を持たせても引き受けてもらえるこども園であれば、そういうことができるようであればいいかなとは思いますが、何とかそういう大変な思いをしなくてすむ体制を検討していただくことはできないのか。多分これだけ子どもの数が少ないので、年間に何回でもないと思うのですよね、そういう大変な思いをする方というのは。だけれども本当に大変な思いをする方のことを考えると、本当に何とかできないのかなと思うわけです。だからそのあたり検討していただくだけでも、検討していただけないでしょうか。

今の2点いいですか。薬を持たせて登園できないのかということと。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えします。

まず、薬を持たせても通園できるというようなことですが、どういった症状でどういった薬なのか、病状によっても全然違ってくるかと思えます。例えば熱があるような子が熱の薬を飲みながら、園に来ることはまずそれは難しいと思えますし、ただ慢性的な何かの疾患で、特に日常生活に支障がないような子が薬を飲みながらということは、そういったことは対応はできるのかなと思えますけれども、やはり子どもの症状に応じた、しかも園で保育士の他に看護師も置いた形を取るというのは現実に難しいと現時点では考えておりまして、ですので、その症状に応じた形で対応することはできると思いますが、看護師を配置してということは難しいと思っております。

併せて、今、子育てに対するいろいろな休暇措置など、違う面で親が休暇を取りやすい形というのは国の方も進めておりますし、そうした状況がさらに進むのではないかなとも考えております。そうしたことへの保護者が対応しやすい形を取るということも1つの方法にも今後なっていくと思えますし、国のそうした制度改正等があれば村としてもしっかり取り組んでまいりますので、両方の面から子育てしやすい環境というのは整えていければと思えますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

最後に、体育館の改修・増築は村民の声を十分反映することができるか質問いたします。

これまで大潟村体育館に関しては、新しい施設を建設することで進んできていました。2月の全員協議会で、これまで新設を検討し、大潟村新体育館基本構想委員会の答申を受けてきた村ですが、突然、予算が不足するため増改築することの説明がありました。あまりに突然で驚いたのですが、村民の声をどのように反映させることができるのか疑問です。

来年度予算には設計費を計上すると聞いています。特にこれから何十年も使うことになる増築部分は十分な時間をかけて基本設計へ進むべきではないでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

村民体育館については、健康増進・体力づくりのために、気軽に利用できるトレーニング施設がほしいという村民のご意見がかねてより寄せられていたことから、新築の機運が高まっておりました。また、新築することで新耐震基準に適合し、村民体育館を災害時の避難所とすることも想定しておりました。

それらを受けて、令和4年度に新体育館基本構想策定委員会を立ち上げ、県内の市や町の体育館視察や、村民へのアンケートの結果を参考にしながら、令和5年2月に大潟村新体育館基本構想を策定していただいたところです。当初は基本構想になるべく沿った新体育館の建設を予定しておりましたが、ご承知のとおり、未だに建設資材や光熱費などの高騰に歯止めがかからず、数年先の建設費や維持管理費が見通せない状況にあります。村としてはこうした中で、財政負担とのバランスも十分に考慮して新体育館の規模や設備を慎重に検討し、活用できる補助事業や起債などを調査してきましたが、負担を大幅に減らすことのできる制度は現段階では見つけられておりません。

そこで、現在の村民体育館に耐震補強を施して避難所として活用できるようにしたうえで増築を行い、増築部分に基本構想で特にニーズが多かった機能を整備するという、増改築するという方針といたしました。また、基本構想を策定する段階でのアンケートによって村民ニーズは把握できております。その中でトレーニングルームを始め優先すべき機能を選定し、村民の声を反映しつつ、これから長く村民が利用していくうえで必要な村民体育館になるよう、基本設計を実施したいと考えております。また、設計の進捗状況については基本構想策定委員の皆さんに報告してご意見をいただき、財政面も考慮して反映させたいと思っております。

なお、増改築にあたっては、既存部分を必要に応じてリフォームすることも含めて考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

これまでの大潟村新体育館基本構想は、新体育館に対しての基本構想であって、今の改修・増築に対しての基本構想ではないわけですね。アンケートも新体育館を作るということでのアンケート調査でした。そういう中で、2月に増改築ということで説明を受けたわけですがイメージもわからない、それを一体村民にどう伝えたらいいのか。急に変わったんだけどということなのですが、村民からの意見が、増改築になった場合、また違ったアイデアとか意見とか出てくる可能性もあるわけですね。そういう可能性がある中で、なぜこんなに急いでやるのか。物価高騰しているのに、高騰し続けていくだろうからという不安があるというお話だったかとは思うのですが、でも今まで大きい建物を建てる時は、積み立てを何年かして、それから建物建設に向かうというような順序だったと思うのですが、今回、多分積み立てもなく新体育館建設ということになり、話し合った内容はその新体育館についてであって、今の改修・増築のアンケート調査でもなければ、その話し合いでもないわけですよ。だからそのことに関しての、やはりもっと話し合い

とかがなければ、きちんとした村民の声を反映した増改築にはなっていないのではないかと心配するわけですが、一体そうすれば、基本構想は作らずに、基本設計、それから実施設計に、間に合えば来年度行きたいというお話でしたが、もう少しやはりきちんと時間をかけた中で、時間がなければいってもっと村民の意見を集中的に、やはりイメージできるようなものがなければ質問とかもアイデアとかも浮かんでこないのもう少し基本構想に行く前の村が計画しているようなものがあればそれを提示して、その計画をもとに村民からの意見を聞くとかそういうことがなければ、これだけの建物を建てるのですから慎重に行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

まずアンケートであったり、基本構想策定委員会であったり、新築するからというよりは、どういった体育館がほしいですか、またどういった機能が必要ですかということで問いかけをして、一番多かったのはやはりトレーニングルームがほしいというようなことでありました。そういった様々ある中でやはり優先順位をつけながら、どういったことが対応できるかということで、先程来言っているように、本当に建築費が大幅に値上がっている状況も勘案しながらも、また今、体育館が避難所として活用できない状況であります。いつ何があるかわからないことも含め、まずは耐震補強と併せて、必要な体育館、村民が必要とする体育館の要素を増築という形で組み込んでいくことと併せて、今の体育館もだいたい設備として古くなってきている部分があるのでそうしたところを改修し、より使いやすい体育館にしていけたらと思っております。村民の声を今までのアンケートや基本構想の中から十分拾えますので、そういったことを活かして今回取り組んでいきたいと思しますので、どうかよろしく願いいたします。

また、基本構想の策定を進める中でも、村民から、また基本構想策定委員の皆さんからのご意見を伺う機会は作っていきますので、そうした中でもまた意見を反映させるようにしたいと思しますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

新体育館基本構想の中では、こういう、こういう、こういう理由、たくさん理由があって、やはり新体育館を建設しないといけません、だったと思うのですよね。それが急に変わったわけですので、やはりその辺は考えて、2月の全員協議会のときに質問したら、1、

000平米ぐらいの増築というようなお話だったと思うので、それは村民の方に「1,000平米ぐらいと言っているようですよ」という話はしています。でも既存の体育館の改築も、お手洗いとか、それから耐震とかというような話を聞いていると思うのですが、お手洗いにしてもいろいろな要望が村民からも来ると思うのですよね。そういう細かいことの1つ1つの積み上げでできてこない、こうして欲しかったのに具体的に言われていないために全然そこを思いつかなかったとか、いろいろなことが出てくると思うのですよ。例えばお手洗いであると、今の湯の店に作った新しいお手洗いというのは非常に使いやすいとか、それから今であれば男性のお手洗いに子どものおむつ替えが欲しいとか、細かいところまでいろいろな要望が行き届いた建物であってほしいと思うわけです。

その避難所と言いますが、指定避難所、村は湯の湯、それからルーラル、それから小中学校、小中学校は体育館自体はエアコンがないので、もし夏場とかであれば、ちょっと避難所としては体育館の場合はそういうようなこともありますし、エアコン自体も今の増築の部分にエアコンが入るのかとか、それから体育館改築するのにエアコンが入るのかとか、いろいろな具体的などころの村民の声が十分に入って、いい体育館ができたねと、体育館、トレーニングルームなのか、増築の部分は何と言ったらいいのかわかりませんが、村民がよかったねと、いろいろな意見が入って、細かいところまでこんなに意見が入ってよかったねと思ってもらえるような体育館にするのに、今、基本構想の委員の皆さんにも随時お話ししていくということではありましたが、情報として広報おがたなのか、LINEもありますし、今4月、5月になってくるともう忙しくなってきましたし、いつその基本設計に入るのかわかりませんが、基本設計に入る前にそういう情報が入ってこない、なかなか村民の声が反映した建物とはならないのではないかと思います、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えします。

まず、先程来話をさせていただいているように、村民の要望については、アンケートとか基本構想から既にお受けしております。そういったことを反映する形で基本設計に入っていくこととしておまして、その中で十分反映できますが、ただ一応、基本設計の進捗状況については基本構想の策定委員会の皆さんには報告させていただいて、ご意見をまたいただければと思っております。

何よりも今、本当に建築費が特に値上がりしている状況でして、そうしたことは十分考慮する必要があると思っております、ですから財政面も含めて、どういった規模にするかということも、基本設計の中である程度具体化して実施設計に移っていきたく思いますので、増築する部分の面積についても基本設計の中で大体大まかなところは整理がついて

いくものと思いますが、まず財政面もしっかり考慮した上でしっかり基本設計の方に進みたいとも思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【3番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、2番、工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

2番、工藤勝です。

通告に従いまして、私から大きく3点について質問をいたします。

はじめに、想定外の自然災害に対する防災対策と備蓄の強化ということで質問いたします。

近年、大地震や集中豪雨などの大規模な自然災害が日本全国で起きております。今年に入っても能登半島地震や、全国で震度4以上の地震が頻繁に起きており、国民の防災意識も高まってきているのではないかと感じているところです。

また、村内では毎年防災訓練を行っておりますが、大変大事なことだとは思いますが、想定外と言われる自然災害についても、村としてはあらかじめ対策を検討しておくことや準備をしていくことが大事かと考えます。

まず1つめに、災害が起きたときにどのような対応をしてきたかなどの情報について、全国の自治体とどれだけ連携がとれているのかはわかりませんが、そういった情報を集めて今後の想定外と言われる自然災害に備えていくことは必要だと思っておりますが、どのようにお考えか。

2つめに、毎年、どこまでの災害を想定して防災訓練を行っているのか。毎年、形式だけの防災訓練に感じている村民も少なくないとは思いますが、様々な防災訓練をするお考えはないのか。

3つめに、大まかにどのようなものを、何日分、備蓄しているのか。また現状の備蓄で十分だとお考えか。

4つめに大地震等により、何週間もライフライン、特に上水道、下水道が断水した場合にはどのように対応していくのか。

まず、お考えをお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員の質問にお答えします。

1点目についてですが、村ではボート場とジオパーク所在の市町村間で協定を結んでお

ります。また、昨年12月には7月の大雨をきっかけに秋田県町村会で秋田県内町村間の緊急相互応援活動に関する協定を結んでおります。他に、近隣市町村間では、令和2年に雄物川圏域流域治水協議会が設立され、流域15市町村ほか関係団体が協働して流域治水に取り組んでおります。協議会では昨年大雨被害を受け、被害の大きかった雄物川流域と馬場目川水系の8市町村を中心とした下流域分科会が設立され、被害状況を報告するとともに、今後の対策について協議をしたところです。村は特に大きな被害がなく、対策箇所があったわけでもありませんが、分科会にも名を連ね、情報の共有をしております。

また、7月の大雨時には被害の大きかった五城目町と秋田市より、県を通じて応援要請があり、村から職員を延べ42人派遣しております。また、村消防団は五城目町への応援も行っております。これら関わった業務については、報告書を提出してもらっていますので、非常時の対策に活かしてまいりたいと考えております。

そのほか全国の災害対応事例については、防災関連の会議や研修会、各種通知等、様々な形で入ってきますので、対策に活かせるよう必要な情報を精査してまいります。

次に、2点目の防災訓練についてですが、大潟村では過去の経験に基づいて、対策すべき災害を最優先に想定し訓練を行っております。毎年この想定のもと、各種事業所、公共施設、自治会等40以上の機関・団体に参加していただき、全村規模で行っています。参加人数は各自治会からの参加数で整理しており、令和5年度は67人、前年度に比べ30人減少していました。内容に関しては、様々な訓練を用意していますが、ほとんどが前年と同様になっており、特にここ数年はコロナ禍により一部縮小して行ってきた経緯があります。なお、全体で行っている訓練が同じであっても、各自治会別に見ると訓練内容を自治会ごとに毎年入れかえており、また自治会内においても中心となる役員の方が毎年替わっています。そのため、より必要と思われる内容を毎年繰り返し行い、様々な方が訓練を体験しておくことが大切だと考えております。

この他、令和4年度は7年ぶりに支部の総合防災訓練が大潟村で開催されました。この訓練では、ホテルでの高所放水車による救助や消火訓練、倒壊家屋や土砂に埋まった車からの救出訓練、水上バイクを使った水難救助訓練など、通常とは違った訓練も行われています。支部の防災訓練では高度な訓練を、村の総合防災訓練では今後も従来の内容を繰り返ししっかり実施することをベースにして、皆さんの意識を高め、その上で必要な内容を精査し取り組んでまいります。

次に3点目ですが、県では災害発生直後の生命維持と生活の安定に欠かすことのできないものに関し、共同備蓄という考え方で備蓄を進めております。災害が起きた際に県内で融通し合うことを念頭に備蓄品目と数量を決め、各自治体で分担して備蓄しているというのが現状の備蓄方法であります。規模は、災害が発生して1日後の避難所への避難者が県全体で約14万人、時期は冬場で、期間は災害発生から3日分を対象とし、このうち自助・共助により備蓄される分と流通備蓄分を除く3万2千人分を県と市町村で半分ずつ分担す

るものとし、市町村分は人口割での割り当てとなっております。

村に割り当てられた品目は、飲料水が439リットル、主食等の食料品が436食分、毛布が98枚、石油ストーブが1台、簡易トイレが702回分、紙おむつが36枚、発電機・照明機材が各1台、タオルが98枚、給水袋が10枚等々で、全19品目が規定されています。村では、これらの必要数を満たしたうえで、食料品や毛布、石油ストーブ、発電機等は規定より多く、また独自の品目として、避難所のパーティションや、鍋・コンロ等の炊き出し器材、携帯型担架、クイックテントなどを備蓄しています。その他、備蓄品用ではないテント等もありますので、災害時にはこうしたものも活用することとしております。これらで、一定の必要数量は満たしていますが、ほかに必要と思われるものがあれば、随時拡充を図ってまいります。

最後に4点目についてですが、断水が長期間になった場合は、まず防災センターで備蓄している飲料水を配布し、加えて給水袋等により浄水場配水池内にある水を村民の皆さまに配布することとなります。さらに、県内外の市町村に対しても水道供給の応援を要請し、給水体制を整えることとなります。

また、令和6年度には現状の1,300m<sup>3</sup>の配水池に加え、1,000m<sup>3</sup>の配水池を造成し、浄水場内の貯水量増加と災害に対する備えを強化していく予定であります。

下水道については、下水道管が破裂し本管で排水が機能しない箇所が発生する場合には、緊急措置として備蓄している簡易トイレの配布も考えています。その他、復旧までの対応として、破裂箇所前後をバキュームカーによる汲み上げで繋ぐことや仮設トイレの設置、県を通じての支援要請など、災害の状況を考慮した対応を取ってまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

まず、今現状でも能登半島地震のいろいろな情報が流れている中でも、食料や支援物資はやはり時間が経って、今は満たしている状態ではあっても、やはりお風呂に入りたい、シャワーを浴びたい、一番はトイレの問題が起きているということですので、そういったことをまず、簡易トイレまた携帯のトイレ等を十分に考慮していただきたいと思ひますし、やはりまた備蓄に関しても、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、やはり乳幼児に対してのものだったり、生理用品であったり、いろいろなものがあるとは思ひのです。そういったものも多分あるとは思ひのですけれども、しっかりと対応をしていただきたいと思ひますし、今年に入ってもまずはさきげさんの方にもこの防災また備蓄に関して様々な情報が載っていましたが、しっかりと県とも一緒になって対応していただきたいと思ひます。

そこで、能登半島地震の情報を昨日たまたま目にしたときに、避難所を開設した12市町の半数で、女性の防災職員がゼロということの情報が載っておりました。やはり災害時にはまず性別を問わず不安のない生活をするために、女性ならではの悩みであったり、相談であったりがあると思いますので、そういった場合、避難所等を開設したとき、また防災に関しての、起きたときには村では職員の配置というのはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員の再質にお答えします。

まず能登半島地震で、おっしゃられたように、食料品など当初不足と言われていましたが今はもう間に合っている中で、水、トイレが長期的に使えない状況が続いていて大きな問題になっているということで、本当に水やトイレ、そして電気なども含め、日常生活に欠かすことのできない基本的なものですので、そうしたことへの対応というのは、村としても必要と思っていますし、そういう意味でも水については配水池を増やすことで大きな効果につながると思っています。

またトイレについても、村では下水を広域の中でやっているわけで、広域的にその管が壊れると能登半島のようなことにもなってきますので、そういった対応についてもさらにしっかりしていかなければならないと感じております。

備蓄品目については、先ほど言ったような数量を村としては確保しておりますが、その他、様々な事業所と協定を結んでいて、例えばみちのくコカ・コーラや、カントリーや、藤井商店、ツルハドラッグ大潟支店とか、農協、または株式会社ルーラル大潟、そういうように食料品等を普段扱っているところとも協定を結びながら、災害時には支援をいただけるような体制づくりもしているところです。

今後もそうした関係をしっかり築きながら、災害時に被災した方が不便のないようなことで、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

災害が発生したときの職員の配置ということですが、災害時の職員の行動計画というものはしっかり策定してしまして、それに沿った形でそれぞれ対応をしていくこととなります。ただ先ほどあったように、避難所に女性の職員がいないというようなことの話でもありました。そういった点についてもしっかり避難所で、女性はもちろんですけれど、避難した方の衛生面とか健康面のケアができるような体制についてはしっかり取り組んでいきたいと思っていますし、今回、能登半島の方に保健師1名が支援に行くことになっています。行ってきた状況も含め、今後の村の防災計画にしっかり活かしていきたいと思っていますのでどうかよろしくをお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

はい、わかりました。

まずこの辺に対してはしっかりと、今後も協議していただきたいと思います。

そして、先ほど村長の方からもありましたけれども、やはり去年の7月、秋田市、五城目町では大雨により浸水被害が起きて、何日間も水が出なかったというような話でありました。そして五城目町さんではポンプ場も浸水したということで、また浸水した箇所も大きく、やはり浸水した家具を運び出すためにも人手がない、また車も浸水して使用できないという状況であったと聞きました。あの時期、7月、大潟村では、特にすごい農繁期というわけでもなかったもので、まずダンプや軽トラック、洗浄機や水タンクをまず大概の農家さんであれば持っていると思いますので、貸すこともできたのではないかと私は考えております。親友や親戚には、空いている時間に手伝いに、ボランティアに行ったという話も聞きます。やはりそういったときに、近隣の市町ですので、ちょっとあれば軽トラに乗って手伝いにでも行けるわけです。そういったことをやはり近くの村民としてはちょっと黙っているわけにもいかず、何かもうちょっとできたのではないかなとすごく感じているところでもあります。やはりそういったことを今後にも活かして、まず五城目町さんであったり、八郎潟町、また男鹿市であったり、そういったことを教訓にして、またそういった協議をしながらそういった連携をとることが必要だと感じているところでもありますけれども、村長はどういったお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員の再々質にお答えします。

昨年、五城目町さんの、隣ですので、状況について様々な方からも議員と同じようなご意見や、また村としても五城目町さんの方に支援の話をさせていただいた中で、町としてはボランティアの受け入れは社会福祉協議会に委ねていて、また、社会福祉協議会は社会福祉協議会で、なかなか受け入れ先の整理がしっかりついていない状況もあったりし、村ではかなり要請できる旨の話をさせていただいたのですが、結果として、消防団のみの派遣という形になってしまいました。非常に、受け入れる側もしっかりその情報を精査した上で、ちゃんと支援要請先に届けるというか、支援をするということではないと難しいと。その背景には今、能登でもあるのですが、いろいろな方が入り込んでそれが犯罪にもつながる場合もあったりするということで、非常に残念なことなのですが、そういったことも要因としてあるようでして、誰でも勝手にどこでも行って支援ということではなく、

場合によっては物を盗んできたりということもあったり、何かいろいろ課題はあるようです。

しかし、そうしたことも踏まえて、村としても今後にしっかり活かしていきたいと思っていますので、迅速な支援ができるように、または支援者の受け入れで被災された方にしっかり早期の復旧ができるように取り組んでいければなと思っています。

また、秋田県町村会でも初期の支援がやはり大事だということで、昨年、緊急総合応援活動に関する協定を結んだところです。ですので、県内町村会としても本当の初期の段階でいち早く支援物資を届けたり、協力する体制というものはまず構築できました。県は県でそういう体制も作っていますので、様々な体制を有効に活用するという含め、村でもしっかり取り組んでいきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

まず、災害はいつあるかわかりませんので、その備えということでは常にしっかりしていきたいと思いますから、どうかよろしく願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

次の質問に移ります。

今後の農業振興について質問をいたします。

近年の農業機械や資材、肥料、燃料等の高騰や、ここ2年間の不作により、農業経営は大変厳しいものとなっております。そして高齢化や、後継者がいないとか、また、いても退職をさせてまで就農させるのはどうなのかと考えている人もいると思います。また、人手不足など様々な理由により毎年離農者が出ている状態であります。

やはり、今後の少子化問題、コミュニティの問題、そしてゆくゆくは大潟村の存続等を考えると、離農者を出さないような対策が必要と考えております。

そこで1つめの質問としては、スマート農業を推進しているのはわかりませんが、農業機械があまりにも高すぎて簡単に手が出せるような値段でもなく、費用対効果で考えるとどうなのかと感ずるところもあります。また、資材、肥料、燃料等も高騰し、人材も少なく高齢化をすることも想定されるため、農作業の効率化や省力化を図りながらも経費を抑え、また活用できる補助金はないかなど、今後どのような形の農業経営をしたら所得が上がるかなどを、今一度研究していくことが必要だと考えております。それについてどのようにお考えか。

2つめについては、集中豪雨や台風、高温障害などによる影響もあるとは思いますが、その中でも様々な農作物で、より品質よく、より多収を目指す研究をし、また今までの長年のデータを分析し周知していくことで所得を上げていくことが必要だと考えております

が、どのようにお考えか。

3つめに、農業振興は村長の重点施策であります。そういった中で、令和6年度の当初予算では新たに取り組む農業振興事業があるのかお聞きいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員の質問にお答えします。

大潟村においても農家戸数が減少しており、ここ10年では38戸の離農がありました。人口減少傾向は今後も続くものと見込まれ、それに伴う農家戸数の減少も進んでいくものと思われま。これをいかに止めるか、または緩やかにするかという対策が必要で、いわゆる地域づくりとともに農業施策が重要であると考えております。

その上で、1つめの質問についてですが、資材等の経費高が続く中で、いかに農業所得を維持、向上させるか、持続性のある農業として進化させていくことが求められております。規模拡大が進む中で、省力化を図るスマート農業の導入、農業機械の共同利用の推進、農業経営継承のための後継者育成、更には高収益作物の導入や畑作との複合経営といった経営強化に必要な取り組みなどを、国、県、村の施策を有効に活用し推進しています。

また、県立大学やJA大潟村をはじめとした関係機関で構成する民産学官連携のもと、畑作振興の調査研究や大規模経営実態調査などの有効な研究結果を営農指導や経営改善に活かし、農家相互の連携を深め、多様で強い経営体の育成を図ってまいります。

2つめの質問についてですが、近年の異常気象とも言える中で、安定的に農業を続けていくためには、収入保険等の経営に対するリスクヘッジも必要でありますので、農家の皆さんには今後も継続して加入の推進を図ってまいります。

また、高温耐性を持つ品種の開発、栽培方法などは、近年の気候傾向からも必要なことでもあります。村としても積極的に関係機関へ調査研究を働きかけてまいります。

生産基盤においては、現在、国営かんがい排水事業による用排水施設の更新にも着手しており、今以上に災害に強い農業生産基盤になることが期待されます。更に暗渠の整備も進んでいる中で、稲作経営の効率化とともに畑作の導入や麦・大豆との2年3作体系といった農地の高度利用による所得の向上も推進してまいります。

3つめの質問についてですが、1点目、2点目で述べてきたことを着実に進めることが最も必要なことであり、その着眼点で令和5年度3月補正及び令和6年度農業振興当初予算を組んだところです。その中の1つとして、国庫補助事業の産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、株式会社大潟村カントリーエレベーター公社の精米工場の機能増強について予算を計上しております。精米工場の機能増強によって、輸出による販路の拡大、高付加価値商品の展開等を想定しており、大潟村産米の販売力を強化し、村農業の強みが発揮されていくものと思っております。

また、副産物として生成される米ぬかを活用した有機肥料の製造、粃殻熱供給から出る粃殻燻炭の農業利用、稲作の中干し期間延長や燻炭の農地施用によるJクレジットへの対応など、農業と環境と経済の好循環をつくり出すことにも取り組んでまいります。

今後も皆さまからのご意見もいただきながら、大潟村農業の発展に必要な農業振興施策を展開し、多様な経営体が存続できるよう取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

まず、農業ではないのですけれども、私が議員になってからも、少子化対策、出産・育児・教育に関しては様々な事業、無償化や助成等の対策を、私が議員になってからもいろいろなことが行われてきたところであります。また、こういった対策についてですが、やはりこれは、そのときの少子化対策がもう少し早かったらどうだったらだろうと考えるところもあります。それによって少子化が収まったとはちょっとそれは思えないのですけれども、やはり後手後手だったのではないか、もっと早く対策するべきだったのではないかなと感じるところもあります。

またこれは農業に関してもそうなのですけれども、ここ最近の農業振興の予算を見てもあまり私としては変わりばえはしないように感じます。先ほども言ったように、やはりこの農業に関してはここ近年ではもう環境が著しく変化しております。それなのにやはりこの村の予算としてはあまり変化がないというのは、どんどん停滞していくのではないかと懸念しているところがあります。そういった中でもやはり農業振興政策について、やはり少子化対策と同じく後手後手にならないように今からしっかりと対策していく、またいろいろなことを練っていく必要があると思うのです。やはりそういったことを、今から10年後、20年後に向けてしっかりやっていただきたいということで、それについてもう一度村長の方からお考えをお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員の再質にお答えします。

村の予算が、農業予算が毎年あまり変わらないのではないかと、農業に力を入れていないのではないかとというような趣旨のご意見であったかと思いますが、決してそうではなく、例えば国営事業をしっかりと事業化できたということは非常に大きな要素でして、これにもかなりの年数を土地改良区の理事長さんとともに頑張ってきました。まずその目処がつい

たということが1点あります。ですから今、パイプライン化することで震災にも強い、また使う水の量もむだな部分がなくなりますので、3割ぐらいはカットできれば結果として排水機場の電気料金が下がったり、いろいろな面でまた農家にも効果が現れてきますし、何よりも、そういった将来的に村農業がしっかり維持できる環境がまずできたということ。

もう一点、農業共済の方ですが、以前、村では共済に加入できない状況でした。これをしっかり村で、事務所も村にあるような形で持ってこられたというのも非常に大きな要素だと思っております。まだ加入農家数は少ないのですが、そうしたことによって農業収入保険はもとより、今度、ハウスの共済も加入できるようになりましたし、今後、農業機械など様々拡大していけると思っています。ぜひ、農家の皆さんにおいてはそうしたものも活用してほしいと思っています。

また、産地パワーアップ事業も玉ねぎを行って、当初本当に出だしは大変でした。しかし、県立大との連携や県の農業試験場との連携のもとで、しっかり技術開発が短期間で進めることができたと思っています。

こうした状況を作れたというのも、村の予算を大きく使ったというよりは、そうした関係性をずっと維持できてきたことが大きい要素で、また民産学官の取り組みもその1つだと思っています。そういう意味では単なる予算だけではなく、実際に取り組んでいることについてももしっかり見てほしいなと思います。

その上で、今、本当にここ2年不作が続いたその原因が、高温障害であったり、または長期の長雨であったり、そういった中でも優良な品種というか、サキホコレはほとんど被害がないということでもあります。今度導入されるこまちRが実際どうなのかということが心配でありますし、一気にこまちRに転換されることについても、村の中で疑問を感じる農家もいるようですし、実際にこまちでないとな販売が難しいという販売会社もあるようですので、そういった点についても、私としてもいろいろと発言をさせてもらってきたところです。

様々な面で、村の農業の課題については今後も一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますし、それは予算に見えない部分でもいろいろなところで取り組んでおりますので、どうかご理解をいただきながら、一緒に頑張っていければと思いますから、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

まず、先ほど村長の方から畑作等振興調査についてもありましたが、私も1日はいられなかったのですけれども、少しばかりお話を聞かせていただきました。まずここにもその

報告書はあるのですけれども、あれに参加された村民の方、農家の方が、今年どれだけ取り組んでみようという人がいるのかどうか。またそれによって農家の所得が上がるのかどうかというのは、大変疑問なところなのですね。午前中にも村長が村長説明の中で、農家の所得向上に向けて、という文言があります。やはり農家の所得を上げるのであれば、単純な計算でいけば、米農家であれば米を一俵でも二俵でも多く取るということになると思うのですね。いろいろな、高温障害、冷夏の年もありました。塩害もありました。今までのそういった分析をしながらも、また今後の新しい農家の取り組みとして、この先のどうやって経費をかけないような取り組みであったり、いろいろなことを考えながらの、そういったことを分析また研究していった方が農家所得がすぐ上がると思うのですね。私としては畑作等の中にそういった研究も入れてもらえれば、まず米を15ヘクタール作っている人が一俵違えば、まず一俵1万4,000円としても200万から変わってくるわけです。単純ですけれどもそういう計算になるわけですので、そういったことを今一度、分析・研究していった方が所得が上がりやすいのではないかと単純に思ってしまうので、来年度、再来年度にはそういう研究もして行っていただきたいと思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員の再々質にお答えします。

まず、今までの米の栽培の考え方として、主食用米については品質の良いものということでタンパクがどうかいろいろ要素があって、収量を増やすことというよりは、より良い品質のものをとろうということで、販売会社含めて取り組んできていた経緯があるということが1つ。ただ、加工米等はそうではなく、収量が多ければいいというようなこともあろうかと思いますが、ただそれにしてもやはり品質が大事にされるということがありますので、そうした面では農協も含め、みんなでやってきたということが一点あるかと思えます。ただその上でも2年続けて不作ですから、何とか収量を落とさないでやる技術や、または暑さやそういう気候変動に強い品種開発というのは本当に必要だと思えますので、その点は県へもしっかり要望することとしております。

また、村でも毎年、補助金のいろいろなメニューを示したり、村としての補助事業を示したりする中で、近年、カボチャを栽培する農家が増えたり、麦・大豆の二毛作が増えたりという傾向が少しずつ見られてきています。それは本当にそれぞれ農家がしっかり考えた上で、この方が所得がいいということの判断だと思えます。その前提となる補助金額などもわかりやすく村としても示し、また各生産団体もそうした普及活動もしているところで、今日の農協だよりも、農協としても玉ねぎ栽培者に対する支援を打ち出していました。村としてもそういう苗の補助等やっていますので、そういったものを併用しながらと

いうことの内容でありましたが、いずれそれぞれの農家においても、村や農協もそういったことを示していますので、ぜひそういったものも見ていただいて自分の経営を検討していただければと思います。

ただ、村としても、本当にどういった支援をすることがより効果を上げることができるのかということで、今までも特にそういった種苗費について支援をしてきて、それが一定の効果があるとも思っていますし、取り組みやすい環境づくりにも畑作では特になっているのかなと思いますので、引き続きそうした事業も継続しながら取り組んでいきたいと思っています。

また、ぜひ今後も議員の皆さんからも、こうした支援がより効果があるというようなことも含め一緒に振興策を考えていければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

最後の質問に移ります。

村長の4期16年の総括はということで質問をいたします。

村長として4期目の任期が約半年となりました。これまでの4期16年の村政運営をどのように総括しているのか。また、5期目への出馬に向けての意思という点もお聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員の質問にお答えします。

はじめに、4期16年、議員の皆さまはじめ、村民の皆さまのご理解とご協力をいただき村政を進めることができましたことに深く感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

私は最初に、村民融和が最重要課題とし、対立から融和を訴えてきました。そうしたなか政権交代があり、農政は大きく転換し、戸別所得補償制度が導入されることとなりました。その対応について村内はもとより県とも協議している中、赤松農林水産大臣が村を訪問いたしました。生産調整に係るペナルティの扱いが焦点であり、この機会にできるだけ村内農家が参加しやすい状況を作るように話をさせていただきました。知事や県議会の理解もあり、何よりも村民の皆さまの理解で、戸別所得補償への移行をスムーズに進めることができました。そうしたことから、生産調整参加者は次第に増え90%を超える状況となり、生産調整を巡る対立は解消されました。

国の進める農政の方向に沿うことにより、大きく変わった点は、国や県の補助事業や制

度の活用がスムーズに進められるようになったことです。戸別所得補償、米粉プロジェクトによるカントリーエレベーター公社と大潟村あきたこまち生産者協会への米製粉設備の設置、米粉の餃子工場誘致、排水対策事業の導入継続、国営かんがい排水事業「八郎潟地区」、タマネギ栽培の産地パワーアップ事業、米飯工場、オーガニックビレッジ宣言、精米工場の産地パワーアップ事業、県営土地改良事業や環境直接支払の地域特認、堤防の改修、県による各種補助事業などです。こうしたことから、大潟村農業と農家には大きな効果をもたらし、食品加工分野も新たな産業として村に定着し、輸出の取り組みも拡大してきました。

教育では、小規模校ゆえ幅広い体験が必要と、小学生は浦安との交流、中学生は韓国インピ中との交流、デンマーク交流を行うことができました。また、小中学校の改築とこども園の新築も行い、保育と教育の充実した環境を整えることができました。そして、ICT教育の県の指定校にもなり、県内一のICT教育により充実した学びにつながっております。また、何よりも村民の皆さまの協力により、スポ少・部活動の指導や様々な体験など、児童・生徒の充実した学びと体験、地域愛の醸成につながっております。

福祉では、診療所とひだまり苑の指定管理により、医師確保と充実した高齢者施設運営となっています。多機関協働の窓口づくりによる福祉の充実、農福連携農場、ボランティア活動など、各団体や村民の皆さまの協力で充実した福祉を進めることができました。

生活インフラでは、環状線道路や総合中心地内道路の改修、橋梁の長寿命化、下水の長寿命化、浄水場配水池増設、取水場増設等を行い、村民生活の基盤を整えてまいりました。公共施設では、役場の耐震補強や議会棟、ホテルの長寿命化を進めました。また、今年度は村民体育館の耐震化と増改築の基本設計を予定しております。

新たな取り組みとして、東京オリンピック事前合宿にデンマークボートナショナルチームを招聘しました。

移住・定住促進では、中央地区への宅地分譲地開発、PFI方式による中央地区と北住区に集合型村営住宅の整備により、移住・定住者が増え、子どもも育っております。

再生可能エネルギー分野では、村や村内企業、村民の皆さまの協力で西5丁目にメガソーラー発電を整備することができ、順調に稼働しております。一昨年、国の脱炭素先行地域の認定を受けることができ、籾殻を燃料とした地域熱供給と太陽光発電・蓄電池による電力供給を行うこととしております。これら事業は、単なる地域の脱炭素だけではなく、籾殻の活用による地域農業資源の循環と地域経済の循環を目指し、暮らしと地域農業・経済の発展につなげるものであります。

文化財登録では、モデル農家住宅を国の有形文化財として登録することができました。

この間、社会情勢や村財政を考慮し、最大限国や県の補助事業を活用する形で進め、財政負担をできるだけ抑えてきました。その結果、一般会計の地方債残高は、私が就任した時よりも少なくなっています。また、職員の資質を上げるために、国や県、団体への出向、

国内外の研修への参加などに取り組み、効果を上げてきたと思っております。

5期目への出馬に向けての意思はについて、大潟村は今年60周年を迎えます。50周年では、大潟村未来宣言を中学生と共に行い、その後、村は順調に進むものと思っておりました。しかし、東日本震災からの復興が見え始めた頃、新型コロナウイルスによるパンデミックです。この4年間はコロナ禍の対応に追われ、更に、ロシアによる軍事侵攻が食糧不足や燃料・資材高騰を招き、村民生活や営農にも大きく影響しております。そして、地球温暖化による気候変動が激しさを増し、各地で豪雨災害が発生しました。大潟村農業への影響も大きく、2年続けて不作になってしまいました。

この間、村も少子化の傾向が顕著に表れ、少子高齢化による人口減少も進み始めております。農家戸数の減少も続いており、589戸から473戸にまで減る一方、一戸あたりの耕作面積は増え15ヘクタールから19ヘクタールに拡大しております。

災害や紛争、政治の混乱などいつ何が起こるかわからない、不透明な時代となっております。だからこそ、改革や新たな取り組みなど、やるべきことは知恵を出し進めていかなくてはなりません。停滞は後退になってしまいます。

本年、村創立60周年を迎えます。村は入植以来の大きな転機にあります。こうした状況だからこそ、今後の村づくりをしっかりと示し、次の世代につなげていかなければなりません。そのためにも引き続き村政を担わせていただきたく、次の選挙に出馬いたします。

重点的に取り組む施策として、

第一に60周年を契機とする総合村づくり計画の策定。

村の60周年を契機に議員の皆さま、村民の皆さまと今後の村づくりを考える機会にしたいと思っております。総合村づくり計画を皆さまと共に策定し、村づくりを進め村民の活力を引き出すとともに、次の世代につなげてまいります。

第二に農業振興対策。

村の農家は15ヘクタール経営を中心としながらも大規模農家が増えてきました。農業生産は気候変動や機械・資材の高騰など厳しい状況にあります。多様な経営体が存続し、先進的で活気に満ちた農業産地を目指します。そして、食品加工産業と輸出の拡大を図ります。

第三に脱炭素先行地域事業の推進。

脱炭素事業は令和8年度まで続きます。しっかり事業を進め村の脱炭素の拡大を図ります。そして、農業資源の循環と地域経済の循環を進め、豊かな村民生活と農業振興に結び付けます。

第四に少子化対策の推進。

村も少子化の傾向が顕著に表れてきました。出会いから結婚、子育て教育と村民に寄り添って対策を進め、子育て保育・教育のより良い環境を整えます。

第五に移住・定住の促進。

新たな宅地分譲を西1丁目に整備し、北1丁目にはPFI方式による集合型村営住宅の整備を引き続き行います。移住・定住の促進を図り混住化を進め、村の活性化に結び付けます。

詳しくは、今後、政策集を刊行しますので、よろしくお願いいたします。

大潟村は常に先進的でなくてはならないと思っております。村民分け隔てなく、誇れる村づくり、誇れるふるさとづくりを進めてまいります。

今後とも、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

**【2番：工藤 勝議員】**

ありません。

以上で終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後4時38分)

# 令和6年第2回（3月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和6年3月7日（木）午後1時00分～午後4時26分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川 渕 文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

## 5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第3号 大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

議案第4号 大潟村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第5号 大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案

議案第6号 大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第7号 大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第8号 大潟村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条

例の一部を改正する条例案

議案第9号 大潟村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第10号 大潟村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第11号 村道路線の変更について

議案第12号 工事請負変更契約の締結について

議案第13号 工事請負変更契約の締結について

議案第14号 普通財産の貸付について

議案第15号 普通財産の貸付について

議案第16号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案

議案第17号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第18号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第19号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第20号 令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

議案第21号 令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案

議案第22号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案

議案第23号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案

議案第24号 令和6年度大潟村一般会計予算案

議案第25号 令和6年度大潟村診療所特別会計予算案

議案第26号 令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案

議案第27号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計予算案

議案第28号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案

議案第29号 令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案

議案第30号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計予算案

議案第31号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計予算案

令和6年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の設置について

陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情第3号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情

陳情第4号 「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳

情書

要望第1号 要望書（大潟土地改良区）

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、議案第3号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第29、議案第31号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第30、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私からは3点質問させていただきます。

まず1点目が、1ページ目からなのですが、能登半島地震の被災地への職員派遣ということで、大きな震災が1月、元日にありました。こちらに書いてあるとおり、被害に遭われた方、亡くなられた方にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く立ち直られるように願っております。

そういう中で、村の方も保健師を派遣するというので、非常に良いことだというふうに評価しております。その中でですね、被災地、非常に災害で厳しい状況になっていると新聞報道でもなされており、未だに大変な状況であると、避難してる方もかなりいらっしゃるというふうに聞いております。そういうふうな被災したところに派遣するというので、派遣された職員にとっては土地勘もなく、また精神的な負担もかなり大きいのではないかと、通常業務に比べればかなり大きな負担になるというふうに考えています。

そういう中で派遣職員の負担軽減について、やはり考えていかなければいけないのかなというふうに思います。その辺について、例えば金銭的な負担軽減だとか、あと宿泊先の環境、どういうふうな環境になっているのかということも大事なところだと思います。その辺について、村の方も派遣する先の状況についても把握なされているのか。

いずれにしろ、聞くところによりますと、やはり特にそういう被災したところで仕事を

するとストレスがあって、宿泊先も大勢で宿泊の部屋にするとかなり精神的にまいってしまふということが、今までの震災での派遣職員の意見があったというふうにも何かいろいろと調べてみれば載っていますので、そういうこともやはり配慮する必要があるのではないかとこのように思っていますので、その派遣職員の負担軽減措置について村の方はどういうふうに考えているのか、まずお聞かせ願いたいということが1点と、あとこの震災、村に置き換えた場合、村で大きな地震が、村でというかこの秋田県の中で村も含めて大きな地震が例えばあった場合、特にこの村の場合は橋で周りと繋がっていますので、橋が倒壊しましたというふうな形になりますと、村外に住んでらっしゃる職員の方が村に来ることが、当然、職員の方も被災しているかもしれませんので村に来ることができないという場合に、災害時の対策に影響があるのではないかとちょっと危惧しています。そういうことを前提として災害時の対応を計画しているのか、その辺も併せてお聞きしたいというふうに思います。

まずこの点、以上2点をお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原史夫議員の、1点目の能登半島沖地震の職員の派遣についてのご質問にお答えしたいと思います。

派遣される職員の待遇面、金銭的負担軽減等々のお話だったかと思うのですが、こちらの方につきましては、最初は村の方で規定の旅費等々で負担をして、後から国もしくは県の方からこちらの方にバックされるというような状況になっております。

また宿泊地につきましては、派遣される先が1.5次避難所というところではあるわけなのですけれども、この派遣される職員の宿泊先については一般的なビジネスホテルといたしますか、個人部屋といたしますか、そういったことで夜間等々のプライバシーは保たれるだろうというふうに考えているところです。

また今回については、秋田県の中では第15班といたしまして、保健師3名に県職員1名の4名体制で派遣されると、この期間はされるということですので、そういった仲間内の中で精神的な負担もだいぶ和らぐのではないかなというふうには考えております。また戻ってきた際にも、こちらの方でも心のケアといたしますか、そういったものをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員のご質問にお答えいたします。

村内が橋で囲まれているということなのですが、今ざっと数えて6ですか。それとあと八竜の方は橋ではないようなつくりかと思います。あとは南部排水機場の所も橋を迂回した形で別の通り道があるということです。この全てが通れなくなるというのはなかなか考えづらいのですが、ただ万が一ということもあります。こういった場合は、村の中に住んでいる職員が実際大瀧村の場合は少ないということもありますので、OBの方ですとか、そういった方々にも協力をお願いしながらやっていければと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

まず1点目の件は、まずストレスを軽減するために、宿泊先についてはこれはシングルというか、1人ひとりの部屋というふうに考えてよろしいのでしょうか。そうですね、その辺はそういうふうに配慮をしていると。

例えばこういうふうに危険といいますか、かなり災害時ということで大変な所に行く、1週間ですか、行くということなのですが、手当みたいなものも何か考えてらっしゃるのか、そういうことがあるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと2つめの災害時の体制についてなのですが、橋ではない所も確かにあるのですが、いずれにしろ村外の職員の方がこちらに来られない状況というのは必ずあるはずなのですよ、間違いなく。その時の体制がどうなっているかということで、今お話があったOBの方だとかその辺に協力を、あと村に住んでいる方に協力をということなのですが、そういうようなことの体制ということがちゃんとできているのか、今の説明で言っているのか、それとももう体制ができていて、誰、誰、誰でということであるような計画になっているのかということがちょっと心配なのですけれど、それについてはどうなのでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原議員の再質の方にお答えしたいと思います。

派遣される職員の手当等はどうなっているのかというご質問であります。日程の方をお話しますと、村政報告にもありましたが、3月10日、日曜日に行くのですが、移動と引き継ぎの日というふうな形になっております。11日も含めてなのですが、この土曜日、日曜日に勤務があるわけですが、これについては基本的な時間外手当といいますか、そういったもので手当をする予定となっております。また平日等々も就業時間以上に状況によっては勤務される場合もあるかと思いますが、そちらの方も全て時間外等で手当を行うというふうになっております。こちらについては、派遣される秋田県職員や市町村職員

も含めてですが、一律同じ金額ではないにしろ、時間外勤務手当の方で対応するということとなります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員の再質問にお答えいたします。

今現在でそういった規定があるかと言いますと、そこまでではなかったと記憶しております。実際そうなったときに対応できるような形ということで考えていたことではあります。これをまたしっかり規定するよう形で、また事前をお願いするよう形で、体制を準備していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

1つめの方で、これは危険手当みたいな感じで、何か特別なものは特段考えていないということなのでしょうか。この辺はもうちょっとサポートしてあげてもいいのかなと私自身は思うのですけれど、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいということ。

2つめについては、これは至急、その体制を確立して、いざというときのためにやっておいていただきたいと思います。何せ、例えば避難所にしろ何にしろ、やはりある程度の人手というのは当然想定していらっしゃると思うのですけれど、それに満たない場合等も含めて、やはりそういうふうな応援体制ということが必要だというふうに思いますので、具体的なその辺を、今この平時のうちに作っていただきたいと思います。

その辺も含めて、再度よろしく願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後1時16分)

(午後1時17分)

再開いたします。

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原議員の再々質の方にお答えいたします。

危険手当的なものはないのかということではありますが、こちらにつきましては県の方で派遣を募った際に、うちの方の保健師2名ともぜひとも行きたいということで、本人の意向であったということが一番であります。

手当の関係ですが、先ほどちょっと申し忘れてましたが、1日2,600円、こちらの方は食費分の手当が日数分支給されるということとなっております。

再々質の方の危険手当等のなもの、いわゆる特殊勤務手当に当たるかと思いますが、今のところは村の方でいいですか、前もありましたが五城目町に災害の派遣で行った際もそういったものは特には設けてはおりませんでした。今後につきましては、国や県の例を参考にしながら、今後考えていきたいというふうに思っております。今のところは危険手当的のものはないという状況となっております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員の再々質問にお答えいたします。

ご指摘いただいた件に関してはそのとおりで思っておりますので、今後計画等に盛り込んでいきながら、お願いして、登録制にするなどそういったことも踏まえながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

はい。次の質問に行きます。

10ページ、新体育館の件なのですけれど、新体育館、更新ではなく耐震補強等による増改築ということで進めていくというようなお話でした。

こちらにも書いてあるとおり、村民の要望が多いトレーニングルームなど優先的に整備していく方向で検討していくということなのですけれど、デンマークオリンピックチームの強化合宿の際の、ボート場の所のトレーニングマシンについて、合宿が終わって冬を除いた期間はあそこで器具を使えるような形には今現在なっているのですけれど、やはりあそこはかなり遠いということもありまして、使い勝手は非常に悪いのかなというふうに思っています。そういう中であその処理も含めて、今回、体育館の更新、増改築についてどういうふうに考えているのか、村の考えをお聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田正人】**

菅原史夫議員の質問にお答えいたします。

新体育館の増築にあたって、ボート場の今あるトレーニングマシンをどう使うか、どう考えているのかということなのですけれども、現時点では、新体育館の基本構想策定委員

会でもその話題にはなっておりまして、基本構想の委員会の中で、新しい体育館ができればあの器具を移動してもうちょっと利用を上げていくということで考えたかどうかという意見ももらっていますので、やはりそこはそのとおりで我々も考えております。ですので、増改築した際はあれを移動して、より使用頻度が上がるように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

いえ、新体育館の方の構想の中に入れていくというお話だったので、まずそれで進めていただきたいというふうに思います。

再質はありません。

次が、14、15ページですね。マイタウンバスの件なのですけれど、21時7分のバスが今回なくなるということで、確かに利用者はかなり少ない、絶対人数はかなり少ないとは思いますが、利用している方はいらっしゃる。特に高校の学生さんは、いらっしゃることはいらっしゃいます。そういう中で、今村が進めている少子化対策、要は子育て支援、その辺にも大きな影響が出てくる。特に移住・定住にしても、やはり交通手段というのは移住・定住の施策を推し進めていく上では、やはり大きなポイントになってくるのではないのかなと私自身は思っています。

ここに書いてあるとおり、バス運転手の人員不足等はあるとは思いますが、この辺について、これに代わる対応策みたいなものは何か考えていらっしゃるのかどうか。単になくなりますということで、はたしてそれでいいのかなというふうに非常に疑問に思うのですが、その辺については村の方でどういうふうに考えているのか。お聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

菅原史夫議員のマイタウンバスに係る案件について説明を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、村といたしましても最終便のバスがなくなってしまうということに対しましては、村当局としても非常に残念に思っております。

その理由といたしますのが、昨年12月にバスの運行事業者からバス運転手の退職が数名にのぼって、これからの運行に影響が出てしまうということ、それと併せて今年の4月から施行される法制度に合わせまして、運転手の労働時間、休憩時間などがより厳格になったといったことによるものというふうに説明を受けております。

村としましても、こういった減便の説明を運行事業者から受けたときに、それに代わる代替のダイヤをいくつか示しております。こういう形で運行すれば運行できないのか、最終便は難しいにせよ、その間の便をもう少し工夫する、運行する時間帯を工夫することで何とか交通手段を確保できないかということ、南秋の公共交通活性化協議会を通じて運行事業者等と何回も打ち合わせをしております。その結果、運行事業者の方でもこちらは真摯に検討はしていただいたというふうに思っております。ただどうしても運転手の労働時間、休憩時間の確保であったり労働時間の制限であったりといった部分が非常に厳格になってしまうということと、運転手の人数がどうしても今の現状よりも減ってしまうということから、なかなか期待には添えられないというふうなお返事をいただいて、やむなく今回減便するダイヤになってしまって、そちらを先日の公共交通活性化協議会でも、やむを得ない部分もあるとしながらも、ご承認をいただいたというところでございます。

今後に関してですが、最終便に関しましては、今年度に限りましては2.3人から4.8人ぐらい、2人から5人ぐらいの利用者があるというふうに報告を受けております。可能であればこちらの交通手段を確保してまいりたいということが本音でございますけれども、ただ現実的にドライバーの確保であったりといった観点で事業者の方でも相当苦勞しているということが現状でございます。

今後、南秋地域公共交通活性化協議会を通じて事業者の方ともより密に情報共有をいたしながら、今回運行が見送られたダイヤに関してその状況を共有しながら、再度、最終便の設定について可能かどうかについては打ち合わせをしてまいりたいなというふうに思っているところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

以上になります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

まず、かなりどこも人手不足もありまして、特にこの物流業者、運送業者というのは、2024年問題というのは前々から言われていて、かなり厳しい状況ではあるということは十分、私自身も認識しております。

そういう中で、今の課長のお話ですと、まず今回はこうだけれど、今後まだ状況によってはまだまだ話し合う余地はあるというような理解でよろしいのでしょうか。いずれにしろ、バス会社の方である程度人員の確保ができれば、またいろいろ考える余地はあるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

あとやはり、こういうふうに人手不足で運行できないという話になると、どこを切っていくかということ、優先順位で採算があまり合わないところを切っていくとは思いますが、ちょっと表現が悪いかもしれませんが、ある程度の金額が合えば運行してもら

えるのかどうか。その辺についてはどういうふうな感触か、お分かりになれば。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

菅原議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめに、運行事業者との交渉の感触ですけれども、実際にバスの運転手が辞める意向だということでご一緒しておりますので、今の時点では非常に厳しいものだというふうに思っております。ただ今後何か、ひょっとすれば待遇等が改善されてドライバーが確保できるという見通しが立ちそうだということであれば、こういったマイタウンバスの減便した部分の復活といった部分も交渉によってはありうるのかなというような認識ではおります。ですので、それも踏まえまして活性化協議会、そしてバスの運行事業者と情報共有しながら、そしてもしバスの運転手が確保できないということがあれば、それらの原因がどこにあるのかということも協議会の中で検討しながら、あるいは情報共有して検討しながら、進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、バスの代替交通の確保に関しましては、今、民間事業者による乗合というのも今後、ひょっとすれば進んでいく部分があるのかなというふうに思いますので、そういったところの情報も収集しながら、移住・定住の促進にも、そして子育てにも寄与できるような公共交通体系を引き続き検討してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上になります。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

かなり厳しいとは思うのですが、その代替2本を含めて、ちょっと検討していただければというふうに思います。

あとこの最終のバス、この減便になるというふうな話は、バスの運行表は確か全戸配布で来たとは思うのですが、特に、高校生を持つ保護者の会だとか、そういうところにはあらかじめお話ししていたのか。それとも皆さんあれを見て知ったのか。その辺はどういうふうに対応なされたのか、お聞かせ願いたい。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

菅原史夫議員の再々質問にお答え申し上げます。

まずこの減便の告知につきましては、3月の広報でお知らせしております。

また高校生を持つ親の会の総会が来週開催される予定と伺っておりますので、そこでも私と担当が出席させていただいて、減便の経緯と概要につきまして説明を申し上げたいというふうに思っているところでございます。

また今後、バス停も含めてダイヤ改正の告知は、使う方がきちんと理解できるような形で進めてまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【7番：菅原史夫議員】**

以上、終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

10番、川渕文雄さん。

**【10番：川渕文雄議員】**

10番、川渕です。

18ページ、ここにですね、60周年を契機とした村づくり計画という中で、農業振興対策ということがうたわれております。その一環の中でですね、ちょうどページ数で見ますと、8ページの中から9ページの頭まで、今年のいわゆるお米の生産目標といたしますか、主食用が55%、そうすると加工米が40%ぐらいではないかと思ったりするのですけれど、今までどおり玄米でだけ販売していますと、毎年玄米だけの原料販売という形になるわけです。これをですね、ぜひその加工して加工賃をいわゆる生産者に還元するという事は非常に大事なことだと思うのですよ。

大体調べてみますと、いわゆる大潟村で生産した加工米を直接、卸とか加工業者に販売してトラックで輸送しているものですから、それを白米でやりますと大体白米の加工賃が一俵あたり平均して1,000円ぐらいの手間賃が出るわけです、料金がですね。そして電気料金は大体米ぬかで今半分ぐらいは、電気料金のいわゆる負担軽減になりますので、そうすると大体トラック1台当たり換算しますと20万円、金額にして概ね20万円高く売れるわけですね。そうすると、一農家当たり40%の、いわゆる加工米を生産したとすれば2台分40万円というお金が所得の向上に繋がるとそういうことがありますので、ぜひこれはですね、今までどおり玄米で販売するのではなくて、いわゆる白米に加工してやっていけば、またいろいろその需要が出てくると思うのですよ。そのところはいかなものでしょうか。ぜひ検討していただければというふうに思ったりしますが。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

川渕議員のご質問にお答えします。

農業振興対策という一環の中でのご提案というふうに思います。

まさに今、川渕議員がおっしゃられるようなことについては、令和5年度3月補正の方

にですね、産地パワーアップでカントリー公社が取り組む精米施設の増強ということで、約4億6,000万ほどの予算を計上させていただいております。カントリーも今の白米の処理能力については、現在より約1.57倍ぐらいの増強を図りながら付加価値をつけた販売力強化と、そこには輸出という側面も入っているわけですが、そういった意味で販売力強化に取り組んでいただくこととしております。

川渕議員がおっしゃられる玄米売りよりは白米で、要するに付加価値をつけるということだと思いますけれども、それについては村内の各集荷業者さんがそれぞれ努力されて、独自のルートで販売力強化をなされているものと承知しております。一例を申し上げますと、昨年もカントリー以外でも、色選の装備を県の補助金を使って増強をするとかですね、そういった取り組みもなされておりますので、まさに今言われたことについては各事業者さんが鋭意取り組んでいるものと、できればそういったものに有効な事業があれば活用していただきながら、村もバックアップしたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

川渕文雄さん。

**【10番：川渕文雄議員】**

今、課長さんの方からお話がありましたけれど、ぜひそれは進めていただきたいと思います。大体精米機というのはですね、表示している50馬力というのであればですね、1時間あたり50俵精米ができますよと説明書は書いてありますけれど、白度の問題とかいろいろな問題がありますので、大体平均して、馬力数に対して八掛けが1日あたりの生産能力ではないかと思うのです。そして今はほとんどいわゆる白米で販売をしますと、運賃が大体10%安くなりますし、それが非常にメリットといたしますか、ただ気をつけていかなければいけないのは、いわゆる白度によって出来上がった数量が違うといたしますか、目方が減るといたしますか、だからそういうふうの下請けをして白米する場合には、仕上がりから計算して多少黒くても54キロ仕上げてくれと言われれば、それに合わせた白度にするといたしますか、そういう形でやりますとですね、玄米売りですとその年の気候とかあるいは値段によって変わるわけですが、加工することは黙ってそういう市場に関わらず料金が入ってきますのでね、農家の所得向上に非常につながるのではないかとこのように思っていますけれども、いかがなものでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後1時43分)

(午後1時43分)

再開いたします。

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

川渕議員の今のご質問についてですけれども、まさにおっしゃられるとおりで主食米以外の加工用米もかなりの面積を栽培、販売しているわけですから、そういった白米売りについて加工用米についてもそういった取り組みがなされていくように、村も情報を収集して情報提供していきたいというふうに考えますので、今後ともひとつよろしくお願ひします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

川渕文雄さん。

**【10番：川渕文雄議員】**

終わります。ありがとうございます。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

私から3点についてお伺いいたします。

はじめに、2ページの大潟村国民健康保険事業についてですが、これまで幾度となく議会でも懸念されてきた事案でした。今回、村の負担について激変緩和措置分として県の特別交付金が交付されるとの決定に至ったことは、解決策の1つとして受け止めておりますし、まずは良かったと思っております。当局のこれまでの様々な努力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

これまで大幅な村民の負担にならないように、村の基金を調整しながら行っていることは理解しております。あくまでも将来的に保険料水準の統一が図られるまでの暫定措置であると考えているということですが、他市町村の同意も得られているということが何よりも心強いです。

そこでお尋ねしたいのですが、おおむね5年間を予定しているということですが、これから村に交付される県の特別交付金は、これまで村が基金から支出してきた金額に近いものになるのでしょうか。また、あくまで村に交付されるものであると理解しておりますが、それによって村民の国保税負担が軽減されるのではないかと考えていらっしゃる方もおります。そのこともきちんと周知しておく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

また、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、県内同じ保険料水準となるよう要望しており、引き続き県と協議し取り組んでいきたいとのことですが、現在、感触としてはどのように感じておられるのでしょうか。

以上、3点について伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原アキ子議員の国民健康保険事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、これまで金額に近いものかどうかというご質問につきましては、令和6年度については概ね1億5000万程度ということで、これまで激変緩和措置分の最高にきた年度で、令和2年度の1億6,000万ほどというものを記憶しております。ですので、それについては過去最高に近いぐらいの措置が図られているのではないかとというふうに考えております。ただ今後、ちょっと状況にもよるわけなのですが、県の方ではまず概ね5年間の措置を行いたいという話ではありましたが、金額については多分、多少増減があるのではないかとというふうに考えているところであります。

2点目の、国保税の負担が減額になるのではないかとというようなご質問ではありますが、これについては今現在も皆さん確定申告をやられているかと思うのですが、村のその収入によりまして所得割といいますか、こちらの方でかける税率等々にも影響してくるということで、これは一概には下がりますよということは今のところはちょっとはっきりとは言えない状況ではあります。国保の上限額、令和6年度で106万円になるということは聞いておりますが、今現在その上限を超えてしまった人にはあまり影響がないと、ちょっと申し訳ない言い方になってしまうのですが、ただ中間層それから低所得者の方には少し減額にはなるのではないかなと担当の試算はしているところです。

3点目ですが、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、県内同じ保険料水準となるということなのですけれども、こちらについても県の方では最終的には秋田県の国保運営方針というのがありますけれども、そちらの最終年度として令和15年ということ謳っているところです。それまでは納付金ベースの統一をしてから保険料水準の統一というような流れでいくというふうに聞いておりますので、最終的な目標としては令和15年、これは国も県もというふうな形になるわけですが、最終的にはその年度を目指してやっていくというような状況となっているところです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

ありがとうございます。

最終的には令和15年度をめどに県内統一を図るということで、どうか大潟村の要望が引き続き、この激変緩和措置だけではなくて全県統一の基準になるように努力をしていただ

ければと思います。

2番目の、緩和措置分のお金が村に入ることによって、ちょっと誤解されている村民もいらっしゃるしまして、今までの所得割ということももちろんわかっているものの、そういうお金が入ることによって負担分が少し軽減されるのではないかと期待する声もあるということをお聞きしたものですから、きちんとそういう周知をされた方がいいのではと思って質問させていただきました。そのことに関して、どのように考えておられるでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後1時52分)

(午後1時53分)

再開いたします。

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原アキ子議員の再質についてお答えいたします。

国保税の負担が安くなるのではないかと、そういったものを周知すべきではないかということではありますが、村では今後5年間ですね、黒字が出た分といいますか、そういったもので基金を積み上げながら然るべき時に備えていきたいというふうには考えておりますが、今現在、村の方については県で示している標準税率といいますか、それよりも若干税率が低い形で賦課しているということがあります。全県統一されますと、それが少し上がる可能性があるということでは覚えておかなければいけないことだというふうに考えております。それについても令和15年までに向けて、その標準税率や県で示す税率といいますかそういったものに合わせていくということで、その体力を整えておくためにも毎年少しでも黒字の方が出れば基金で積み上げ、その際に備えていきたいというふうに考えているところです。従いましてという訳ではないのですが、国保税自体がお金がかかることによって少し安くなるのではないかというようなことにはならないということで、そのことについては、国保税の納税通知書ですとかそういったもので、税の方ともまず協力しまして周知してはいきたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

答弁は要りませんが、先ほど言いましたように、その激変緩和措置によって国・県から入ることによって、今までの負担が少なくなるのではないかと誤解される村民の方

がいらっしゃるということをちょっとお聞きしておりますので、そういう周知の仕方というのか、それはあくまでも基金で積み立てていくという、私達は議会でこういう説明を受けますので分かりますけれども、やはり受け止め方はいろいろですので誤解のないようにお願いしたいと思います。

次に、4ページの脱炭素事業についてですが、大幅な見直しが行われたわけですが、変更後は予定どおり行われると考えているということでした。脱炭素事業は令和8年度まで続きますが、それ以降も継続されていくものと考えております。環境に配慮した脱炭素事業が不安なく進められていくことを願っておりますが、熱導管の敷設工事を見た多くの村民から、水があふれている中で工事を行っていて、継ぎ目から水が入って何か不具合を起こすことにはならないのかとのお声をいただいております。目に見える形で進んできておりますので、以前にも増して関心も高まっております。本当に大丈夫だろうか、事業そのものに対する不安の声が日々高まっており、1人の議員も反対しなかったのかと間接的に厳しいお声をいただいております。

村民の不安を除くことが先決ではないかと思っております。これから春作業が始まり農繁期に入りますが、今後も機会を捉え説明会を開催していきたいということですが、今後の説明会はいつ頃を予定されているのでしょうか。

また、今年元旦に発生した能登半島地震、東日本大震災や、昭和58年5月26日に秋田県沖を震源とするマグニチュード7.7の日本海中部地震は、多数の方々が犠牲となりました。大潟村も田植え直後でしたので、液状化現象が起これ、苗に泥がかぶったり、水田が陥没したり、道路が蛇行したり、正面堤防の被災や橋の沈下、水利施設にも多大な被害がありました。電気も通じませんでしたので、当時は懐中電灯やろうそくを灯しての生活も何日間か経験しました。そのときの悲惨な状況は今も鮮明に残っております。熱導管は土の中に敷設されておりますので、目視することはできません。想定外の地震などが発生し、今後不具合が見つかった場合などはどのように対応されていくのでしょうか。そのときの工事などを行うことになった場合は、オーリスが責任を持って行うという理解でよろしいでしょうか。

2月27日に、村と株式会社オーリスとの共催で行われた村民説明会で、現在敷設されたひだまり苑の場所は他の敷設場所よりも浅くて、今後問題になることがあればこの場所だと思し、やり直した方がいいとおっしゃったというお話がありました。私の聞き違いでなければいいのですが、その後どのように対応されたのでしょうか。

不安なく順調に進んでいくことを願っておりますが、いろいろ説明されている中で「お察してください」というお話もございました。とても気になるお言葉だったのですが、今後さらに円安が進んだり、資材の高騰につながった場合などの試算は行われているのでしょうか。その場合でも、村の負担はないものと理解してよろしいでしょうか。

また、燠炭は銀行との関係では入れていないということでした。活用の仕方については

県立大の先生にお願いしており、見通しについては粃殻1,700トンを活用することで燠炭360トンを見込んでいたということでした。村長のおっしゃるとおり、脱炭素で貢献している農地から作られた作物ということは、期待される部分も大きいと思われませんが、確実に使用してもらえるかは、まだ不透明なところもあります。その結果を見て考えていきたいとのことですが、具体的にはどのように考えておられるのでしょうか。

以上、7点についてお伺いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の脱炭素事業に関わる質問にお答えします。

まず熱道管の敷設の方はほぼ終わっている状況でして、天候の悪い日もあったり様々あった中ですが、管自体が防水になって、継ぎ目もしっかり固着して水が入らないようになっていますので、雨が降った後、管が水に浮いたような状態で埋め戻したりして大丈夫かという心配だったと思いますが、そういった点はまず心配なく、継ぎ目継ぎ目でちゃんと空気を送って、溶接でやっているのだから、漏れがないかをその都度確認する形でやっております。また、管自体に漏れを検知する線が2本入ってまして、それで漏れている箇所を電氣的にしっかり検知できるシステムになっていて、そういったところは最新の技術、そういう、ちゃんと防水加工と、熱を逃がさない断熱加工が非常に良いということで、あの熱導管を採用したところなんです。

ですので、いろいろ深い浅いようなところがあるというお話もありますが、まず光に当たっても問題のない素材にもなっていますので、まず問題なく、今後機能していくものと思っております。

また災害時に対応するために、まずは保険の方も加入してまして、そうした何か、地震も含め災害で被災したときには保険の適用になるということになっております。

また今後の見学会については、まず3月19日にボイラーが来ます。組み立ての状況を見て、適した時期を少し判断させていただいて、今度はできればボイラー棟の方で見学会を行いたい。1回、村民向けに熱導管の敷設状況の見学会もやったのですが、残念ながらそちらには来る人がいなくて、でも議員の皆さんに見ていただきましたので、今度はボイラー棟の方でボイラーの状況なども見てもらえればと思っておりますが、時期については設置状況を含め、また判断していきたいと思っております。

また資材の高騰、まず今はもう既に全部まとまっていますので、第1フェーズについては問題なく、今まさに19日に全部来ます。第2フェーズも2台ボイラーを入れる計画にはなっているので、その折に値段がどうなるかというのはまた交渉になろうかと思っております。円安の状況とか、円高になればとかいろいろあるかと思っておりますが、ただ部品等について国産でもできないかということで、県内でもそうした対応できる会社がありまして、

そこで作ってもらうことも含め、今話を進め始めているところです。できるだけ地元でそうした修理や部品の製造もできるようにできればと考えております。

燻炭の活用については、昨日もいろいろ話をさせていただきましたが、今市販にある燻炭を使っていただいて、その分には使った農家皆、軽くなったし良かったと、苗の生育も問題ないということでした。ただ実際に同じものが出てくるのかということの心配を皆さんからされている状況でして、今度6月からまず試運転を予定していますので、7月本格稼働ということで、ちゃんと本格稼働して発生する燻炭で、しっかりまた皆さんに使ってもらえるように周知を図っていきたいと思っております。

また具体的な活用という点では、まずは育苗用土での活用、そしてまた農地への炭素固定ということや、園芸団地などで野菜を作られている方については、ハウスでの活用もぜひ使っていただきたいと思っています。また村内でも籾殻燻炭を製造している事業所もありますので、そこも連携しながら販路の拡大ということも話をさせていただいております。いずれ今、燻炭も中国からの輸入品など様々なものが国内で販売されている状況ですので、できるだけ国産でより品質の良い形で活用をしてもらえればということで取り組んでいきたいと思っています。

そうした全体を捉えてしっかりこの熱事業を、農業利用も含めて構築していければと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上ですが、よろしいでしょうか。

**【4番：菅原アキ子議員】**

再質でもいいですが、言ったことに対してまだ説明いただけていないので。

**【議長：丹野敏彦】**

何が抜けているかお話してください。

**【4番：菅原アキ子議員】**

例えば、説明会で「お察してください」とアドバイザーの方からのお声があったのです。大変気になる言葉でして、私はずっと思っていて、ここで説明できないのだろうとそれこそ察したのですけれども、そのときに、ひだまり苑の敷設してる場所がちょっと浅くて、大瀧村はやはりヘドロですので掘ればもうすぐ水が出てくる、そういう中でいろいろな状況があつてのことだと思ふのですが、ひだまり苑のところは他の場所よりも敷設が浅く入っていてここがやはり問題だということで、やり直せと自分は言ったのだけれども、というその言葉をいただいたときに、私の聞き違いでなければ、その後、やり直されたのかなと気になっている部分がありました。

それと先ほどもお話させていただいたのですが、不具合が生じて、再度その敷設のやり直しとかそういう場合、オーリスが負担しての工事の責任ということになるのか、それともこれが5年度の8年までの事業ですので、それ以降は今度オーリスではなく村も関係してくる部分もあるのかなということで、その村の負担とかもどうなるのかということも質

問させていただきます。

その燻炭ですね。ちゃんとしたものができていないような段階で、計画ということで進めているわけですけれども、そういう不透明なところの中で、思いのほかその普及が進んでいかなかった場合とかはどうなるのだろうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

まず、まだこのオーリスへの引き渡しというか、オーリスとしてしっかりまだ熱導管の敷設も完全にまだ終わっていない状況、ほぼ終わったのですが完全に終わっていないので、今の事業会社からオーリスに引き渡しのときがありますので、その前にしっかり全体を検査するというときに、不備があれば手直しをしてもらうということになります。

またその後、事業をオーリスが受けて、オーリスが管理するようになって、それはやはりオーリスとしてまずメンテナンスをするわけですが、ただそれが工事が原因であるような場合、それについては保証期間内においてはその工事したところから保証してもらうことになりすし、それ以外、先ほど言ったように震災とかいろいろな災害要素での場合は、保険に入っていますので保険対応などをするということになります。ですので、村がオーリスに代わって負担するようなことは、まず今は考えていない状況です。

また、ひだまり苑のところは自分達はちょうど見に行っ、工事していましたがちゃんと深く掘ってやっていたので、いずれまず最終的には受け渡しの折に最終確認をして、不備がある箇所は直していただくということになりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

そういう震災とか本当に自然災害で、もしもという時はその保険に入っているということで、ちょっと安心しております。

引き渡しまでに不具合が生じた場合はということでまたいろいろ対応策も考えておられるようですので、これからも村に関しての負担はないという理解をしたので、まず良かったです。

やはり村民の中でも、先ほども言いましたように、熱導管の工事を見たり、漏れがないようなそういう状況になっているということを私自身もちゃんとまだ把握していなかった部分がありましたので、ちゃんと村民の方に対して説明もできなかったということもあります。これからもボイラー棟のそういうときには村民からの見学とかもちゃんと周知して、ぜひ不安に思っている村民の方には、実際現場を見てもらって、質問したりすればまた納

得して理解も深まっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

燻炭のことなのですけれども、これからまだちゃんとできていない段階の中で、最初的时候は私達議会でもシリカの問題があつたり、そういう中でいろいろ質問したりして、まず安心だということて理解はしたのですけれども、この燻炭も籾殻の燃焼の具合によつては灰になる前に燻炭として使えるようにやつてゐるわけではすけれども、長年田んぼに、野菜に限らず田んぼに、苗ですとすき込むことになりまふので、そういう田んぼの影響とかはないものとして考へてよろしいでしょうか。例へば私が小さい頃は両親がよく、田んぼにあの頃は苗代盛り上げて種もみをまいて、その上から黒い籾殻を散らして、そして覆いかぶせて、そこで苗代を作つていたのですね。そういうことを考へれば、まずちゃんとやつてゐるということて、あれも1つの燻炭の利用の方法ではなかつたかと思ふ部分もありまふので、長年そういうふうにして昔の人たちがやつてきていたのでね。ただ本当の灰の状態になりますとアルカリで、酸性等の違ひがありますので、長年田んぼにすき込むことによつての弊害とか影響はどうなのかなとちよつと思つたこともありまふので、そこら辺はどのように考へてゐるのか。もしお分かりでしたら、お願ひしたいと思ひます。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

燻炭の活用についてですが、まず環境直接支払の対象になる量というものは、最低50キロ、10アール、まずそんなに多い量ではない、実際に撒いてみると。また炭自体ですからそれから大きく変化していくというようなこともなくて、逆に微生物がそこで増えやすいとか、いろいろな微量要素を取り込みやすいとか、そういう効果の方が大きいかと思つております。ただ、燃やしたときの灰を混じらないようにするということは大事なことだと思ひますので、そういったところはしっかり製品としては灰は混じらないような形で、ちゃんと燻炭としての製品化をしていくということになります。

また、Jクレジットは入れた量に応じて、脱炭素の量というものを計算できますので、そういったことから算出されてJクレジット活用もできますので、ですから環境直接支払と併せてJクレジットも活用していただければいいかなとは思つております。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【4番：菅原アキ子議員】**

ありません。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

次に、11ページの子ども海外研修事業についてですが、台湾中南部の雲林県虎尾国民中学校との交流が始まるということで、大変喜ばしく思っております。

子どもが多感な時期に同じような年頃の外国の方と交流できる環境を整えてあげることが、子どもの人生においても得るものは大きいと思います。7月に関係者の皆様が来村されるようですが、村の希望としてはどのような内容を考えておられるでしょうか。もちろん双方合意のもとに具体的に事業が進められていくものと思っておりますが、現在のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田正人】**

菅原アキ子議員の質問にお答えいたします。

7月に虎尾国民中の校長先生以下、何人かの方が村に来られるということになっていて、その時は、まずは大瀧村の環境を見てもらって、交流先としてのどういったところ、大瀧村に限らずこの近隣のいろいろな場所、子どもたちに見せられるような候補地を確認してもらいたいということのお話をしまして、来ていただけるということになりました。

その先の、交流の希望ということだと思うのですが、交流する際はやはり韓国のインピ中の時のように相互交流ができればなということ、先日台湾に行った時にもお伝えしておきまして、そこについても共有していただいたとか、向こうもそうしたいというような話をいただいております。それ以降の具体的なところはまだ話していませんのでまずはそこまで、相互交流、村から台湾に行くし、向こうからも来てもらって子ども達と直接的な交流ができればなということはお話して了解いただいたということまで今のところは進んでおります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

今の状況をお話いただきましてありがとうございます。

それでは何年度から、何名ずつがお互いに行き来しながらという、そういう希望みたいなものは、まだお持ちではないということなのですね。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田正人】**

菅原アキ子議員の再質問にお答えいたします。

希望というか、先般、台湾に行ったときのお話では、まず村の状況を見ていただいて、

できるのであれば、村に来たときに覚書を交わしたい、締結したいと。その後、令和6年度のその翌年から村が行くのか、向こうが来るのか、そこはまだ話にはなりませんでしたが、翌年度からその事業が始められたらいいなというところまでは話がありましたし、それについては別に良いも悪いもないのですけれども、積極的な姿勢で聞いていてくれたのかなというふうに捉えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

いいえ、ないですけれども、政治色といいますか、やはり国家となればいろいろな影響がありますので、この事業が末永く続けていけるように、期待しておきたいと思います。

ありがとうございます。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

8番、戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

8番、戸部誉です。

私からは3点お聞きします。

まず1点目ですけれども、8、9ページにあります作付の目安ということについて、ちょっとお聞きします。

ここに2月現在の提出者の名簿、人数が357名というふうになっております。これは昨年度の件数でいくと392名、約45名ぐらい減っている計算になるのですけれども、いろいろな要因はあると思いますけれども、45名が減っている要因というのは、村としてはどのように把握されているのかという点。あとは分母ですね。何件中357名、村の、要は件数ですね。農家件数は現在、何件あるのかということ。

それともう1つは、人数は多分減ってはいるのだろうけれども、農地の流動というものもあるだろうから、現在でいけば、昨年度の同じ作付55%に達している状況なのかという点、その点をお聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

戸部議員のご質問にお答えします。

まず営農計画の受付の2月末現在ですけれども、昨年より40ぐらい減っているということとあります。その要因が何かというのは、まだ詳しいところまでは村としては分析はし

ておりませんが、各農家がそれぞれの営農計画に沿って行動されているものというふうには解釈しております。

また農家戸数ですけれども、昨年、令和5年度の時点では473戸、その後、秋以降、今の春にかけて約10戸ぐらい農家戸数が減っているようですので、460から65ぐらいの分母であったのかなというふうに思います。

それと55%の主食の目安ですけれども、令和5年度でいきますと55%の目安を超えた主食の作付が村内ではなされているという状況であります。

また、ちなみに参考までに申し上げますと、令和4年度は逆に目標目安より少ない主食の作付面積であったと。それぞれの出荷先との契約の中で、加工用米であったり飼料用米の取り組みであったりといったものが、それぞれ年ごとに若干の変動はあるのかなということで見えておりますけれども、ただ大きく目安を上回るような、かなり乖離した数字ということではありません。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

わかりました。要因というか、減った中でも多分、高齢化による離農というかね、農地が流動している部分というのは見えてもよく分かるのだけれど、多分それが一番の原因なのかなということはあると思います。なので、ぜひそこはやはり村としても確認をして、今後ぜひ確認をして、数字を持っておくべきだろうというふうに思いますので、その点はお願いいたします。

次の質問に移ります。

13ページ、今回60周年のロゴマークということで、全国から104件の応募があったと。そして、これは千葉県松戸市の桜庭さんという方が決定されたということで、たくさんのお応募があったことは大変喜ばしいなというふうに思います。

ロゴに関してですけれども、これの著作権というか、ロゴ自体の著作権というのは基本的には製作した人が持っている権利なのですけれども、著作権はいずれこれは村が持つのか、無償で持つのか、それとも借りるのか、いろいろあると思うのだけれども、そこは今後どうするのかという点を1つと、村長説明の中では、これはぜひ機運を盛り上げていくために広く活用したいというふうにも書かれております。広く良い方向に活用していただければ幸いなものだけれども、逆のパターンも多々あります。ロゴマークの無断転用ということで大変問題になったケースもあつたりして、こういったものに関しては、実際は自治体で作ったロゴマーク、使用の方の要綱ということで条例というまでもないけれどね、要綱ということで村で定めて、申請をしたりして貸し出すような自治体もあるというふうに

なっていて、やはり管理をしていく上ではちょっと村としては何かしらのルールは定めなければいけないというふうに思うのですけれども、その点に関して、村はこれからどういうふうに進めていかれるお考えかをお聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

戸部議員のロゴマークに関する質問にお答えいたします。

まずロゴマークに今回たくさんのお応募があって1点選ばせていただきましたけれど、この著作権に関しましては最終的には村に帰属する、つまり著作権を村に譲っていただくというような形で募集要項に定めております。ですので、最終的には村に帰属をするといった形になります。

ロゴマークの活用ですけれども、こちらは50周年のときも多くの村民の皆さんが、あるいは村内の事業者の皆さんが使いたいということで要望がございました。その際にはきちんとルールを定めて、そして申請をして、目的をこちらで確認して許可をするといった手続きを踏んでございます。今回にあたりまして今後、来年度に入りましたらば、同じようにロゴマークの利用についてルールを定めて、積極的に使っていただけるように進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい。ぜひそのルールを定めていただいて、皆さんが使いやすいように、そしていい方向に使ってもらえるようにしていただきたいなというのと、いずれこれ60周年というデザインの中に取り入れていると、龍と60周年が入っているということで、これはどうなのですかね、来年度以降はこれは使えないというか、あまりインパクトがないのかなとも思うのだけれども、ぜひできれば、やはりせっかくこれだけの方のお応募の中から選ばれたものですので、例えば今年の村の農産物のシールみたいな統一されたものとかにしていければ一番いいのかなと思うのですけれども、そういった考えというか、今年だけのものになるのか、それとももう少し広くやっていくという考えなのか。その点をちょっと最後にお聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

戸部議員の再質問にお答え申し上げます。

今回のロゴマークの募集に関しましては、大潟村が60周年ということで、「60」という数字を使う、60周年という意味を持たせるということと、あと今年は辰年ですので、龍もしくは龍のイメージを組み合わせるといったことを要件にしております。ですので、通常であれば、今年あるいは今年度限りの使用が最も適切なのかなというふうに思いますが、完成したデザインですが今、作成者と最終的なデザインを、デジタルにする上で協議を進めております。いいデザインになるのではないかなと思っておりますけれども、そういったことを踏まえて、きちんと周年のシンボルとして残していく、あるいは、ある程度見えるような形にするといった配慮も必要かなと思っております。ちょっとこれから検討して対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【8番：戸部 誉議員】**

ないです。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい。最後の質問です。

委員会が違いますので、26ページの産業振興課の今回の補正予算について、ちょっとお聞きします。

今回新たに、玉ねぎの乾燥調整施設の電気・燃料高騰の支援ということで、今回100万円を計上しております。電気料が高い、燃料費が高いのは皆さんご存知のとおりで、村にたくさんの企業さんがあります。今回、玉ねぎに特化したというかね、ここに対しての支援事業として立ち上げた経緯と、この100万円という金額ということが何か基準となるのか、例えば電気料の全体の中での100万円なのか、もう100万円くださいという100万円なのか、ちょっとそこの部分を教えていただきたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

戸部議員のご質問にお答えします。

3月補正で計上をさせていただいた、玉ねぎ乾燥調整施設、電気・燃料等の高騰緊急支援事業100万円についてでございますけれども、これは事業として立ち上げたというか、緊急というふうにしていますけれども、基本的には今回限りというふうに考えております。その経緯ですけれども、ご承知のとおり令和4年、5年という形で電気料金が上がってきているという背景の中で、昨年12月6日に、農協の組合長をはじめとした常勤役員の皆さ

んが村長のところに要望書を持ってご説明にあがってきました。その中で令和4年度から5年度にかけて、電気、ガスも含めた形になりますけれど、約240万～250万程度の増額出費がなされるというようなシミュレーションを持った上でお願いに来たわけです。それを村として受け取っているいろいろの中身を検討させていただく中で、1つはなぜ玉ねぎかということよりかは、今の電気高騰に対して、例えば米・麦・大豆については、要件が定まっておりますけれども、30ヘクタール以上の処理、あるいはカントリーのような共同施設については県の事業として今回助成がなされる予定になっております。そういった中で、村としては共同乾燥調製施設という意味では、ぜひ玉ねぎも入れて欲しかったという気持ちはあったわけですが、そこは該当にならなかったということも背景としてあったわけですね。そういったことを総合的に勘案して、今回に限り村として、それが利用者転嫁になるのを避けるために、今回その約半分、増額を想定されてる中の半分程度を村で支援しましょうという中で100万円という金額を予算計上させていただきました。

なお、実際の支出にあたっては、これはしっかりJAから実績を出していただいた上で、4年度と5年度の上がり幅を見た上で、補助交付金額を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい、わかりました。

確かに電気料金、補助に引っかけからなかったことは私も知っています、確かに。それはあるにせよですね、村のお金を使う場合に、例えば玉ねぎだけを絞った形のものの補助というのは適正かどうかという話だと思うのですよ。ある意味、もしこれをやりたいと村が思っているのであれば、他の業者さんなりも当然電気を使っている、燃料を使っているところはたくさんあります。やはり、ある意味、平等性に欠けるのかなというふうに思うのですね、これに関して言えば。聞き取り調査をする、そしてしっかりとまずその法人さん、会社なりの財務調査をする、その上ではじめて金額ということが出てくると私は思うのですよ。何もまずそこら辺もなく、ただ100万をぼんと出すのではなくて、もしかしたら企業さん、非常にもう儲かっているかもしれない、内部留保あるかもしれない、そこも調べずにこういうふうな形で出すというのは、ちょっと私は予算としてはまずいのではないかなというふうに思います。緊急支援で1年だというものの、だったら他の業者さんも来たらやるのかという話になると思うのですね、これね。なので、やはり私はしっかり基準を設けて、ルールを設けて、そして何%高くなったから出しますというものがなければ、なかなかこれは皆さんに説明できないと思うのですけれども、その点どうでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の再質にお答えします。

まず、課長から話があったように、農協から要望があつてということでまず話が始まったということが事実でして、その上で課長の答弁にもあつたように、要望は要望としながらも、あれはシミュレーションの段階でしたので、実質の支払状況はどうなのだということが精査する必要は当然ありますし、併せて議員がおっしゃるように、実際の財務状況なり経営状況はどうなんだということも当然勘案しなければいけないかと感じているところで

す。

また、その乾燥調整の県の今回の県内への交付の仕方や、今までも稲作の関連の機械の30ヘクタール以上に限っていることも含めて、議長や組合長とともに県にも要望に行きまして、そういう単純な面積要件だけではなく、例えば共同で使う場合とか、経営としてもっと今の環境に配慮した取り組みとか、女性の割合とか、いろいろな部分をポイント化して、面積要件以外にもやはり頑張っている農家を応援するような形をとってほしいという要望もしてきているところです。

いずれそういったことも含めながらもしっかりと、やはり対象の実績と、やはり今の財務なり経営状況も勘案しながら、交付にあたってはそういったことを勘案していきたいと思

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【8番：戸部 誉議員】**

ないです。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後2時44分)

(午後2時44分)

再開いたします。

暫時、休憩いたします。

(午後2時44分)

(午後2時59分)

再開いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

9番、齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

9番、齊藤知視です。

私から1点質問いたします。

11ページ、子ども海外研修、これに関してですけれども、台湾ということでまず台湾は日本と国交もありますし、非常に親日的なところでもあるし、また観光客、旅行客も非常に日本から多く行っている所で、非常にいい所だと思います。

ただ昨今の、台湾含め東南アジア情勢は非常に不安定なところがありますので、本当にこの安全性が確保できるか。そのことに関してまず村はどう考えているのか。その点について質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田正人】**

齊藤議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、台湾と中国との情勢ということでは非常に心配されるころはあると思います。

一緒に行った、台湾に詳しい台湾在住の村の方もやはりそこは心配はしておりますけれども、すぐにどうこうというところではないので、いろいろな情報をまずは把握して、その辺を確認しながら進めていくということになると思います。いずれそこに関してはなかなか取れる情報も限られていますし、ニュースやネットでの情報をしっかり確認していく以外に今のところできる方法はないのかなとは思いますが、いざ具体的な計画が立った時点では、その辺についても確認しながら進めていかなければいけないなというふうには考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

今のことにちょっと関連するのですけれども、この研修先、交流先は他にも候補があったのか、いくつか候補があった中で台湾になったのか。

それから、かつてインピ中学校とも交流したわけですけれども、そこでまず様々の課題が見つかったと思いますけれども、それらの課題を活かして、村としてどういった交流をしていくつもりなのか。その辺について質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の再質にお答えします。

まず、候補ということではデンマークの方も1つの候補ということで検討してきておりましたが、それは村としてです。子ども海外研修の方ではずっと台湾ということで一応構想はあったのですが、コロナもあってなかなか具体的に進めることができずにいたということで、今回、幸い村出身者がそういう台湾の関係があったということで、大きく前進したということです。ですので、こういう機会をぜひ有効に活かしていければと思っています。

また、韓国インピ中とも長年本当にいい形で交流ができましたが、国の政治情勢が変わって、日本とそうした交流が非常にしにくい形になって、学校側ではぜひ引き続きという話ではあったのですが、やはり国の社会情勢がそれを許さない状況になってしまって途絶えたということで、また今、日本との関係がこのように良くなりつつありますが、非常に不安定な要素があって、ちょっと懸念があります。その点、台湾は長らくずっと親日でした、そういった政権が変わって日本との関係がおかしくなるということはまずないのかなと思っています。また幸い、秋田の直行便も、まだ定期便にはなっていませんが、臨時という形で今実際運行していますので、そういったものが今後継続されていけばますます行き来しやすい状況になってきて、よりお互いに交流がしやすくなると思っています。

いずれ、これからますます子どもたちが、コロナ禍であまり海外ということは一切無理でしたが、そういった海外にも行きやすい状況になってきたので、今後、この子ども海外交流研修を再開して、ぜひ村の子どもたちが中学生のうちにそういう体験をすることで、今後の人生を考えたり、またいろいろな活躍の場が広がることを期待しているところです。以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

ありませんが、まず保護者としては、もちろん学校もそうですし、村もそうでしょうけれども、まず怪我や病気で無事に帰ってきてもらいたいという思いでありましょうから、その安全性の確保に関しては、より慎重に配慮しながら実施していただきたいと思います。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

5番、松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

5番、松本正明です。

私からは1点、14、15ページのマイタウンバスについてお伺いします。

実際、私の子どもも通学に関して大変お世話になりまして、朝の八郎潟駅、帰りのバス等々、部活もしながら大いに利用させていただいたところであります。バスの運転手の退職で人員不足ということで、これからやはりバスの運営自体がいろいろな自治体で苦しいところもあって、秋田市においても結構廃線になったりというところがあると思いますし、今後、詳しい数字はわかりませんが、大半は高校生の通学による人数が多いところの利用者だと思います。今後、子どもの少子化も踏まえて利用者が減少していく方向になっていくと予想できますが、今後、高校生の通学だけに頼らず、新たな需要喚起を行ってはどうかということで質問いたします。

まず学生だけではなく、例えば村内の事業者においては、村外から車で通ってらっしゃる方が結構いらっしゃると思います。このマイタウンバスを使ってとなると八郎潟からの路線を利用して通勤される方、こういった方がですね、例えば電車を使って八郎潟の駅まで来て、それからバスを使って通勤して村内の事業所に通勤するという方の利用を促すのも1つ手ではないかなと思います。ただちょっと時刻表を見ますと、今の時刻表でいくと、ちょっと時間が合わないのですね。例えばちょっと極端な話になりますけれども、役場の職員の方が、例えばバスを使って八郎潟駅まで行ってというと、今の時刻表でいくと、J A大潟村あたりのバス停17時8分ですか、こうなると本当に5時に仕事を上がってすぐ行かないと間に合わない。その後6時台になると6時56分とかで7時近くなってしまうと、このバスの時刻にも影響してくると思うのですが、うまくそういった方々が通勤で使えれば、このマイタウンバスを活用していく人をうまく取り込める。学生だけですと減少していくところもあるのですね。これははっきりわかりませんが、村内の事業所においてですね、例えばマイタウンバスの時刻が合えばですね、通勤に利用できる、もしくはしたいという方がいるのかということと、もう1つはマイタウンバスの片道100円というのを今は村民に限定していると思います。これを村内の事業所に勤めている通勤の方に拡大するということが、できるのかどうか。

まず、この2点をまずお伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

松本議員のマイタウンバスについてのご質問、ご意見について回答申し上げます。

まず、マイタウンバスを使って通勤というようなご提案ですけれども、現在のマイタウンバスのダイヤは大潟村に住んでいる人が、交通結節点である八郎潟駅とJRの乗り継ぎをスムーズにさせるような形で組んでおりまして、その逆の行程を配慮したダイヤには正直なっておりません。これは、やはりそもそも大潟村に住んでいる住民の皆さんがよりよい公共交通のあり方とは何だろうかということで、大潟村マイタウンバス、そして南秋地域の公共交通活性化協議会といった形で運行組織が変わってきてまして、その中で引き継が

れている形でございますので、今のダイヤとしては、今申し上げた、大潟村に住んでいる人中心のダイヤになっているのが現状でございます。

議員ご提案の大潟村に通う人たち、もちろんこちらには社会人の方、勤労者の方、そして学生もいるかと思いますが、その点については、ご指摘のように非常に使いにくいダイヤになっております。

その改善ができるのかという観点に関しましては、どうしても今、バスの台数であったり、本来であれば1往復で1台で済むところを2台用意しなければならなかったりといった、ダイヤの設定上の制約があるかと思えます。これは正直、運行事業者に聞いてみないとわからない点はあるのですけれども、そういった制約があるかと思えますので、今すぐの実現は正直困難かと思えますが、いただいたご意見、すなわち主に高校生以外の需要喚起については非常に重要な要素だと思っておりますので、公共交通活性化協議会で情報を共有しながら検討してまいりたいと思えます。具体的には、協議会の中では、やはり議員ご指摘のように、高校生以外の需要喚起も必要だねといった認識は持ち合わせております。ですので、3町村の、例えば観光のイベントに合わせて利用を周知したりといった工夫も少しずつではありますけれども進めているところでございます。また村におきましては、運転免許を返納した方のマイタウンバスの利用が見受けられるようになりました。そういった方々に対しましてももっと周知をしまして、マイタウンバスの利用というものを進めて利用を喚起してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

そしてマイタウンバスの100円の割引券のことですけれども、村内の勤務者対象に拡大できないかということに関しましては、ちょっと検討させていただきたいと思えます。よろしく願います。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

JRのダイヤともこれも密接に関係してきますので、朝、例えば秋田市方面から8時に八郎潟駅に到着した場合、こちらに向かってくるバスが8時48分、今のダイヤですけれども、そうすると大潟村に来るともう9時過ぎてしまう。こうなるとJRとのダイヤとも密接に関係するので一概にはできませんし、五城目町・八郎潟の連携もあって、うまくはあれですけれども、例えばやはり冬場に通勤している人を見ると、やはり吹雪の中を運転するのも本当に怖いと思えます、ホワイトアウトで。バスがうまく使えて、軽く計算してみると、秋田駅から八郎潟まで電車で570円と、定期を使えばもっと安いのですが単純に使えば往復で1000円以上かかる。車で行ってガソリンを使っても多分同じぐらいかもしれませんが、例えば通勤している方で、例えばマイタウンバスで村内に従事するということで

片道を使うということで、住所は大潟村ではないにしても、そういうインセンティブがあればそういったバスを使いやすいとかですね、料金が同じ、もしくは高ければ、当然自家用車で通勤した方がいつでも帰れるし、いつでも来れるみたいなそういう自由度があるかもしれませんが、大きい意味で言えば、大潟村が脱炭素を目指しているのだということでの本当に端っこの方に考えれば、そういった車の運転とかでも、公共交通を使ってCO<sub>2</sub>の削減に貢献するとか、そういったことで料金の体系を村民以外にやるのも1つの手かなと思います。こういったことを今すぐどうこうという話ではないのですが、今後やはりその学生主体のダイヤも、そういうふうに村民主体で考えていくとこういうダイヤになって、JRとの兼ね合いもあって、こういうバスの運行の時間帯ということになるかもしれませんが、やはり近い将来、学生が減ってきた中でこのマイタウンバスを運行して維持していくということになると、やはりそういった部分も非常に考えていかないと、学生がいなくなって乗る人も少なくなっていくと、このマイタウンバスを維持していくことが非常に困難になってくるだろうなと思いますので、今のうちにでもですね、今も朝結構、多分、朝一のバスなんかでは結構満杯だと思います。これがどんどん人が少なくなってくると、もう本当に限られた人数だけで運行するというのは、このマイタウンバスの運行事業が成り立たなくなることが、将来的には、今のまま行くとですね、成り立たなくなることが分かるので、早めにそういった需要喚起もしていきながら、そういったことをしっかりと検討していった方がいいと思いますし、先ほど言ったみたいに100円の割引のチケットを村内企業に従事する方には適用するというのもしっかりと考えていただきたいと思いますので、そのことについてもう一度ちょっと回答をお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

松本議員の再質問にお答えいたします。

需要喚起も含めた新たな利用促進策に関してのご質問だったかと思いますが、今年度から南秋地域の公共交通計画というものを作成して、実施に移しているところでございます。その中におきましても、アンケートによるニーズを把握して現在の体系を維持してきたということがございます。それで足りない部分に関してはこの計画の体系の中で、4年間の中で取り組んでいこうというようなことを、五城目町、八郎潟町と一緒に認識しているところでございます。

その中で、新たな利用促進策につきまして、例えば100円の利用割引の拡大であったり、新たなダイヤを設定できるかちょっとわかりませんが、ダイヤを設けた村外からの誘客の促進であったりといった部分について、村単独ではできませんので、2町と情報共有しながら、運行事業者とも協議しながら、検討してまいりたい。また村独自で何かできることがあるのであれば、それも効果も含めて検討してまいりたいと思いますので、どう

かよろしく願います。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【5番：松本正明議員】**

ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

4点ほど質問させていただきたいと思います。

まず4ページの脱炭素事業についてです。昨日も一般質問でも一部質問させていただきましたが、関連して、先日、籾殻燻炭の販売についての資料もいただきまして、それも含めてちょっと質問させていただきたいと思います。

今、熱の供給単価15円で計算をされていまして、その結果、現状の灯油、電気、ガス等の燃料費よりも年間で1,500万程度燃料費が上がるという試算になっています。ただそれが事業を進める上では必要だということで、そのような形で進めているということなのですけれども、一方でその籾殻燻炭の販売、こちらの方での利益というのを、順調に進めば1,500万程度、同じような金額を見込めるというふうになっております。

その点でお聞きしたいのですけれども、この熱供給単価、これは例えば籾殻燻炭の販売が順調にいった場合、早々に見直すなど、そこ辺りどのように考えておられるのでしょうか。まずその点を教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

まず、当初見込んでいたのが12円ということでありまして、燻炭の販売が順調にいくと12円に値下げしていきたいと考えているところです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

わかりました。そうであれば、それは早々にそのような状況になれば変えていくという理解でよろしいですか。

もう1点、それに関連してなのですけれども、地域経済の波及効果もあるというお話で脱炭素事業の方を進められていますけれども、この事業自体、事業会社さんがやられるような形になって、今の話でいくと単価は下げられるというお話ですけれども、ここ辺りの考え方としてお聞きしたいのですけれども、今後、例えばさらに条件が良くなってですね、利益がどんどん出ていった場合というのは、それはどのような形で考えられているのか。事業会社の方の内部に溜めておく、もしくは株主に還元していくという考え方なのか、それともそこはあくまでも事業会社ではなくて、熱供給単価等を下げることによって、広く地域に還元していくという考え方なのか、その点を教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

今後、仮にいろいろな要因で利益が上がる状況をつくることができればどうするかということではありますが、まず事業の継続性をやはり一番大事にしつつ、さらに剰余金という形で出てきた場合は、当然バランスよく熱料金を下げることであったり、または出資者への還元であったり、そういったバランスよく相乗効果というかそれぞれの利用者に還元する形をとっていきたいなと感じております。

ただ、その前提がやはりこの事業の継続性をしっかり取れるということを進めた上でということであればと思いますので、よろしくをお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

当然、事業の継続性という形で必要な経費を社内に留め置くというのは必要だと思います。ただそれ以上に出た場合という考え方ですけれども、株主への還元ということが、バランスよくとは言うのですけれども、やはりこの事業の成り立ちがですね、民間の方がすごいリスクを高めて取ってという形ではないことを考えると、できることであれば、そこはなるべく広く村民にというか、地域に還元するということを考えれば、熱供給の方ですとか、そういった事業の方に還元していくような形が望ましいのではないかと思いますけれども、その点、改めてバランス良くと、どちらだけをするというわけではないのでバランス良くという表現になってしまうのでしょうけれども、その点ちょっともう一度、改めて最後に教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

再々質にお答えしますが、今、太陽光発電の潟共エネルギーの方も非常に順調でして、そちらの方は今、出資者への配当という形をとって、村も出資しているということで還元を受けさせていただいている状況です。そうしたことも含め、内部留保もある程度しつつも、潟共の場合は全て売電ということで利用者に還元する形は取れないので、今言ったような形になっています。

ただ、今度のオーリスの場合は実需者がありますので、当然出た利益は先ほど言ったように下げる部分もしたいと思えますし、出資者においてもこれで大きく還元を期待しているというよりは事業が進むことに一番、出資者としても出資した意義があるのかなと思います。そうした利益の状況を見ながら、まずは実需者に還元する形を優先しつつも、出資者にも何らかの形で、還元というよりもそうした効果を出せればとも思えますので、よろしくをお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

続いて、6ページから7ページにかけましての消防の広域化について、お伺いしたいと思います。

男鹿地区消防と湖東消防の統合についての調査・研究を進めているということで、今後進めていくということなのですけれども、今年1月からさらに第一段階進んだような感じで、今後、任意協議会の設立に向けてということで書かれているのですけれども、ちょっと全く状況がわからなかったのでお聞きしたいのですけれども、これがここまで進んでいるということは、やるかやらないかというよりは、どちらかというそちらの方向に向かうという前提で何か具体的に課題等がないか、もしくは課題をどう解決していけばいいかという状況なのでしょうか。またそういう状況であるとするならば、これは大体そのめどとしてどの程度の時期を見込んで、一緒になるとか、もしくは一緒にしていくかどうかを結論を出すということを考えての今検討をされているのか、その点を教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

工藤副村長。

**【副村長：工藤敏行】**

ご質問にお答えいたします。

男鹿、湖東消防広域化につきましては、市町村で構成される協議会が設立されまして、その中で幹事会がありまして、副市町村長、部課長、そして消防長で構成されております。その幹事会では、市町村長の協議に提案する事項の検討を今しているところということで

あります。

そこでなのですけれども、まだ検討中、まとまっていないということで、報告は5市町村の申し合わせによって、村長が昨日報告したあの内容までということですので、ご了承承願したいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

わかりました。今後また状況が分かり、ご報告いただけるようになりましたら速やかにお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

次に、行かせていただきます。

続いて、体育館の増改築について、質問させていただきたいと思います。

今回の報告、先月もありましたけれども、村民体育館の新規の建設を行わないということで、既存体育館の耐震補強と増改築という話になりました。増改築中で耐震補強と、あと今の既存の体育館の中でのリフォームというか改修は進められると思いますけれども、それとともに、トレーニングルームなどを新たに整備していくということを検討されているということで、おそらくこれはこの前の説明でもちらっとあったかと思うのですけれども、体育館の中にはなくて、今の建物の中にはなくて、増築するようなイメージのかなというふうに理解しております。

それでですけれども、これから設計などを進めていくということなのですから、トレーニングルームということが一番要望が多いということなのですから、これ自体、体育館を新設しないということであれば体育館に併設ではなく、例えば既存の、村内の他の公共施設の中などにトレーニングルームを設置することは検討されたのでしょうか。例えばですけれども、どの施設があるかというのはありますけれども、例えば、温泉・ホテル等に隣接して、もしくはその中ということであれば、今シャワールーム等がない中で、そういった相乗効果での利用も見込めるかもしれないですし、村民以外の方の利用も見込める可能性があるのかなと思います。そこに建物が足りるかどうということもありますけれども、逆に言うと、新設するのであればそれをそこに持ってくる、もしくはもっと村民が来やすいように総合中心地の本当の中心に持ってくるという方法も考えられるのかなと思いますし、理想で言えば、既存の建物の中で改築していけるのであればコストを抑えられるのかなと、そういうことも考えて、そこ辺りも含めて考えられた結果なのか、それとも基本的には新設の体育館を建てる前提で、それは今の体育館の敷地の周辺に建てる予定だったので、そのまま主にトレーニングルームだけを増築するのであればその所という考え方なのか。その点、まずお聞かせいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田正人】**

黒瀬議員の質問にお答えいたします。

体育館を増築する以外に、他の既存の施設の中にトレーニングルームを入れるというところの検討はなかったのかという話なのですが、基本構想の策定委員会の中では新築の前提だったので当然そういう議論はないのですが、我々が増築と新築を合わせて検討する中では、基本的には体育館の新築あるいは今の施設の増築というところの議論であって、例えば温泉だとカールラールとか、あるいは村民センターとか、そういった中にトレーニングルームを入れるというような議論はしておりません。やはりトレーニングルームですので、トレーニングだけで帰るというよりは、合わせて体を動かすことも考えられますので、やはり体育館とセットで考えるということが自然の流れというか、基本的にはそれがありきで考えているということでございまして、ある施設を別な用途で利用するといったところについては検討しておりません。

あとそれ以外に、増築というところの中で、リフォーム、耐震化というところも併せてやろうということになったのですが、そうすると耐震化する際に避難所という用途になってくるので、その際には備蓄品を保管したりとかそういったスペースも必要になってくるので、やはりそういった面でも増築に絡んでくるというところがあるかと思えます。あと、今の体育館で必要な施設として、選手の控え室だったり、会議室であったり、そういった用途で使えるスペースがないという声もありましたので、そういった点でも既存の中ではそのスペースを捻出することはできないので、やはり増築であろうといったところもありまして、体育館を増築するといった線でまず議論を進めたというところも併せてあります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

避難所、防災に活用する上での備蓄等ということであれば、それは分からなくはないのですが、であれば最低限それだけ増築してもいいわけで、トレーニングルームの中に備蓄をしておけるわけではないわけで、例えばトレーニングルームというのは別に考えてもいいのではないかなと思ってございまして、トレーニングルームの使い方として結構、すみません、僕は全く運動しないので申し訳ないのですが、使われ方として比較的トレーニングだけされる方、もしくはトレーニングと例えば周回のマラソンコースなどがあればということはあるのですが、体育館の中と連動してというよりはトレーニング

ルームだけに行っている方、ジムのような使い方ですね。そういう意味でいくと、先ほども言いましたけれども、絶対に体育館併設でなくてもいいのではないかなというふうに思います。そこ辺り、もう少し時間をかけて検討してもという話が他の質問でも出ていましたけれども、もう少しその辺り検討してもいいのではないかなと思うのですけれども、会議室等に関しても、あればあったに越したことはないですし、以前のアンケートでは、新設するのであればそういうものが必要だという話ではあったと思うのですけれども、そこも絶対に必要かと言われると、今の中で何とか対応していただく方がいいのかなというふうに思ったりもするので、そこ辺りもう一度、新設をされないというところに決めたのであれば、そのトレーニングルームの設置場所、そこ辺りも含めて考えてみてですね、ルーラルの中庭には立派な使われていない設備もありますし、そこがいいとは言わないのですけれども、ちょっと村内の施設を有効活用するような形をですね、ちょっともう一度考えていただきたいと思うのですけれど、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後 3 時40分)

(午後 3 時41分)

再開いたします。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

私の方から答えさせていただきますが、耐震補強は絶対する必要があると思っております。村として避難所をさらに確保しておくということで、それも大きいスペースで。そのときに今いろいろ必要性が求められているのが、みんな大勢で1箇所ではなく、例えば女性の方であったり、ちょっと具合の悪い人を別に分ける形で、ちゃんと避難できるようなことも含めて求められていまして、そうすると今会議室が狭いということで、広くしてほしいという要望がまず1つありまして、会議室を増やして、または控え室を増やすことで、何かあったときにはそこをそういう利用に供せるといことがありますし、当然トレーニングルームも機材を寄せればそういうふうに活用もできるわけですし、そういうような防災的な観点も含めて考えると、体育館に今要望のあるそういった最低限のものを増やしておくことが将来的には有効に活用できるし、今の体育館も有効に活用できるのではないかなということから、今のこういう構想に至っているということでもあります。ですのでその折には、トレーニングルームも災害時には別のいろいろな形で、物を寄せれば活用できると思いますので、そういうことでも使えたらということでも話を進めてきたということですので、どうかご理解をよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

確かに避難所として使うのであれば、なるべくいろいろなものがあつた方がいいのかなというのは理解します。ただ一方で言うと、体育館をどれだけ広げたからといって体育館1箇所ですべての避難が、災害の規模にもよるでしょうけれどもということを見ると、今既存で、例えば温泉ですとかホテル、あと健康館等も避難所等として機能するという前提でいけば、そこに併設して何か施設を作つて、例えばそういう分けて避難をしていただかないといけない方はそちらにという形もできるでしょうし、そういった意味ではもう少し、当初の新設から変わった中で、もう一度ちょっとそこを検討し直してもいいのではないかなというふうに思います。

これはもう余談ですけども、既存の体育館、さんざん以前から耐震補強で何とかならないのかという話は何度かさせていただいて、耐震補強を今更するものではないんだということをもうずっと言われてきた中で、この前の話でいくと、耐震補強できます、それもそんなにコストがかからずできますという話をされてしまうと、ちょっともう、そもそもの前提が何だったのかという話にもなってくるのでそこも含めてですね、もう一度考えていただければなというふうに思いますが、その点。もう一度そこまで遡つて、もう一度考えてみた方が、今年度、基本設計に入る前にそのあたりをもう一度考えてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず耐震補強の金額については、以前調査したときは本当にかかるということで新築ということに大きく検討を進めていたわけです。またここに来て、また違う業者に言ったらまた違うということで今に至っているのがまず事実でして、今のそれが基準にそぐわないのかというところを決してそうではないということですので、それであれば新築して大きくお金をかけるよりは、まず今の耐震基準に耐えうる形で長寿命化を図つて、リフォームをして使つた方が。ただ、その中でずっと村民から要望を受けてきました。その要望にも応えていきたいと思つていまして、それがトレーニングルームや、会議室の拡大であったり、さらにはサブ体育館も、とあるのですが、どこまでできるかは基本構想の中でしっかり整理して、あまり財政負担もかからない形でやっていきたい。ただ、やはり基本には村民からの要望を大事にやっていきたいと思つていますので、その要望に沿う形で、耐震化したときの避難所としても有効に活用できる形をぜひ作つていきたいということで話をさせていただきましたので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

前回から大きく変わったという話でいけば、その事業の、今までどういう形で検討を進めてきたかというそこ辺りもちょっと疑問に思うところがあるのですが、次の質問に移らせていただきます。

続いて、14ページのマイタウンバスについて、いろいろ質問が出ていますけれども、私の方もさせていただきたいと思います。

今回、最終の便がなくなるという話と、あと土曜日の朝の便がなくなるということが大きいところかなというふうに考えています。これに関しては理由が理由ですのでやむを得ないというか、別に予算的な話とかいう話ではないので、なかなか納得できる部分ではないのですが、そういう事情があるのは理解するのですけれども、ただ一方でやはり、今高校生が実際にもう既に通学をしていて、部活をやって帰ってくると最終の便になる場合がある。あと学校によっては、土曜日に通常授業ですね。補修ですらなく、月一土で授業をやられている高校などもあります。そうなってくると、やはりそれをですね、急に、進学する上でやはりどうやって通うか、通う手段があるのか、その辺りも含めて学校を決めてきたという経緯はあると思うのですね。そうなってくるとそれが急に、言い方は悪いですが、はしごを外されたような形になって、これが親の負担が増えてということもありますけれども、全てが全て親が学校、駅まで送っていけないことを考えると、そこをやはり何かしら、ここで急にそこでやめるということがやむを得ないにしても、何か代替案を考えていくのが必要ではないかなというふうに思います。

今回、代替案がないか検討する、もしくはその時間帯を調整するなどというのを検討していただいたような、それがなかなか難しかったということなのですからけれども、これを今後も引き続き検討するとはいいますけれども、4月からじゃあどうするんだという話が出てくる可能性もあるわけですよ。今回の説明をどのように村民に説明したのかというのは先ほど質問にありましたけれども、まず広報でという話もありましたけれども、広報の方に至ってはその理由も書かれず、バスダイヤが一部変更となりますというだけでですね、あまりにもこれでは村民も理解できないでしょうし、これは何か、役場が逆に怒鳴られるために書いているのかというぐらい、理由を、丁寧な説明をしていないので、これはあまりにも不親切ではないかなと。また、高校生を持つ親の会等にも来週、今後、総会等で説明するという話なのですからけれども、ちょっと全体的に遅いのではないかなと。当然いろいろと代替を練っていただいて、12月以降やられているとは思いますが、その代替案を出してみて、これで駄目なら次もう1回、その後、来年度考えていこうではなくて、

来年度からもこれを何とか維持していかなければいけないんだという形で、2案、3案、考えておかなければいけなかったのではないかと思うのですけれども、その点どのようにお考えなのかということが1点と、あとこれは仮に、本当にこの話が出ます、高校生を持つ親の会の総会で説明にどこまで親が来てということはありますけれども、これでも通えなくなりますという方が出たときに、そこに対して何か支援というか、何か代替案として、何かサポートしてあげることは可能なものなのでしょうか。

あと協議会の方で、事業者と検討しているというお話ですけれども、それに限らずですね。やはり民間の乗り合いという話も先ほどちらっと出ましたけれども、実際のライドシェアですとか、その辺りもやはり早急に、それであれば考えていかなければいけないですし、特にその理由が運転手の不足だということになってくれば、これが来年になったら、朝一の便も無理ですと言われる可能性すら出てくる。夕方の便も無理ですと言われる可能性すら出てくる。それに関しては利用者数を増やせばいいという話では多分なくて、そもそも、もう人がいないのでできませんという話になってくることを考えると、そこ辺り早急に考えていかなければいけないと思うのですけれども、その点もどのようにお考えなのか。その点を教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

黒瀬議員のマイタウンバスに関するご質問にお答えいたします。

まず、今回のマイタウンバスの減便というのは、繰り返し申し上げますが、運転手の確保がなかなか難しいということ、そして来年度行われる運転手の働き方改革によるもので、これは事業者としても、村としても非常に苦渋の判断であったということをご理解いただきたいと思います。

代替交通の確保に関しても検討したわけでありまして、タクシー事業者においても、ドライバーが確保できない。実際、五城目町や八郎潟町ではタクシー事業者はありますけれども、そこでもなかなか困難で、まして大潟村を往復する場合、往復で1時間かかってしまう。タクシーの運転手もやはり働き方改革の対象になってしまう。現実的に有料で運送する手段を残念ながら今取ることができないといった厳しい状況でございます。ですので、やむを得ず朝一の便に関しては、土日の利用者が大体ゼロから3人ということで、土日は運休と。最終便に関しましても2人から5人程度、微妙な数字ではあります。確保できれば本当にいいのですけれども、やはり今回の事業者との協議の中で、どうしてもその確保ができないというような判断でございました。

それも踏まえまして、代替の交通手段も十分に確保できず、そういった結論に至ったということは非常に残念ではありますけれども、高校生を持つ親の会の場でもそういったところはきちんと説明を申し上げたいなというふうに思っております。ただ、広報に関して

はちょっと至らない点があつて、大変申し訳ございませんでした。

今後につきまして、やはり南秋地域におきまして、バスだけでなくタクシーも含めた公共交通の確保というのは課題になっております。課題になっておりますのは、まず運転手がないということが原理原則であります。そこをどういうふうクリアできるのかといったところが、これは全国どこでもなかなか難しい。今回の運行事業者のドライバーの確保に関しましても、もっと待遇が良いところへの転職というような形で伺っております。そういったところで、行政がどういった形で支援できるのかといったことも含めて、協議会の中で、3町村合わせて情報共有しながら検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。繰り返しになりますが、4月からの代替交通の確保についてはちょっと困難だということで、まずそういった事情も含めて説明を申し上げたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上になります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

状況は理解しますけれども、やはり実際にもう高校に通われている方がいらっしゃるという状況で、今あるものを前提に家庭も含めて考えて組み立てたことを考えると、厳しい状況である、じゃあ学校を辞めてくださいなのかどうか分からないですけれども、そういうことはやはり何かしら対策を考えないと、本当にそういう人がいるというのであれば、そこはちょっと考えていただく必要があるのではないかと思いますし、それ以外の代替案をもうちょっと早急に考えていただく必要があるのではないかなと思います。

再度の質問になりますけれども、これは3月の広報に出たばかりで、今急に知った方もいらっしゃると思いますけれども、そこで本当にどうしようもない、家庭の事情で送りようもないという方が出た時にも、それはもう各個人で何とかしてくださいという一言で終わるつもりでしょうか。その点だけ、最後、教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

このダイヤ改正につきましては、南秋地域の公共交通活性化協議会の総会を経て決定したものでございますので、周知が3月になってしまったということをご理解いただきたいと思います。そして最終便を含めた利用者の利用について今後どうするのかといった場合につきましては、大変そこは申し訳ないのですが、その前の便の利用を含めて検討して、利用していただきたいというふうに説明申し上げたいと考えているところでございます。

これから親の会の総会にも参加させていただきますので、そういった実際の状況を踏まえて、要望などをお聞きしながら対応してまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

状況が状況なのでしょうけれども、やはり保護者からしても1か月前に言われてなかなかそれで対応というのは、協議会を経てという理由はあるにせよ、あとドライバーが急になくなったという理由はあるにせよ、やはりそこで急にということはちょっと厳しい状況ではあると思いますので、それが例えば半年等の猶予があればもうちょっと考えられたと思いますので、そこ辺りは今後も、そこ辺りの周知方法、またダイヤの変更方法、それは事業者も含めてちょっと検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁は求めないので、終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

2点質問いたします。

6ページの八郎湖周辺清掃事務組合を1つのブロックとして広域化・集約化を進めるところなのですが、進めることが望ましいという、計画が進んでいくということのようですけれど、この話し合いが昨年7月から立ち上げられて課題の洗い出しなどに取り組んできたところですが、ということですが、課題の洗い出しの中でどのような課題が出てきたのかということをお尋ねします。秋田市、潟上市、八郎湖周辺の清掃事務組合の焼却炉の建設された年が違っていると思うのですよね。潟上市のものが一番古いのか、秋田市でも20年以上は経っていると思うのですけれど、ただ八郎湖周辺清掃事務組合の焼却炉が一番新しいのではないかと、ちょっと間違っているかもしれませんが、これを広域化することによってメリットが大きければいいですが、もしかしてデメリットの方が大きいこともあるのではないかと思いますので、その課題の洗い出しをされたということの、課題というのはどういうことだったのか、お尋ねいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後4時02分)

(午後4時04分)

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

三村議員のご質問にお答えいたします。

秋田市、潟上市、八郎湖周辺清掃事務組合のブロックがということなのですが、今、少子高齢化で人口がどんどん減ってきております。ごみ処理場をつくるにあたっては、ある程度一定規模がないと経費がかかり増しになるということで、そういった関係で県の広域化計画があるのですが、最新の計画では規模を集約する形で、今、秋田市、潟上市、八郎湖周辺ということになっております。ですので、まずは人口的なものということです。

あとは、それぞれのごみ処理施設なのですが、潟上市が今、大分老朽化が進んでいるということで更新待ったなしというような状況になってきておまして、そういった中で秋田市と共同でやっていく方向に向かっております。そういった中で、村もいずれこのブロックという枠組みになっていますので、一緒に入って検討していくというような形で今検討が進んでいるということです。

あとは課題ということになりますと、やはり今後のごみ処理をどのように効率化してやっていくかということになりますけれども、その中でもそれぞれ処理方法が違いますので、集め方ですとかそういったものが変わってくるということがございます。あとは費用の問題ですね。秋田市の方にお願ひするといった時にどういった費用になっていくか、それから距離的にも集約すればするほど遠くなっていくということもありますので。そういった中でまた、受け入れる際に通常でも秋田市の方では結構並んで搬入するということがあるようでして、その待ち時間ですとかかかってしまうというような課題もあるそうです。それぞれまた秋田市の方でも今後更新が必要になってくるといった中で、この全体でどのようにやっていくのか、どのような規模でつくっていくのか、そういったことがあります。そういったことも含めて全体で検討していかなければいけないというところが今の課題ということでもあります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

ダイオキシンの問題で新しい焼却炉を建設するときに、その間、秋田市にお願いしていたということがあります。潟上市の焼却炉がバグフィルターを、確か取り換えるか何かで古い建物をそのまま使っていたと思うので、多分、潟上市の焼却炉が一番古い焼却炉であるとは思いますが、多分、一番新しいのだと思うのですよね、八郎湖周辺の、この秋田市、潟上市の中では。なので新しい焼却炉が長く使える訳ですから、その辺りこの八郎湖周辺の焼却炉が有効に使えるようにという点を、秋田市の方に持っていかれないのかとい

うことを私としてはちょっと心配するので、秋田市の焼却炉が大変大きいので秋田市の方に持ってきてくださいというふうにいつてしまわないかということが心配なのですが、その辺りメリット、デメリットを考えながらということですので、なるべく大潟村にとってメリットのある方向でやっていつていただければと思います、そのような方向で検討していただければと思います。そのような話合いもされているかとは思いますが、いかがでしょうか。焼却炉の年数ということの考慮もあると思いますが。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、まだ現在の八郎湖周辺の焼却炉は使える状況にはありますが、ただこの先の更新にあたっては、どうしても人口減少と規模の関係で更新しないという方向で今も話が進んでいるということです。そういった中でまだ使えるうちはどうするのかと、それぞれタイミングが違ってきますので、そういった中でどういった形がいいのか、タイミングですとかいろいろなことまた踏まえながら検討していきたいというふうを考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【3番：三村敏子議員】**

次の質問に移ります。

次の質問なのですが、マイタウンバスのところで15ページ、夜の9時のマイタウンバスが2.3人から4.8人くらいの利用者だったということで、結構高校生が使っているのだなと思いました。

自分がバスの様子を見ているときに、9時過ぎの循環で使っているバス、あのバスの乗客が少ないように思うのですけれども、一番少ない乗客数のバスはどの時間帯のバスだったのか、その9時台のバスだったのか、一番乗っていない、乗客が少ないバスの時間はどのバスだったのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

三村議員のマイタウンバスの利用者に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、最終便、先ほど大体2.3人から4.8人、2人から5人程度というふうに申し上げましたが、全員が高校生という訳ではございません。県立大の大学生であったり、あるいは一般の方も乗車した数値ということでご理解いただきたいと思います。

また、乗車人数が少ない便ですけれども、サンルーラル大潟を3時21分に出発する八郎

潟駅行きのバスであったり、同じくサンルーラル大潟を午後6時54分に出発するバスであったりといった部分に関しては1日の乗車人員が、ずっと集計をしている訳ではないのですが調査期間においては2人以下ということで、非常に少ない状況になっております。

以上でございます。

**【3番：三村敏子議員】**

循環しているバスと連携している、9時何分のバスも少ないのではないかと思います。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

すみません、ちょっと循環バスについては今手元に…

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後4時15分)

(午後4時16分)

再開いたします。

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

大潟村の循環線、ルーラル発の9時25分に合わせたバス、大潟村に向かうバスについては、大体平日であれば3人から5人程度になっております。その帰りですね、循環し終わった後、大潟村から五城目方面に向かうバスにつきましては、平日であれば4人から9人というような乗車人員となっております。

以上でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

そうすれば、一番乗客が少ない夜9時台のバスをやめることにしたという理解でいいのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

三村議員の再質問にお答えいたします。

バスは車庫から出てまた戻ってこなければならぬので、どうしても最終便に21時7分のバスを運行してしまうと村にはルーラルの前に21時36分に到着するのです。それで仕事が終わるというわけではなくて、それから五城目の車庫に戻って終業点検をしてといった時間も含まれてシフトが組まれております。ですので、先ほど申しましたように、最終便

の利用者は2.3人から4.8人、2人から5人程度というふうに申しあげましたけれども、こちらについては他の時間帯より、特に村から八郎潟方面に向かう午後の便よりは多く利用されており。先ほどの質問にもありましたが、村としてはやはりこちらが廃止されるのであればそちらの代替になるような便の確保を、具体的にこの時間帯とこの時間帯、あるいはこのJRに合わせてこういう便が増設できないかということも含めて何回も協議はしたところでありますけれども、残念ながら運行事業者の事情によって、ちょっとそのダイヤの造成といいますか、工夫ができなかったといった形になりますので、よろしくお願いたします。

以上になります。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

広域のバス、南秋地域広域マイタウンバスとして今やっているわけですけど、他の町村でやっている三種町とかであれば、ふれあいバス、巡回バス、JR鹿渡駅と森岳駅に接続するようになって、秋北バスとも連携しているとか、そのようなやり方をやっている自治体もありますので、南秋地域広域マイタウンバスで補えないところを、村がそういう三種町のようなやり方も取り入れるようなことはできないでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

三村議員の再々質問にお答えいたします。

マイタウンバスの代わりになる新たな公共交通の確保、手段の検討ということですけども、これまで申しあげましたとおり、なかなか代替となる運行事業者の運転手がこの地域で足りないという現状がございます。ただ、そういった中でどういった対応ができるのか、どういう工夫ができるのかというのは、南秋地域の公共交通活性化協議会の中で情報共有しながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

どうかよろしくお願いたします。

**【3番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、日程第31、「令和6年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の設置について」を議題

といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第5条第2項の規定により、令和6年度大潟村歳入歳出予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

特別委員会の定数は、委員会条例第5条第3項の規定により、10名にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、特別委員会の委員の定数は、10名に決定いたしました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、私を除く2番から11番までの議員10名を指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、私を除く2番から11番までの議員10名を、特別委員会の委員に決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第3号から議案第31号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第3号から議案第31号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

次に、日程第32、陳情第1号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」から、日程第36、要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」までを、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

陳情第1号から要望第1号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後4時26分)

## 令和6年第2回（3月）大潟村議会定例会【第10日目】

1. 開議日時 令和6年3月15日（金）午後3時00分～午後5時39分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本 正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原 史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井 雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋 浩人	副村長 工藤 敏行
代表監査委員 佐々木 秀樹	
総務企画課長 薄井 伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤 比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川 歳男	教 育 次 長 宮田 雅人
農業委員会事務局長 澤井 公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

- 議案第3号 大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第4号 大潟村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第5号 大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第7号 大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 大潟村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

- 議案第9号 大潟村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 大潟村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 村道路線の変更について
- 議案第12号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第13号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第14号 普通財産の貸付について
- 議案第15号 普通財産の貸付について
- 議案第16号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第17号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第18号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第19号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第20号 令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
- 議案第21号 令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
- 議案第22号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
- 議案第23号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
- 議案第24号 令和6年度大潟村一般会計予算案
- 議案第25号 令和6年度大潟村診療所特別会計予算案
- 議案第26号 令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
- 議案第27号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
- 議案第28号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
- 議案第29号 令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第30号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計予算案
- 議案第31号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計予算案
- 令和6年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の設置について
- 陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 陳情第3号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情
- 陳情第4号 「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書

要望第1号 要望書（大潟土地改良区）

意見書案第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書案

議案第33号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案

議案第34号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案

議案第35号 教育長の任命について

発議第1号 大潟村議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例案

発議第2号 大潟村議会議員政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例案

発議第3号 議会の委任による村長の専決処分事項の指定について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

### 【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は11名であります。これより、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第3号から、日程第34、要望第1号までを一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第1号から第2号、議案第6号から第10号、議案第14号から第15号、議案第16号の関係部分、議案第17号から第21号及び陳情第1号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後に採決いたします。

総務福祉教育委員長、5番、松本正明さん。

### 【総務福祉教育委員長：松本正明】

5番、松本正明です。

令和6年第2回大潟村議会定例会において、当総務福祉教育常任委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果について報告いたします。

はじめに総務部門から審査を行いました。

議案第3号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第3号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「普通財産の貸付けについて」、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「前回の集合型村営住宅も同様の進め方だったが、前回は3月入居で、今回は4月入居開始となっているのは。」との質問に、「今回の第3期集合型村営住宅については、物件の管理及び賃貸の開始は令和7年4月から開始したいと双方合意している。E棟については3月建設開始で、残るD棟は既存の村営住宅を解体後、6月以降に建設開始となり、2棟同時に令和7年4月から貸付けしたいと考えている。外構工事はE棟だけ完成しても着手できず、D棟完成後に併せて行うため、完成が令和7年3月31日までとなり、入居開始が4月になる。」とのこと。委員より「第2期の建設のための貸付けが2月までで、管理及び賃貸の開始が3月からとなっている。3月に入っても工事が続いている状態である。第3期の貸付けが同様となる可能性があるが、貸付期間をどう解釈すればよいのか。」との質問に、「村と友愛ビルサービスとの間で契約を締結し、外構に未完成の部分もあるが2月29日までに建物本体は完成し、入居できる状態であると判断した。それを踏まえ入居の募集を行い、現在入居して頂いている。このことから貸付期間の考え方について、建設及びその後の管理、村への賃貸との二段階の設定に対し、大きく趣旨を逸脱するものではないと考えている。ただし入居ができたとしても外構工事が遅れている状況であり、業者に対し適切な期間に完了するよう指導していく。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第14号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「普通財産の貸付けについて」、当局より説明を受け、質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第15号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「令和5年度大湊村一般会計補正予算」の総務部門の審査に入りました。

当局より説明を受け、質疑に入り、委員より「法人税における補正及び法人数の減少件数は。」との質問に、「現時点で2件の減少を見込んでいる。法人による決算期の違いや資本金・従業員数の変動による均等割額の増減等を見越した今回の補正額となる。」とのこと。委員より「基金の運用について、有価証券は動産に含まれないとのことだが、歳入・歳出を経ず基金の現金を有価証券化できるようになると、議会で見えないためチェック機能が働かない。決算時に初めて見えるようになると、既に有価証券化した後になり、事前説明がないことになるが。」との質問に、「有価証券については動産に当たらないため議会の議決は必要ないと考える。決算段階では財産の調書に載り、定期預金と記載されたところが、次回からは定期預金と有価証券の二段書きになる。有価証券の保有状況については例月出納検査で示しており、監査委員のチェックを受けている。また予算段階では今回は既に積み立ててある基金について有価証券化するため、議会に見える形になるのが購

入後になったが、かんがい排水施設整備基金に関しては、財源確保のため有価証券での基金運用を行いたいため、今回補正予算で計上した。今後、新たに基金として積み立てていくものについては補正予算等で提示したい。」とのこと。委員より「基金の取り扱いについて、基金ごとに有価証券を管理するのか、それとも一括管理するのか。また上限金額等についての規則及び要綱等は整備されているのか。」との質問に、「有価証券化にあたり、要綱を定めて公金管理委員会を設置しており、更に公金に関する要綱を制定し、基金の債権化についての内規も定めている。公金管理委員会は副村長、会計管理者、総務企画課長、担当職員で構成されており、債権の選定等について諮っている。前提として基金条例もあり、要綱も規定しているが、確実かつ効率的な方法を念頭に置き、基本的には国債を中心に考えている。」とのこと。委員より「有価証券は種類によって危険度が変わるが、基金ごとに有価証券化できる限度割合等は定めていないのか。また資金ショートに対しては。」との質問に、「村としてそれほど規模が大きくないため、限度割合を定めていない。今回のかんがい排水施設整備基金は活用するのが最短でも20年後であり、債権での運用に適していると考え、運用することとしている。資金ショートについては、財政調整基金等を運用する場合は考慮する必要があるが、かんがい排水基金は20年後に使用するということが考慮する必要がないと考える。万が一、資金が不足した場合は今回購入した2億5千万円の債権を担保に購入先の証券会社より借入できることで対応できると考える。公金管理委員会での審議の経過等も含め、購入前に全員協議会等で説明の機会を設けたいと思う。」とのこと。委員より「有価証券の購入に議決が必要ないことは分かったが、予算の中で歳入に繰入し、歳出から支出することで予算に明記する方がわかりやすいと思うが。」との質問に、「令和5年度予算に関しては、債権を購入するので一般会計の歳入歳出に繰り入れし計上するべきと考え、予算計上した。ただし基金について調べると、基金の運用形態を定期預金から有価証券に替えるだけなので、一般会計の歳入歳出に計上する必要が無いこと、さらに特定目的基金を取り崩して一般会計に入れることが適切でないことも判明した。今回のかんがい排水整備基金は、国営かんがい排水事業の負担金の支払い、もしくは負担金の支払いのために借りた地方債の償還に充てる場合のみに崩して一般会計に繰り入れる特定目的基金であり、有価証券を購入するために基金を取り崩して一般会計に繰り入れるのはむしろ適切ではないため、今回は減額したい。」とのこと。委員より「OA管理費の財源内訳でその他が4千万程の減、一般財源で3,700万円ほどの増となっているが。」との質問に、「当初、ふるさと応援基金繰入金を充当していたが、当該歳入を2億5千万円減額したことに伴い、各充当先の財源を変更したものである。」とのこと。委員より「マイタウンバスの、今回減便となった夜9時台の最終便は、今後バス会社の環境が変わるなどした場合、元に戻すことはあるのか。」との質問に、「最終便の運行について、元々は村単独で運行していた時には無かった便であるが、高校生を持つ保護者の会をはじめ多くの村民の要望もあって設けられた便で、事業者が運航できる状況となれば再度

増便できるよう努めたい。」とのこと。委員より、「マイタウンバスの八郎潟方面への最終便が回送になるのは。」との質問に、「19時59分発、ホテルサンルーラル大潟前から八郎潟駅に向かう便は、ほぼ乗車が見込まれない。県や国の補助金が乗車密度によって交付されるため、あまりにも乗車人数が少ない便を常設で運行すると補助金の交付額に影響するため、回送便としている。」とのこと。委員より「多目的会館使用料4万8千円は、先日の県立大学生が研修で使用し、発表を行った際の収入か。」との質問に、「8月に東京農業大学の学生が農業体験等で宿泊した際の収入である。」とのこと。委員より「多目的会館の使用は、どのような形で許可及び公表されているのか。またサンルーラルとの使い分けは何か決めているのか。」との質問に、「現在は一般の方の使用はできず、職員の緊急時の宿泊や郵便局員の休憩等に許可している。多目的会館の規則では、災害時における職員の執務・待機のための使用、村に調査研究で訪れた方の短期的な使用となっており、他には村長が特に認めるものがあるが、今の所そのような使用はない。」とのこと。委員より「県立大生が今年度フィールドで調査研究を行っていたが、その際はルーラルに宿泊していた。大学の判断にもよるが、調査研究等で使用できるのであれば、もう少し情報をオープンにし、村でいろいろな研修をしてもらえたのでは。」との質問に、「施設自体を知っている方が利用していると思うが、村で研修する場合は村職員も関わっている可能性が高いと思うので、周知していきたい。」とのこと。委員より「雑入において、公共交通活性化協議会負担金還付金が減額され、歳出の協議会負担金も減額されているが。」との質問に、「南秋地域公共交通計画が令和5年6月に策定され、令和5年度から各市町村の負担割合が改定されたことに伴い、村の負担割合が75.3%から68.825%に下がったため、歳入・歳出ともに減額になったことによる。」とのこと。委員より「移住就業支援事業が260万円減額となった理由は。」との質問に、「東京23区に在住されている方、勤務されている方が、大潟村に移住した場合に補助が出るものである。ただし条件として県が登録している企業に就職することになっており、対象者がいなかったことによるものである。」とのこと。委員より「移住体験ツアーを行わなかった理由は。」との質問に、「子育て世代の方も教育関係機関を見学できるよう夏休みの後半、8月下旬の開催を予定していたが、地域おこし協力隊の協力を得ながら実施する予定だった。業務が重なるなど日程の確保ができず、実施を見送った。」とのこと。委員より「ポルダー婚活事業が減額になっているが、イベント回数や企画内容は前年と比べてどうなのか。」との質問に、「ポルダー婚活支援事業のイベント開催については、コロナが5類に移行したことにより当初の計画どおりに開催する予定で、当初5回開催する予定が、うち2回が参加者不足により中止となった。今後、日本酒の婚活に参加者が集まるようなので、3回の実施になる見込みである。」とのこと。委員より「住まいづくり支援事業補助金で1,050万円のうち350万円が減額となっているが、実績は何件か。」との質問に、「移住定住促進事業の住まいづくり支援事業補助金は、中央3番地の宅地購入者、または空き地の購入者、中古住宅購入者、

持ち家のリフォームの商品券使用に関する補助金となっている。中央3番地の宅地購入者は当初の予定どおり5件の補助があった。空き地を購入し家を建てた方は、当初予定2名に対して0件で、中古住宅を購入された方は、これから申請予定だが1件の見込みである。持ち家の増改築に関しては3件を見込んでいたが、1件の申請であった。今回の実績により減額したものである。」とのこと。委員より「地域おこし協力隊と、結婚支援センターの事業実績と、成婚された方の在住については。」との質問に、「地域おこし協力隊は令和元年度から延べ9名が着任し、本年度は7名が活動している。うち4名が退任、または3月末で退任の予定となっている。また来年度は3名が着任予定となっている。結婚支援センターの実績については、令和4年度からの実績として、中止になったイベントは1件、令和5年度は3件中止があったが、主に女性の参加者が集まらなかったことによるものである。成婚者の実績は令和5年度末時点で7組となる予定である。7組のうち6組が村に在住もしくは在住予定である。」との質疑や意見が出されました。

次に、福祉保健課部門の審査に入りました

議案第6号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け質疑に入りました。委員より「今回村は13段階に引き上げるが、13段階以上の自治体はあるのか。」との質問に、「全国的に見れば13段階より多いところもあるが、県内ではまだない。今回は国の標準が13段階で示されたことにより、改正するものである。」とのこと。委員より「村負担を増やし、もう少し低所得者の軽減することはできないのか。」との質問に、「第1段階から第3段階の軽減について、そもそも村の保険料の基準保険料が4,600円と県内では一番低い保険料であり、そのため第1段階の年額1万5,732円は全国的に見てもかなり低い保険料である。また基本保険料が安いため軽減分を乗じてあまり差がないと感じるところがあると思うが、全県では8期の段階で一番安いと理解していただきたい。」とのこと。委員より「今回の改正で8期より9期で収納額が多ければ、低所得者の単価を下げられるのではないか。」との質問に、「第9期に関しては収納額の増額が見込まれるが、人口減少や介護給付費の増加が見込まれ、その分の支出も増加する見込みである。低所得者向けに回していくと今後給付費の支払いに不安が生じ、村財源で負担しなければならなくなると思う。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第6号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」から、議案第10号「大潟村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、関連があるため一括議題として当局の説明を受けました。委員より「新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携となっているが、村としてはどの医療機関と連携する

ことになるのか。」との質問に、「事業所単位で医療機関との連携を図っていくことになるので、村の場合は事業所のほとんどを正和会に委託しているため、正和会と連携する形になると思う。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第7号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号の採決に入り、議案第8号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号の採決に入り、議案第9号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号の採決に入り、議案第10号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「令和5年度一般会計補正予算案」の福祉保健課部分の審査に入り、当局の説明を受け、質疑に入り、委員より「価格高騰重点支援交付金が大幅に減額になった理由は。」との質問に、「減額理由として3万円の給付金について、課税されているものに扶養されている方も対象となったため大幅な増を見込んでいたが、実際の申請が多くなかったことによるものである。」とのこと。委員より「福祉医療支給事業が360万円増額になった理由は。また訪問看護の利用実績は。」との質問に、「高校生の医療費無料対象が令和4年8月からなので令和4年度は8月から3月までで、令和5年度は4月から3月までの1年間であり、高校生まで拡大し利用者が増えたことによるものである。訪問看護を利用されている方は、現在1名である。」とのこと。委員より「県は来年度より医療費助成を18歳まで拡充するので、来年度より村の負担が減るのか。」との質問に、「そのとおりである。」とのこと。

質疑を終結し、次に、議案第17号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第17号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「歳入の保険税の補正額が大きい。」との質問に、「当初予算の保険税の計上の仕方は、県から事業納付金が示された後に、市町村の保険料や給付費などに係る県繰入金を差し引いた額、つまり事業納付金から県繰入金を差し引いた額が必要保険額と示され、それに基づいて計上している。村政報告にあったように、今年度は事業納付金が村の負担を超える非常に高い金額になっており、この減額補正ほどの大きい1億2,000万円という減額補正となっている。」とのこと。委員より、「今回基金から1億1,000万円ほどの繰入で、基金の残額はどのくらいか。」との質問に、「約1,000万円になる。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第18号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「居宅介護サービス計画給付費の審査手数料が増えている要因は。」との質問に、「施設の入居待ちが少し増え、全体的に今年度、要介護の認定審査も増えて、介護度がついている方が増加傾向にある。それを受けて居宅介護サービス計画費等も増えてきているのではと思う。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第19号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けました。

質疑及び討論はなく、採決に入り、議案第20号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けました。

質疑及び討論はなく、採決に入り、議案第21号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門の審査に入り、議案第4号「大潟村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「4月1日からの施行だが、安全計画と業務継続計画はすべて用意できているのか。」との質問に、「策定が義務づけられている安全計画については既に作成しており、村のホームページにて公表している。努力義務となっている業務継続計画は、児童クラブ単独では策定していない。村としては業務継続計画を策定しており、そこに児童クラブを追加するか、もしくは児童クラブ単独で策定するかは、今後検討する。」とのこと。委員より「条例を定める側と努力義務が課される実施者が同一である場合においても、努力義務はあくまで努力義務であり、施行と同時に実施する必要はないのか。」との質問に、「あくまで努力義務であり、条例上そこまで求められていないという認識であり、現時点での議論にはなっていない。」とのこと。委員より「衛生管理で研修や訓練との記載があるが、食中毒に関することなので給食かと思うが、委託している場合は受託者が実施するのか。」との質問に、「放課後児童クラブの場合、給食ではなくおやつを提供として職員が実施している。村としては県主催の研修会への参加や保健センターや診療所と連携し、職員に対する研修や訓練の機会を設けるように努めていきたい。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第4号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会部門の審査に入り、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「放課後児童クラブの利用収入が増額されているが、利用者が増加しているのか。」との質問に、「放課後児童クラブの登録者は昨年度からほとんど変わっていないが、一人当たりの利用回数が増加している傾向にある。」とのこと。委員より「休日部活動の地域移行で国の方針も変わったが、現状男鹿潟上南秋地区はどのような状況なのか。」との質問に、「文部科学省からは令和7年度末までに休日の部活動地域移行を行ってほしいとの目安が示されている。令和5年当初予算編成時は令和7年度末までに達成する強いスタンスだったが、その後、国が自治体の事情に応じて移行を柔軟にして構わないと方針転換したため、部活動の地域移行と同時並行的に、周辺市町村との広域化を模索しているところである。」とのこと。委員より「報償費はどのような計算で予算要求したのか。」との質問に、「事例が少ない状態だったため、周辺市町村などから聞き取りした情報などで算出した。9月から3月の土曜日について、日額で積算した予算となっている。」とのこと。委員より「奨学金貸与事業における減額については。」との質問に、「減額しなかった200万円は3月補正の査定の段階で、まだ募集中だったため残したものである。今年度初めての取り組みで、規則を作るにあたり県内市町村や育英会の奨学金規則を参考にしたが、昨年12月に可決したため村の募集が遅く、年明けの募集になった。手を上げる機会を設定できなかったため、予算の執行もなかったという状況である。」とのこと。

質疑を終結し、教育委員会部門の審査は終了しました。

関係各課が入場した後、再開し、討論はなく、議案第16号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の総務福祉教育委員会部門の採決に入り、議案第16号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、陳情について報告いたします。

陳情第1号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」の審査に入り、委員より「納めた年金が請求できないとしたら、それも不条理だと思う。再度日本に来た時、無年金者になるのも当たり前の話だし、陳情に違和感を覚えるので不採択。」「日本の経営者が何度も脱退させ一時金をもらい、また来日して働いてを繰り返し、年を取り働けなくなったら生活保護を受けると書かれているが、実際働けなくなってから日本にくるのか漠然としているので不採択。」との意見が出され、採決の結果、陳情第1号は全会一致により不採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案及び陳情の審査経過と結果について、報告いたします。

#### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第5号、議案第11号から第13号、議案第16号の関係部分、議案第22号から第23号、陳情第2号から第4号及び要望第1号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、4番、菅原アキ子さん。

**【生活産業委員長：菅原アキ子】**

4番、菅原アキ子です。

令和6年第2回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案および陳情・要望について、その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門から審査を行い、その後、当局が入れ替わって、産業振興課、農業委員会の産業部門の順に行いました。

議案第5号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「なぜこの時期に管轄する省が変わったのか。」との質疑があり、当局より「理由としては、新型コロナウイルスが発生し、厚生労働省の業務が非常に膨らんできているということで、省庁間で業務を平準化する必要があり、既に下水の方は国土交通省の所管となっており、令和6年度から水道も国土交通省で所管する形になる。水道施設整備等の所管は国土交通省、水質関連の所管は環境省ということで、厚生労働省から2つの省庁へと所管が変わったということになる。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第5号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号「村道路線の変更について」、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「今回の変更路線は子育て世代が多い場所であり、安全面についても十分考慮したのか。」との質疑があり、当局より「住宅が新しくできたところであり、利便性の向上といった観点からも設置したものになる。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第11号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「工事請負変更契約の締結について」、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「変更の額の上限や割合は決まっているか。」との質疑があり、当局より「上限は特に定めていないようなので、変更の要素が生じた際には通常、変更契約で対応することとなる。変更の仕方に関しては請負比率をもとに変更を行う形になる。今回の第1工区に関しては、請負比率が96%程度であったと記憶しており、変更する際は改めて設計を行い、それに対して96%の請負比率をかけて変更金額を算出し、計上してい

る。」との答弁でした。委員より「今回は水が出てくるというだけで、設計をし直す必要があるのか。」との質疑があり、当局より「水中ポンプ設置、ウェルポンプ設置に関しては単価が決まっている。今回、水中ポンプの増額が110万程度、ウェルポンプが約100万で、合計で210万程度の増額となっているが、水中ポンプに関してはほぼ全線で、想定より20センチ高いところから水が出てきており、当初想定したよりも大幅に増えている。ウェルポンプに関しても同様で、元々1箇所当たり1日程度で良かったものが、2日間程度に増えている。ウェルポンプは費用が高く、そういう中で再度必要量を精査し、積算を行い、費用を算出する必要がある。」との答弁でした。委員より「地下水が出ることを想定していたとのことだが、調査したものなのか。」との質疑があり、当局より「国の補助金を活用し、設計の委託と工事を行っている。国からの内示が11月初旬であり、地下水の状況を設計前にあらかじめ調査し、設計を組むことが困難だった。落水期のため通常よりは地下水位が低いだろうという想定で、実際工事をしてみて状況を判断するという形を取らざるを得なかった。そのため、これまでの工事等の実績を考慮し設計を実施しており、事前の調査は難しい。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第12号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号「工事請負変更契約の締結について」、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「工事の関連で出た残土を、残土置き場まで運ぶことは理解できるが、均すところまでやる必要があるのか。残土置き場を管理する課がやるべきではないか。」との質疑があり、当局より「これまで上下水道、道路工事等で残土が発生した場合は、その工事を発注した課や担当で残土の敷き均しや処分まで行っている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第13号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の、当委員会に関係する部分の審議に入り、生活環境課の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「北の橋の工事が入札不落になった理由は。」との質疑があり、当局より「積算を行った秋田県建設・工業技術センターにも確認してみたが、今回の工事では支承という部材が設計費の大部分を占めていて、規模的に受注者が利益を出しにくい状況があり、それによって落札していただけなかったと考えている。入札は、7社参加したうち、当日入札したのは1社のみ、その他の事業者に関しては辞退という結果だった。そのため、来年度に繰り越して事業を実施したい。」との答弁でした。委員より「前回の工事から何年経過しているのか。また、工法は今までと同じか。」との質疑があり、当局より「前回いつ工事したのかは定かではないが、令和3年度に行った橋梁点検の中で修繕が必要と判断したので、それをもとに今回の工事を行うことになる。」との答弁でした。委員より「やるとすれば、同じ工法でい

いのか。多少金額がかかっても安全なものにしてほしいので、ぜひ検討してほしい。」との質疑があり、当局より「改修工事を行うには、設計等にも時間がかかるため、昨年度は一旦応急処置を行った。今回が、抜本的な改修となる。」との答弁でした。委員より「当初予算に改修予算が計上されており、入札不落という状況下で、なぜ今補正したのか。」との質疑があり、当局より「不落になった件に関して業者に聞いたところ、規模が小さくて利益を出せないということが実態のようである。例えば、塗装に関しては、規模が小さい場合、必要な量を少量で購入するには無駄が発生するなどして、積算の単価よりも実際は高上がりになってしまうし、橋梁工事に関しては様々な下請け業者が関わる必要もあるということで、規模が小さい工事はそういう点でも掛かり増しが多く、積算と合わないのでも落札が難しいという状況だった。技術センターと相談した結果、来年度、2つ工事を予定しているため、それと合わせて、ある程度大きな規模で行うことで落札ができるだろうとの回答をいただいたので、その方向で動いている。また、7月に入札を行ったが、7月の大雨被害により、秋田市では業者の機械類が浸水被害に遭い、さらに復旧に向けた緊急な対応もかなりあり、これらが落ち着くまで発注は難しいだろうということで、こういう判断となった。」との答弁でした。

質疑を終結し、次に、議案第22号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「浄水場の配水池造成工事の補助金の補助率はどれくらいか。」との質疑があり、当局より「対象経費の3分の1になる。今回3億5,000万程度で、その3分の1の1億1,900万程度を国庫補助の歳入として計上している。」との答弁でした。委員より「配水池はいつ頃完成予定か。」との質疑があり、当局より「完成予定は来年の1月から2月を見込んでいます。3月にはかからないように進めていきたいと考えているが、部材等の調達の一部懸念される部分がある。関西での大規模なイベントがあるため、それが全国に波及して部材の調達ができないことも想定されるが、順調にいけば1月下旬に完成する予定でいます。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第22号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「下水道に流しただけ経費負担がかかるとのことだが、下水管は今のままの状態でもいいのか。どのように考えているか。」との質疑があり、当局より「村ができる対策としては、不明水をどれくらい減らせるかということになると思う。下水の工事は約10年行い改修に努めてきたが、下水が詰まったという連絡を受けて見に行った際に、雨樋がついていない家を見ると、直接、マスに雨水が落ちるような作りになっている家もある。地下水の浸入を防ぐのは限界もあり、そういう部分も減らしていけば、不明水は少しずつ減っていくのではないかと考えている。ただ、各家庭の設備になるので、直してくださいというような言い方もできないと考えている。加

えて、令和6年度から企業会計が始まるので、資金に関しても下水道単独で行っていかなければならない。工事を行うにも、もしお金が足りないということになれば、資金繰りからの仕事になる。そのため、そういった面で直すべき所は選んで直していきたい。」との答弁でした。委員より「不明水は以前から懸念事項となっているが、以前と比べて不明水は減っているか。」との質疑があり、当局より「不明水の量は毎年の気象条件などによって異なるので一概に比較はできない。しかし、重要箇所と認識しているマンホールを見に行くこともあるが、以前よりも滞水が減っていると思う箇所はある。ただ、7月豪雨のような災害は別の話になるが、体感としては長寿命化計画の工事の効果は出ていると思う。」との答弁でした。委員より「雨樋がついていない家について、家庭のことなので言いにくいのもわかるが、一言、注意喚起などはないものか。」との質疑があり、当局より、「下水道の不具合などで伺い、そういうことが確認できた際は、マスに雨水が入り込まないような工夫をお願いしている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第23号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、産業振興課、農業委員会の、産業部門の審査に入りました。

議案第16号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の、当委員会に関する産業振興課、農業委員会に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「補助事業のカントリーエレベーター公社の精米設備は、輸出用の用途でしか使用できないのか。」との質疑があり、当局より「輸出に限らず使用できる。」との答弁でした。委員より「玉ねぎ乾燥調整施設電気・燃料等高騰緊急支援事業に関する農協への補助であるが、農協の決算にて5,000万円を組合員に還元できると聞いている。まずは自助努力をした上での申請なら納得できるが、このままでは納得できない。これを認めてしまうと、次はニンニク、カボチャと、他の作物についても検討していかなければならないと思う。今回の予算計上に至った経緯と、農協の収益の精査をしたとき、今後の補助をどのように考えているか。」との質疑があり、当局より「昨年12月の初旬に、農協の組合長、専務、常務が村長へ、玉ねぎ乾燥調整施設部門の経理の中で光熱費が急激に収益を圧迫しているため、助成のお願いに来ていた。そのときの資料の中で、令和3年から5年の光熱費のシミュレーションを示しており、令和4年から令和5年にかけては245万円程度の光熱費の割増が見込まれるということでのお願いであったので、その部分について検討した。一方、同時期に県の事業で、米、麦、大豆類の乾燥調整について、カントリーやライスセンター等の共同利用施設は、1トンあたり1,000円、30ヘクタールを超える個人経営は、1トンあたり600円の助成を行うという情報を得て、村としては、共同乾燥調製施設という観点から、そこにタマネギも対象としてほしいと県にお願いしたが、汲んでもらえなかったという背景がある。そうした中で、先ほどのかかり増し経費について、村でどのような形で支援できるかを検討し、2分の1程度である100万円を上限に計上させていただいた。最

近になって農協の決算見込みが出てきて、余剰金が過去最高レベルに達しているというような情報も入ってきている。基本的には農協の経営全体に対する支援ではなく、村として産地生産基盤パワーアップ事業で導入した高収益作物のタマネギの栽培支援という観点で今回予算を計上させていただいた。執行にあたっては、状況を精査した上で、農協と協議をして進めていきたい。」との答弁でした。委員より「産地生産基盤パワーアップ事業で建設したもののなので、という考えでいくと、米粉事業や今回のカントリー精米工場も同様に支援せざるを得なくなると思う。会社自体は儲かっている中で、産地生産基盤パワーアップ事業という冠があれば2分の1は村で助成してもらえるとという前例があると、今後もそういう話になってしまうので、今後の課題として検討が必要と思う。そういう点も指導しながら農協と協議していかないと、今後、禍根を残すようなことになってしまうので、執行にあたっては、もう少し検討をお願いしたい。」との質疑があり、当局より「悪い前例にならないよう、支援先がどのような経営で、どのような状況なのかをしっかりと精査し、執行する。ただ支援をする趣旨については、ご理解をお願いしたい。」との答弁でした。委員より「農協自体にすごく利益が出ている状況であれば、助成金を出したとしても2割から3割は国税として支払うことになってしまう。そのことも十分に検討していただきたい。」との質疑があり、当局より「執行にあたっては、農協の決算状況を見た上で、タマネギ事業の今後の継続、拡大も勘案しながら検討していく。」との答弁でした。委員より「執行にあたっては検討するということがだが、今回の補正予算に計上されている以上、検討以前にこのお金は農協へ支援するという決定であると理解せざるを得ないと思うが、いかがか。」との質疑があり、当局より「可決いただければ執行できることにはなるが、この予算を全て執行していくということではなく、実績に応じて、かつその実績には経営状況も勘案させていただいて、農協と協議していく。」との答弁でした。委員より「おおがた旅割プラス事業の執行率が悪かった理由は。」との質疑があり、当局より「1泊2日、2食付き、旅割プラス対象の宿泊費に補助することで、低価格帯のビジネスプランと実質負担額に差がないよう設定した。これにより、ビジネスプランから旅割プラス対象プランの利用に移行するだろうと考えていたが、結果として、思うように進まなかった。効果的な事業周知ができていなかったことなども要因の1つと考えている。」との答弁でした。委員より「今回の補正の減額で、執行率はどれくらいになるのか。」との質疑があり、当局より「3月4日時点では約80%になる見込みである。」との答弁でした。委員より「温泉保養センター施設整備事業の減額は、請負総額が出たのか。施設内のポンプはどういう状況か。」との質疑があり、当局より「全て請負差額によるもので、今回実施したポンプ関連の工事2件については、改修後、問題なく稼働している。また施設内には様々なポンプがあるが、今のところ施設から不具合などの報告はない。」との答弁でした。委員より「今回出た請負差額で、たくさんあるポンプの軽微な修繕などを実施することはできないのか。」との質疑があり、当局より「村では、壊れるまで使いたいというのが前提にある

ので、前倒しで直すというよりは、長寿命化を図り経費を削減していきたいと考えているので、不要になった予算は減額としている。」との答弁でした。委員より「村としては防災林に対して長期的にどういう計画を持ち、どういうところを目指しているのか。」との質疑があり、当局より「検討会を開催した中での意見として、下刈りがしやすく管理に費用がかからない樹種の選択、また景観が良いもの、大潟村の土壤に合ったものでないと枯れてしまうので、有識者の方や県と相談しながら慎重に進めてほしいなどの意見をいただいているので、長期的に判断していきたいと考えている。村では、保安林に指定されているのがおよそ360ヘクタールあり、大まかには幹線道路沿いになる。その樹木はほとんど枯れており、現在、伐採をしてきているが、その後の植栽については県営事業で植栽していただいている。植栽している樹種はヤチダモ、ハルニレ、ケヤキなどの3、4種類で、村の土壤で生育が良好であった試験結果に基づくものであり、基本的には広葉樹であるこれらの樹種で植栽していく。検討委員会の中では、今のポプラのような高木管理とならないようにという意見があったので、新たな樹種で植栽しているが、特に農地に面した樹高の高さには注意していく。住区内については昨年度から危険木などの伐採を進めている。今年度が2年目で8年くらいかかる予定であるが、まずは伐採して、その後、住区からの要望も聞きながら、植樹が必要なところについては住環境に配慮しながら進めていきたいが、樹種の選定までには至っていない。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、議案第16号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、当生活産業委員会に関係する部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情についてご報告申し上げます。

陳情第2号「『最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」については、委員より「最低賃金を全国一律にすることだが、秋田県ではまだ900円にも満たない状況である。賃金が高くなることで中小企業の経営を圧迫するのではないかとということも考えられるが、そこには支援策も講じてほしいと書かれているので、国民としては、物価が高騰していることもあり、まずはこれが実現してほしいという思いで採択したい。」との意見や、「このままいけば、賃金の高い地域に若い人が流れていって、ますます過疎化が進んでくると思う。人口を一極集中させないためにも、ぜひとも国の政策として頑張っていただきたいという思いで採択したい。」との意見や、「地域ごとに違うことで、秋田県もそうであるが、人口減の要因の1つになると思う。外国では日本の数倍の賃金がもらえているところもある。昨今の物価高騰を踏まえ、賃上げは必要である。」との意見があり、採決の結果、陳情第2号は全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情」については、委員より「全国の議会でもこの陳情が出ていると思うが、

まだそれほど広がっていないのには何か原因があるのではと感じる。大潟村の実情を考えたもどうなのかなというところがあり、制定を目指す前の話し合いをする段階にあるのではないかと思う。私は不採択したい。」との意見や、「最低賃金の現状では、今のところ必要ないと思うので、不採択に賛成したい。」などの意見があり、採決の結果、陳情第3号は全会一致で不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第4号「『あきたこまち』の『あきたこまちR』への全面切り替え計画に関する陳情書」については、委員より「この件に関しては、議会でもいろいろ議論があったが、県がこのように決めたからやりなさいという高圧的な部分を感じて、生産者、消費者の声を本当に聞いているのかというのが一番問題あるかと思う。実際、あきたこまちな品種・特性と変わらない、食味はむしろおいしいと言っているが、現場で作ってみて本当にそうなのか確認する必要があると思う。本来であれば、試験的に県内で何箇所か作って研究をするべきであり、やはりそのやり方に問題があるのではないかと生産者も疑問を持っているし、何より消費者は心配されている感じがあるので、私は賛成である。」との意見や、「この陳情書を見ると、これまでのあきたこまちは生産できないのではないかという感じになっているが、実際には自家採種だったり、県外の種子だったり、従来にあきたこまちは生産できないということではなく、その種子についても、秋田県知事から検討すると発信していたと思う。県の初動は説明不足で間違っていたのではと思うが、カドミウムだけではなく、ヒ素の吸収も抑えられるという話もあるので、不採択としたい。」との意見や、「この陳情書の内容は時間的に合っていないところがあったのかと思う。自家採種でも、他県からでも、種子を持ってくれば栽培できるし、希望者は県内でも自家採種して作ってもいいということなので、不採択でいいと思う。ただ、県の姿勢として、もうちょっと丁寧に説明、やり方を検討すべきだったと県に発言していくべきだと思う。」との意見や、「カドミウムの問題もあるので、不採択でいいと思う。」との意見があり、採決の結果、陳情第4号は賛成多数により不採択すべきものと決しました。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午後4時00分)

《マイクの不具合による》

(午後4時01分)

再開いたします。

**【生活産業委員長：菅原アキ子】**

次に、要望についてご報告申し上げます。

要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」については、「1月の全員協議会でも同じ説明があったので、採択でいいと思う。ただし、この風力発電を行うことによって、どれだけのメリットがあるのか、デメリットはあるのか、そういった内容を要望書に書いていた

だければと思うので、当局から土地改良区へ伝えていただきたいと思います。」との意見や、「今年は風力発電施設についても上がってきているが、電気料金も上がってきているということで、これから整備していく話だと思うので賛成である。」との意見や、「基本的には賛成であるが、この風力発電が自然にどういった影響を与えるのか、そこをしっかりと精査しながら進めていただきたいと思います。こちらには国の補助金も出ると思うが、風力発電施設を設けることで、農家負担が本当に減るのか。むしろ増えることのないようにしっかりと整理していただきたいと思います。」との意見や、「私も採択でいいと思う。」との意見があり、採決の結果、要望第1号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました、議案および陳情・要望についての審査の経過と結果について、生活産業委員長報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、令和6年度大潟村歳入歳出予算特別委員会に付託いたしました、議案第24号から第31号についての審査の経過と結果について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、4番、菅原アキ子さん。

**【予算特別委員長：菅原アキ子】**

4番、菅原アキ子です。

令和6年第2回大潟村議会定例会において、令和6年度大潟村歳入歳出予算特別委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました案件の審査については、総務部門、福祉保健課部門、生活環境課部門、産業振興課部門、教育委員会部門の順に審査し、最後に総括質疑を行った後、討論、採決を行いました。

議案第24号「令和6年度大潟村一般会計予算案」から議案第31号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計予算案」まで、各部門ごとに順次審査を行いました。

はじめに、令和6年度は大潟村創立60周年を迎える記念すべき年度であり、また第2期大潟村総合村づくり計画に掲げる基本目標の実現に向けて、重点政策として、

- 60周年を契機とした村づくり計画
- 農業振興対策
- 子育て支援・教育の充実
- 地域福祉の充実
- 健康づくりの推進
- 環境・脱炭素施策の推進
- 移住・定住の促進

### ○生活インフラの整備

の8項目を大きな柱とした予算計上となっており、一般会計の予算総額は45億7,300万円となり、自然エネルギー100%の村づくり推進事業などの減で、前年度より、当初予算で4億8,700万円、増減率で9.6%の減となっています。また、令和6年度より、簡易水道事業および公共下水道事業が企業会計に移行することから、特別会計としては5会計となり、予算総額は全体で16億6,976万6,000円で、新たな激変緩和措置を用いた算定による国保事業費納付金の減などにより、前年度より、当初予算で1億301万円、増減率で5.8%の減となったとの説明がありました。

引き続き、各部門別に担当から順次説明を受けた後、質疑を行いました。

各部門で長時間にわたり活発に質疑や提案がなされましたが、できるだけ簡潔にご報告いたします。

総務部門では、地方揮発油譲与税の減額の理由、土地建物貸付収入の具体的な内容、熱導管敷設工事の使用料、ガス管の課税の扱い、ふるさと応援基金寄附金のサキホコレの対応、市町村振興資金による子どもの遊び場創生事業への費用、令和5年度と6年度の自衛官募集事務費委託金の違いと募集事務を市町村が行う理由、粃殻ボイラーの建設場所の課税の扱い、有価証券利子について、潟上市・南秋田郡介護認定審査会の職員派遣、村史と写真集の在庫数と今後の管理の仕方、村創立60周年記念祝賀会の日程・周知の方法、会計年度任用職員のわかりやすい手当の項目分け、地域おこし協力隊事業の国と村の負担割合や任用形態・村の支援体制、情報発信者事業の今後の進め方、かんがい排水施設整備基金の運用の仕方、統計調査の実施方法、湖東厚生病院の運営・経営状況と今後の支援のあり方や当初予算に計上した理由、修繕料と維持補修費の考え方、マイタウンバスの負担金割合変更の経緯、大潟村総合村づくり計画および総合戦略等策定事業を2年かけて行う理由、村づくり研修、国際交流員の活動、例規集の取り扱い、事務用パソコン契約の考え方、大潟村青色申告会の会員数とe-Taxの件数、村の補助の考え方などに関する質疑や意見がありました。

続いて、福祉保健課部門では、重層的支援体制整備事業交付金の予算措置のあり方、地域自殺対策強化事業費補助金の減額の理由、出産・子育て応援交付金、健康館周辺の支障のある木の扱い方、予防接種のわかりやすい一覧表での告知、ケアハウス指定管理料が減額の理由、ふれあい健康館の指定管理料が増額の理由、人間ドック・脳ドック助成の対象年齢が拡大している理由、ネウボラ事業の利用状況、認知症対策の補助金の検討、シルバ一人材センターの機材購入補助金、インボイス制度の導入によるシルバ一人材センターへの村の考え方、冬期バス乗降介助による巡回、食と農のまちづくり推進事業の内容と予算が増額の理由などに関する質疑や意見がありました。

次に、介護保険事業特別会計では、特定入所者介護サービス費の減額の理由、介護保険料の対応状況、一般介護予防費の事業内容などに関する質疑や意見がありました。

診療所特別会計では、保険診療収入が増加している要因、診療所の更新、診療所の備品購入に関する質疑や意見がありました。

国民健康保険事業特別会計では、激変緩和措置について、マイナ保険証の利用、全県統一での保険料、産前産後の保険料減免制度、ネウボラ事業などに関する質疑や意見がありました。

介護サービス事業特別会計では、介護職員の給与改定、AED借り上げ料、指定管理料の給食の件などに関する質疑や意見がありました。

後期高齢者医療特別会計では、保険料の滞納繰越の状況に関する質疑がありました。

続いて、生活環境課部門では、無代掻き栽培、村民センターの指定管理料が減額している理由、村営住宅の入居率、村道砂利道の維持管理、墓地公園の合葬墓の状況、地域活性化企業人の負担金、家庭用発電設備導入の補助金、村道の補修事業、石油交付金を活用した事業、脱炭素省エネ推進交付金、防犯カメラの設置台数と運用の仕方などに関する質疑や意見がありました。

公共下水道事業会計では、経営コンサルタント支援料の内容、消費税の扱い、公共下水道使用料が上昇する要素、予算明細書の減価償却費、貸倒引当金の算定根拠、引き継ぎ金の考え方などに関する質疑や意見がありました。

簡易水道事業会計では、貸借対照表の見やすい比較の仕方、アセットマネジメントの策定委託料、十分な水量の確保などに関する質疑や意見がありました。

続いて、産業振興課部門では、みどりの食料システム戦略推進交付金の歳出充当先、有機米・有機大豆の輸出に関する需給動向の調査受託費、学校給食への有機米や有機野菜の提供、温泉保養センターの施設管理、育苗用地等管理組合活動支援事業、農業後継者育成活動推進事業と農業人材育成事業及び認定農業者協議会事業の事業内容、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業、ものづくりチャレンジ支援事業、起業支援事業の具体的な使いみち、新米まつりinおおがた事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金の負担割合、多面的機能支払交付金事業、民産学連携による農業振興推進事業、収入保険加入推進事業費、有害鳥獣駆除事業、大規模農家経営実態調査事業、狩猟免許等新規取得支援補助金、共同利用機械購入支援事業の内容、クマの対策、温泉保養センターの指定管理料の増額の理由、情報発信業務委託料の内容、商工振興会の補助金、農産物・加工品輸出促進事業の増額理由、桜と菜の花まつり推進事業、スマート農業、街路樹周辺害虫防除業務委託料、農産物・加工品輸出促進協議会への補助に対する考え方、交流宿泊等誘致推進事業の趣旨などに関する質疑や意見がありました。

続いて、教育委員会部門では、こども園の給食費の負担金とこども園使用料、案内ボランティア、男鹿半島・大潟ジオパーク推進事業、学校給食費の委託料・食材費、こども園費の増額理由、学校園建物総合管理事業委託料の増額の理由、地域人材活用学習支援事業の内容と事業費が微減になった理由、小中学校のLED化、校務支援システム導入事業の

内容、中学校施設等整備事業の工事請負費、奨学金の貸与事業、少子化対策の考え、花いっぱい運動について、スポーツコミッションおおがたの活動支援事業、ボート合宿誘致事業、中学校部活動の地域移行事業、地中熱のヒートポンプの点検保守業務、相撲合宿支援事業、村民体育館整備事業、20歳の集い式典の特別旅費と消耗品費が増額の理由などに関する質疑や意見がありました。

各部門別による審議を終結した後、総括質疑に入りました。

総括質疑は、マイタウンバスの減便について、高齢者が増えていく中での足の確保について、村の生態系公園の運営と協力隊の方との関わり方について、住まいづくり支援事業補助金について、子どもへの更なる支援と子育て施策のPR効果、相撲合宿について、地域おこし協力隊への村の支援体制について、高収益作物の栽培拡大に向けた考えについて、国保の激変緩和措置について、若い世代への支援のあり方について、体育館の整備事業について、村民を巻き込んだ施策の取り組みについて、人間ドックの助成回数等の検討について、村内の団体への補助金のあり方、花いっぱい運動での土壌作りなどに関する質疑や意見がありました。

全ての質疑を終結した後、討論を行いました。

はじめに三村委員より、「やはり体育館に関して、私はもっと時間をかけていただきたいと思います。今の予算に賛成してしまうと、このまま話が進んでしまうと思いますので、反対いたします。」との反対討論がありました。

次に、戸部委員より、「三村委員から、体育館の基本設計の部分に対して反対というようなお話ありましたけれども、私も先ほど言いましたけれども、重要なことは耐震だと思います。耐震構造をしっかりと整備するというのが行政の役割だと思いますので、令和6年度の一般会計予算案について、賛成いたします。」との賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入りました。

議案第24号「令和6年度大潟村一般会計予算案」は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号「令和6年度大潟村診療所特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号「令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、令和6年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の審査の経過と結果について、予算特別委員長報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

令和6年度一般会計予算案について反対の討論をいたします。

まず、村民体育館整備事業です。多くの村民が2月初めの新聞を読んで、体育館の計画が変更になったことを知ったと思います。物価高騰のため、新体育館建設は行わず既存の体育館を増改築するという説明でした。

新築するというので、アンケートをとり、新体育館基本構想策定委員会で話し合い、新体育館基本構想を村長に提出していました。物価高騰により当初17億6千万円と想定していたが、今年1月現在では30億8千万円の想定ということなので、予算がとても新築するには足りないということは理解できますが、なぜすぐに増改築として、令和6年度予算に増改築基本設計業務委託料が計上されるのでしょうか。人口も減少しています。将来像を描きながら、これからのスポーツ施設のあり方を多くの村民で考えていくことが重要だと思います。

予算委員会の中でも様々な意見が出されました。質疑応答を繰り返すことで、こんなに多様な疑問や意見が出てくることを改めて知ることができました。一度建築すると数十年その建物は使い続けられることとなります。簡単に建て替えることはできません。後悔することのないように時間をかけるためには、増改築基本設計業務委託料は今年度の予算とすべきではないと私は思います。

また、1月4日の新聞には地方創生増田レポートについての特集記事が掲載されました。村の出生数が年間10人を割りそうだという書き出しでした。今年度の予算には、この少子化をどうにかしなければならぬという村の覚悟が私には見えてこない予算でした。子育てに関しては各種事業による村の支援が拡充されてきていると思います。そうではありませんが、村民から要望があったゴールデンウィークの保育や、今回一般質問した病児保育など、仕事をしながら懸命に子育てしている方たちからのSOSでもあると思いますが、村長の答弁からは、「検討する」の言葉もありませんでした。村民に寄り添った政治といえ

るでしょうか。そして、これまで一般質問などで提言してきた高校生の通学費への支援や大学生への給付型奨学金などは、予算化しようと思えば、予算化できたのではないのでしょうか。

さて、毎年、当然のように予算計上されている事業に大潟村交流等宿泊誘致事業があります。500万円計上されています。平成26年から実施されたということですから10年経ちます。その間、要件が拡大され、スポーツ・勉強合宿・修学旅行に加え、農業体験各視察が入り、6年度からは村開催の大会も対象となるとのこと。

一方、日本国内ではオーバーツーリズムが盛んに報道され問題視されています。海外からのお客様が一部に偏って旅行されているのですから、有名な観光地から秋田にも旅行においでいただくことをまず考えないといけないのではないのでしょうか。インバウンドをあきらめてはいないのでしょうか。大潟村は県内の観光地を回る時の拠点として、良い立地かと思えます。男鹿半島・しらかみ山地・十和田湖・田沢湖・角館・鳥海山、大潟村から全て日帰りで行くことができます。観光のターゲットを何にするのか、考え方を根本から変える必要があるのではないのでしょうか。

そして、村内の、特に高齢者の移動手段に関しては、これまでどおり循環バスに冬期バス乗降介助業務委託料が計上されています。村内を乗り降りしやすい車で移動できればと願っている高齢者のみなさんのことを考えると、胸が痛くなります。高齢になって車の運転ができなくなったら、この村には住めない、住みたくないとの声が聞かれるのは、本当に悲しいことです。

以上により、令和6年度一般会計予算案に反対いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、賛成の方の発言を許します。

8番、戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

8番、戸部誉です。

議案第24号「令和6年度大潟村一般会計予算案」を賛成の立場で討論いたします。

予算委員会審議の賛否では、村民体育館整備事業が争点となっていたので、この討論においては論点を明確にして賛成討論をいたします。

執行部から老朽化した村民体育館の増改築と耐震補強を行うため、基本設計を業務委託する予算636万9,000円が提案された内容になります。体育館整備事業はこれまで新体育館建設の方向で検討をされてきましたが、有利な補助事業が無いこと、また建設単価の高騰により当初の見込みより約2倍になっている点を考慮し、既存の体育館を増改築する方向へ舵をきりました。

当村の歳入における一般財源は予算全体の53.8%、約25億であり、財政規模からしても自主財源を投じて事業を継続すれば大きな将来負担につながる事が予想されます。検討

委員会であげられた意見を基本計画に盛り込み、増改築を選択した執行部の決断には強く同意するところであります。

増改築基本設計業務委託予算の重要性は、以下の3点であります。

まず1点目は、現状の体育館では新耐震基準を満たしていません。数ある公共施設において村民の利用者数、利用頻度が最も高い施設でありながら、確実な安全性は担保されていません。安心・安全な施設環境の整備を、スピード感をもって長寿命化を図ることは、村民から行政運営を負託された我々の務めであり、責任であります。

2点目は、建設費高騰の観点であります。予算の否決により基本設計が頓挫することは、その後の実施設計、増改築工事など、工期の延長が余儀なくされます。ただでさえ人件費や資材、燃料の高騰が続いている状況の中、着工が遅れることで建設予算の更なる高騰が予想され、総事業費が膨れる可能性があります。また、予算特別委員会において、再度選定委員会を設置し意見を聞くべきとの討論がありましたが、基本構想選定委員会は解散したわけではなく、基本設計ができてからでも意見聴取は可能であります。基本構想選定委員会で提出されたニーズを十分に考慮し、速やかな増改築工事の着手を希望いたします。

3点目は、今後の公共施設等総合計画への影響です。

村は令和3年度に公共施設等総合計画の改正を行い、令和13年までの計画を示しています。その中で「建設系公共施設の内、老朽化による改築や長寿命化の検討、対策が必要とされる築30年を超える施設は現在44.2%を占めているが、10年後には75.7%まで上昇。施設の安全を適正に保つため大規模な改修、更新が必要である。また旧耐震基準の建物が全体の23%占めており、計画的な耐震改修が求められている。今後、随時更新時期を迎え、改修、更新に係る将来コストが増大し、財政、行政サービスへ大きく影響を及ぼすことが見込まれるため、改修、建替え時期の分散化を図り、財政負担の平準化に取り組む」と示されています。本予算は公共施設等総合計画に沿った事業であり、現在の財政規模と将来の財政負担平準化を図った内容であるととらえました。また本予算が、賛否次第では計画の遅延、すなわち将来コストへの先送りにつながり、最重要視すべき生活インフラの維持へ影響を及ぼす可能性もあります。今後とも公共施設等総合計画に基づき、インフラ資産、建設系公共施設の適時適応と財政負担の平準化が図られることを期待します。

大潟村は人口減少、財政の収縮に加え、施設の維持管理費の増加や基金の縮小など、更なる財政規律が求められるフェーズに入りました。大潟村が将来も住み継がれる村として存続するためには、現世代が何を残し、いかに稼ぎ、どのように蓄えるかを今再考しなければ明るい未来を残すことはできません。現状を踏まえ、身の丈にあった行財政改革を期待し、議案第24号「令和6年度大潟村一般会計予算案」に賛成の討論といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ほかに討論ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

## 【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から、令和6年度一般会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

事業については、喫緊の課題や将来に向けての支援など多岐にわたる分野の事業を、特に力を入れて取り組む8つの重点施策として整理し、限られた財源を効率的に活用し、国、県の補助や交付税措置など有利な支援を活用しながら策定した努力を十分評価したいと思います。

さて地球温暖化による気候変動、異常気象は今や世界中で被害を及ぼしています。わが国でも毎年国内のどこかで大きな自然災害が発生し、尊い命や財産が奪われております。本県では、昨年7月14日に発生した記録的豪雨で、秋田市や隣町である五城目町も川の氾濫による浸水などで未曾有の被害に見舞われたのは記憶に新しいことです。五城目町は一昨年8月にも豪雨による災害に襲われております。

次世代のためにも、地球温暖化対策に真剣に取り組まなければならない時期であると強く認識させられています。

国は、2050年までに温室効果ガス排出を全体的にゼロにするという目標を掲げ、様々な施策を打ち出しております。しかし実行しなければ実現しません。国がやるからいいだろう、誰かがやるからいいだろうというのでは温暖化対策は進まないのです。できることをやる必要があるのではないでしょうか。

村の脱炭素事業は当初計画から詳細を詰めていったところ、一部計画変更がなされましたが、令和6年より、靱殻燃焼ボイラーによる熱供給が開始されます。その後、太陽光発電など順次進められる予定であります。このような大掛かりな靱殻ボイラーによる熱供給システムはわが国で例を見ない取組であり、今後、様々な課題が出てくるとは思いますが、社会的意義のあるこの脱炭素事業を担う民間事業者には責任をもって運営していただくとともに、当局は計画どおり事業が進むように、当面の間、指導、監督が必要だと考えます。

今年で、本村は創立60周年を迎えます。

記念事業も予定されていますが、懸念されるのは建物の老朽化と耐震性です。特に村民が頻繁に利用する公的施設は早急に対策が必要だと思います。

予算委員会では村民体育館の議論がありました。様々な活動で村民の利用が多い体育館は早急な対策が必要です。当初、当局は建て替えを計画していましたが、資材等の急激な高騰による事業費の掛かり増し等により、耐震補強と増築に変更し、6年度に基本設計する予定で予算計上されております。まず、現行の耐震基準を満たすため、耐震補強を最優先に考え、それに加えて検討委員会で出された要望を取捨選択して青写真をつくり、検討委員の意見を聞く機会をもつことが望ましいと考えます。

また、体育館は災害時の避難所としての機能も期待されます。現行の耐震基準を満たし村民が安全で安心して利用できる体育館にするために、できるだけ早く、計画どおり改修

すべきと考えます。

人口減少や少子化は、地域のみならず国全体の将来を左右する大きな課題であります。特に人口減少は、都市部と地方で地域格差が大きく、本村でも強力に押し進めなければならない課題の1つです。

令和3年度から始まったネウボラ事業、高校生まで対象を拡大した福祉医療費無償化、小中学校の給食費無償化、3歳児以降の保育料無償化や渦っ子Babyギフト事業など、村でも様々な対策を講じていることは評価いたします。しかし移住・定住を促進していくためには、子育て環境の充実が大きな要素になってきます。子育て環境をより充実し、移住先として選んでもらえるような村にしていくためにも、ぜひ子育て支援内容のさらなる検討を今後も進めるべきと考えます。

最後に、地方自治の目的は地域住民の福祉の増大であります。本予算案もこの目的に沿って作成されたものであると理解していますので、当局におかれましては事業を着実に遂行することはもちろんのこと、財政においては約20年後から償還が始まる国営かんがい施設更新事業を見据え、住民サービスとのバランスを考え、コストマインドを持ち、財政チェックも怠りなく、緊張感を持って予算執行に取り組んでいただくことをお願いして、賛成討論といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ほかに討論ございませんか。

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

本日の会議を、1時間延長いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第3号「大湊村議会議員及び大湊村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第4号「大湊村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第5号「大湊村簡易水道事業及び大湊村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備

に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第6号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第7号「大潟村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第8号「大潟村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第9号「大潟村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第10号「大潟村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第11号「村道路線の変更について」、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第12号「工事請負変更契約の締結について」、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第13号「工事請負変更契約の締結について」、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第14号「普通財産の貸付について」、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第15号「普通財産の貸付について」、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第16号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第17号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第18号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第19号「令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第20号「令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第21号「令和5年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第22号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第23号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第24号「令和6年度大潟村一般会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第25号「令和6年度大潟村診療所特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第26号「令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第27号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第28号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第29号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第30号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第31号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第1号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」について、先ほどの委員長報告は、不採択でした。

採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第2号「『最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第3号「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情」について、先ほどの、委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第3号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第4号「『あきたこまち』の『あきたこまちR』への全面切り替え計画に関する陳情書」について、先ほどの、委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」について、委員長報告のとおり採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、要望第1号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第35、意見書案第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

意見書案第1号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第1号

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月15日提出

提出者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	工藤 勝
賛成者	大潟村議会議員	齊藤 知視
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書案

一昨年から続いている物価の高騰は、国民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を

与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっている。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,113円、秋田県では897円、最も低い県では893円にとどまっている。毎日8時間働いても月15万円（税込み）程であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で216円もの格差がある。この地域間格差は、16年で約2倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

#### 記

1. 最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
3. 最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

中央最低賃金審議会会長 藤村 博之 様

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後5時11分)

(午後5時20分)

再開いたします。

次に、日程第36、議案第33号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」及び日程第37、議案第34号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、追加で提出しております議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第33号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」についてですが、取水場電気計装盤等仮復旧工事について、令和6年度における660万円の債務負担行為を新たに設定しております。

次に、議案第34号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」についてですが、取水場電気計装盤等仮復旧工事に660万円を計上するとともに、取水場電気計装盤等工事設計監理業務委託料及び取水場電気計装盤等更新工事について、令和7年度までの継続費を設定し、令和6年度分として取水場電気計装盤等工事設計監理業務委託料に57万2千円、

取水場電気計装盤等更新工事に2,593万8千円を計上しております。

これらの補正予算案の提出に至った理由であります。去る2月19日、F2取水口付近に設けている取水ポンプ場において、取水ポンプの運転ができない状況となりました。原因を調査したところ、取水ポンプ場の電気計装盤と動力盤のリレー部分等に、落雷が原因とみられる損傷と経年劣化による不具合箇所が確認されました。現在、取水ポンプの機能は維持されていますが、浄水場から取水ポンプの遠隔制御ができない状態となっております。今後、取水ポンプ場における取水に大きな影響が及ぶ可能性もあることから、不具合箇所を応急的に修繕する仮復旧工事を行うとともに、併行して電気計装盤の全面更新を行い、安定した取水ポンプの運転と制御を目指すものです。なお、施工にあたっては、機材の調達に時間を要することから、令和7年度までの継続費を設定しております。

また、補正の財源は企業債等に求めたところであります。

以上、補正予算案の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書等に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「令和6年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第35号「教育長の任命について」を、議題といたします。それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

次に、議案第35号「教育長の任命について」であります、

住所 南秋田郡大潟村字北2丁目

氏名 三浦 智

を、令和6年4月1日から新たに教育長に任命したいと考えております。

任命理由については、3月8日の全員協議会でご説明申し上げたところでございますので、ご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第35号「教育長の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第35号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第39、発議第1号「大潟村議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

発議第1号 大潟村議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例案について、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

提出者 大潟村議会議員 三村 敏子

賛成者 大潟村議会議員 齊藤 知視

賛成者 大潟村議会議員 黒瀬 友基

賛成者 大潟村議会議員 川渕 文雄

それでは、発議第1号について、ご説明申し上げます。

これまで本村議会では、議会の会議等を長期に渡り欠席した場合の報酬及び期末手当の

支給について、条例等での規定はありませんでした。

しかしながら、議員の職責及び議会への村民の信頼の確保を鑑みたとき、相応の対応が必要であることから、この度、大潟村議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定するものであります。

長期欠席については、90日以上を超えて議会の会議等を欠席した場合、議員報酬及び期末手当を減額して支給することとしています。

また、議員が刑事事件の被疑者被告人として逮捕、勾留等の処分を受けた場合においても、議員報酬及び期末手当を支給停止又は不支給とすることとしています。

条例案の文案及び概要資料はお手元に配布のとおりであります。

何とぞ、ご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号「大潟村議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第40、発議第2号「大潟村議会議員政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

発議第2号 大潟村議会議員政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例案について、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

提出者 大潟村議会議員 三村 敏子

賛成者 大潟村議会議員 齊藤 知視

賛成者 大潟村議会議員 黒瀬 友基

それでは、発議第2号について、ご説明申し上げます。

先般の地方自治法の改正により、300万円までは議員による村との請負が、規制の対象から除かれることとなりました。

同時に、議員の請負禁止の規制緩和にあたり、各議会においては透明性を確保するための取り組みが必要であると、総務大臣通知が出されました。

これにより、本村議会においても、大潟村議会議員政治倫理確立に関する条例の請負制限に係る規定を、改正地方自治法及び総務大臣通知の趣旨にのっとり、改正するものであります。

改正条例の文案、新旧対照表及び概要資料はお手元に配布のとおりであります。

何とぞ、ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第2号「大潟村議会議員政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第41、発議第3号「議会の委任による村長の専決処分事項の指定について」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

発議第3号 議会の委任による村長の専決処分事項の指定について、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

提出者 大潟村議会議員 三村 敏子  
賛成者 大潟村議会議員 齊藤 知視  
賛成者 大潟村議会議員 黒瀬 友基  
賛成者 大潟村議会議員 川淵 文雄

それでは、発議第3号について、読み上げて説明いたします。

#### 発議第3号

##### 議会の委任による村長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、  
村長において専決処分できるものとする。

1 地方自治法第96条第1項第13号に規定する法律上村の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解に関すること。

#### 附 則

この指定の効力は、議決の日から発するものとする。

#### 提 案 理 由

和解・賠償における被害者の早期救済及び事務の合理化を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項について指定するものである。

これが、この議案を提出する理由である。

以上です。

#### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第3号「議会の委任による村長の専決処分事項の指定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後5時39分)